

第2次寒川町環境基本計画

みんなでつくる みどり豊かで 空気と水がきれいなまち



平成24年3月

寒 川 町

はじめに

地球温暖化防止が、地球全体で取り組むべき課題となって以降、残念ながら温暖化の影響によると考えられる気候変動や、それに伴う気象災害の増加、平均気温の上昇、海面水位の上昇、極地や氷河の氷の減少など、様々な問題が顕在化しています。

また、記憶にも新しい東日本大震災に伴う原子力発電所の事故停止により、町民・事業者の皆様には、節電に大きなご協力を頂いていることかと思いますが、節電を通じて、私たちの省エネに対する意識は震災以前より、ますます強くなっているところです。

そのような状況の中、私たちは身近な地域の環境だけでなく、地球規模の環境問題に配慮しながら、一人ひとりが日常生活の中で、できることから取り組みを進めることが強く求められています。

町では、平成 15 年 3 月に寒川町環境基本計画を策定して以降、平成 19 年度には計画の改訂を行い、平成 15 年度から平成 23 年度の期間内において、計画に基づく取り組みを進めてまいりましたが、社会状況の変化等もある中で、町民の皆様の環境活動の活発化、事業所の皆様の事業活動に伴う環境配慮の推進、河川水質の改善傾向、資源物の分別収集の促進、省エネルギーへの取り組みによる環境負荷低減など、環境に関する状況や環境意識は向上していると考えられます。

しかし、一方でごみのポイ捨てや不法投棄による河川環境の悪化、河川の水質の持続的改善、大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみの問題、便利な生活の享受に伴う温室効果ガスの排出の問題など、今後も長期的に取り組むを進める課題は山積しています。

そのような状況の中、平成 24 年度から平成 32 年度までの 9 年間に、町が環境に関して今後取り組んでいく基本的方向性を示し、その取り組みを推進、進行管理し、環境改善につなげていくため、第 2 次寒川町環境基本計画を策定しました。

次の世代へ望ましい環境を引き継いでいくことは、私たちに課せられた重大な責務であるという認識も新たに、今回策定した第 2 次寒川町環境基本計画の方向性に基づき、町としての取り組みを進めると共に、町民、事業者の皆様とのさらなる協働により、さらなる推進に努めてまいります。

最後に計画の策定にあたりご審議いただいた寒川町環境審議会の委員の皆様を始め、ご意見をお寄せ頂いた町民の皆様に、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

寒川町長 木村 俊雄



目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項

| | |
|--------------|----|
| 1. 計画改定に至る経緯 | 2 |
| 2. 計画改定の背景 | 4 |
| 3. 計画改定の考え方 | 18 |
| 4. 計画の位置づけ | 19 |
| 5. 計画の対象範囲 | 20 |
| 6. 計画の期間 | 21 |
| 7. 計画の実施主体 | 21 |
| 8. 計画の全体構成 | 22 |

第2章 寒川町が目指す望ましい環境像

| | |
|------------------------|----|
| 1. 望ましい環境像 | 24 |
| 2. 望ましい環境像を実現するための基本方針 | 25 |
| 3. 基本目標 | 26 |

第3章 環境施策の方向

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 【参加と協働】環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし | |
| 基本目標 1-1 環境に関する情報を収集し、発信する | 32 |
| 基本目標 1-2 環境教育・環境学習を進める | 35 |
| 基本目標 1-3 多彩な環境活動を活発に進める | 38 |
| 2. 【自然環境】自然を守り、育てるまち | |
| 基本目標 2-1 生き物と生息空間を守る | 41 |
| 基本目標 2-2 農地を守り、活用する | 46 |
| 3. 【生活環境】健康で安心して暮らせるまち | |
| 基本目標 3-1 空気と水をきれいにする | 50 |
| 基本目標 3-2 近隣公害を防ぐ | 56 |
| 基本目標 3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ | 60 |
| 基本目標 3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ | 63 |
| 4. 【都市環境】緑や文化を大切にする快適で安全なまち | |
| 基本目標 4-1 身近な緑を守り、育てる | 67 |
| 基本目標 4-2 水辺を守り、親しむ | 71 |
| 基本目標 4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる | 74 |
| 基本目標 4-4 災害時に関わる環境対策を進める | 79 |

5. 【資源・エネルギー、地球環境】エネルギー・水・ものを大切にした地球環境
にやさしいまち

| | | |
|----------|----------------------|----|
| 基本目標 5-1 | ゴミを減らし、リサイクルを進める | 81 |
| 基本目標 5-2 | 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする | 85 |
| 基本目標 5-3 | オゾン層保護や酸性雨の防止に配慮する | 91 |

第4章 重点プロジェクト

| | | |
|----|------------------------------|-----|
| 1. | 重点プロジェクトの設定 | 94 |
| 2. | 重点プロジェクト「きれいな河川の再生」 | 97 |
| 3. | 重点プロジェクト「ごみ減量とリサイクルの推進」 | 99 |
| 4. | 重点プロジェクト「省エネルギーと地球温暖化への取り組み」 | 100 |

第5章 計画の推進体制と進行管理

| | | |
|----|-------------|-----|
| 1. | 計画の推進体制 | 104 |
| 2. | 進行管理の仕組みと手順 | 107 |
| 3. | 環境指標の点検方法 | 110 |

資料編

| | | |
|----|------------------|-----|
| 1. | 寒川町のすがた | 116 |
| 2. | 寒川町環境基本条例 | 123 |
| 3. | 環境審議会委員等 | 127 |
| 4. | 寒川町環境基本計画改訂の検討経過 | 128 |
| 5. | 諮問・答申 | 129 |
| 6. | 環境基準等 | 131 |
| 7. | 用語解説集 | 139 |

第 1 章

環境基本計画の基本的事項

1. 計画改定に至る経緯
2. 計画改定の背景
3. 計画改定の考え方
4. 計画の位置づけ
5. 計画の対象範囲
6. 計画の期間
7. 計画の実施主体
8. 計画の全体構成

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画改定に至る経緯

寒川町では、環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「寒川町環境基本条例（平成13年3月）」に基づき、本町が目指す望ましい環境像の実現に向けた施策を体系別・方向別に掲げた「寒川町環境基本計画（平成15年3月）」を策定しました（計画期間：平成15年度～平成23年度）。

計画策定後は「寒川町環境報告書」を通じ、環境施策の進捗状況や町民・事業者の活動状況等を点検・公表する等の進行管理に努め、日常生活や事業活動の中で心がければ出来る環境行動を分かりやすく示した「環境行動指針《町民編・事業者編》」の作成、各主体の連携・協力を目的とした「さむかわエコネット（寒川環境町民会議）」の設立や、中小事業所における環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証取得支援など各主体への取り組みに努めてきました。

また、町では一事業者として「環境行動指針《行政編》（地球温暖化対策推進実行計画を含む）」に基づき、町役場の事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの削減と省資源・省エネルギーを推進する取り組みを進めてきました。

その後、平成20年3月に、計画の基本的枠組みは継承しながら、重点プロジェクトの設定や環境指標及び施策の取り組み方針の見直しを中心とした改訂を行い、「寒川町環境基本計画改訂版」を策定し、計画の推進を図ってきました。

取り組みを進めた中では、河川水質の改善傾向や町内及び河川美化活動の活発化、公共下水道の着実な整備、事業者の環境マネジメントシステムの導入増加、さむかわエコネットの活動促進、ホームページ等による環境情報の提供の充実、ごみ資源化率の上昇など、一定の成果が表れています。

この間、国では「エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）」（平成20年5月改正）、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」（平成20年6月改正）、「地球温暖化対策に関する中長期ロードマップ」（平成22年3月発表）、「エネルギー基本計画」（平成22年6月改訂）など、地球温暖化やエネルギー問題への取り組みが強力に進められてきました。また、「生物多様性基本法」（平成20年6月制定）、「生物多様性国家戦略2010」（平成22年3月策定）など、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるための取り組みにも重点が置かれ、平成22年10月には「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が名古屋市で開催されました。

また、神奈川県においても「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成21年7月制定）、「神奈川県地球温暖化対策計画」（平成22年3月策定）など、環境施策の新たな展開を進めており、このような国・県の動向を踏まえ、多様化・深刻化する環境課題へ対応した施策の展開を図る必要があります。

一方、寒川町においても、地域における環境活動の促進、ごみ排出量の削減、温室効果ガスの排出量削減といった町民・事業者との連携や協力が必要とされる課題が挙げられます。

また今後は、平成24年度に予定されているさがみ縦貫道路開通に伴う交通体系の変化や、推進中のツインシティ倉見地区や田端地区の計画的な市街地整備等に対して、環境面に配慮した新たな取り組みも必要となっています。

このような状況の下、平成23年度に現行の環境基本計画の計画期間が終了するため、町環境基本条例に基づき新たな計画を策定する必要があるほか、当初計画の策定から9年が経過しており、環境に関する様々な変化に対応する必要があること、また計画の進行管理を進めていく中で様々な課題も挙げられており、町としてより実効性の高い計画にする必要があることなどを踏まえ、「第2次寒川町環境基本計画」を策定します。



さむかわ生き物かんさつマップ

2. 計画改定の背景

(1) 上位関連計画の改訂

① さむかわ 2020 プラン（寒川町総合計画）改訂基本構想及び後期基本計画

寒川町では、平成 14 年度に平成 32 年度までの新たな長期ビジョンとして総合計画「さむかわ 2020 プラン」を策定しました。さらに、社会経済環境の変化に対応するため、基本構想で定めた基本目標と施策の基本的な方向に基づき、必要な諸施策を体系的に示した基本計画を、平成 14 年度から平成 23 年度までを前期、平成 24 年度から平成 32 年度までを後期と定め、様々な施策が進められてきました。

このたび、前期基本計画の計画期間満了を迎えることを契機に、急速に変化する社会経済環境に対応するため、平成 24 年度以降の今後の 9 年間で展望し、本町の特長を最大限生かした実効性ある計画として、寒川町総合計画「さむかわ 2020 プラン」の基本構想が改訂され、後期基本計画が策定されました。

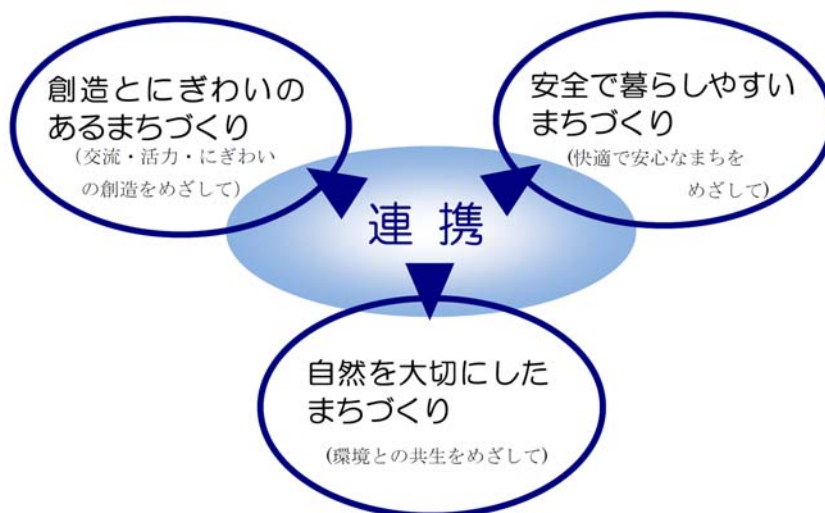
1) 改訂基本構想

○まちづくりの理念

わたしたちの住むまち寒川は、母なる川「相模川」のほとりで、水とみどりに恵まれた自然と、歴史と伝統にはぐくまれた文化の薫るまちとして発展してきました。

このような先人たちが築いてきた貴重な財産を継承し、次世代に誇れるまちづくりを進めていくことが、わたしたちの責務であります。

21 世紀の寒川が快適で住みやすく、さらに発展していくために、次の 3 つの理念を掲げ、まちづくりを進めます。



このうち「自然を大切にしたいまちづくり（環境との共生をめざして）」においては、次のようにまちづくりの理念を掲げています。

河川や緑地などの豊かな自然空間は、人々の生活や心にうるおいとやすらぎを与えてくれます。今後も、これらの貴重な水辺やみどり空間などの自然環境を大切にするとともに、環境への負荷の少ない資源循環型の社会システムを構築し、貴重な地域資源を子どもたちに引き継ぎ、身近な自然に親しむことのできるような環境と共生するまちづくりをめざします。

○まちの将来像

わたしたちのまち寒川は、まちづくりの理念を基調に、相模川などの豊かな自然環境や歴史・文化など町が持つ特性を生かして、魅力あるまちづくりを進めるため、まちの将来像を次のように定めます。

やさ
優しさと 輝きと
うるおいのあるまち
湘南さむかわ

○基本目標と施策の方向

改訂基本構想では、まちの将来像の実現に向けて、5つの基本目標と12の施策の方向によりまちづくりを推進していきます。

5つの基本目標

12の施策の方向

1 快適でにぎわいのあるまちづくり

- (1) 連携を考えた交通環境の整備を進めます
- (2) 快適な生活環境の整備を進めます
- (3) 魅力ある市街地の整備を進めます

2 環境と共生したうるおいのあるまちづくり

- (1) 水とみどりの保全と活用を進めます
- (2) 環境にやさしいまちづくりを進めます

3 安心して生きがいのあるまちづくり

- (1) 明るく生きがいのある健康づくりを進めます
- (2) 心のかよいあう福祉を充実します
- (3) 安心して暮らせるまちづくりを充実します

4 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

- (1) ふれあいのある生涯学習を充実します
- (2) 豊かな心をはぐくむ教育を進めます
- (3) 地域の文化活動を進めます

5 魅力ある産業と活力のあるまちづくり

- (1) まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります

2) 後期基本計画

後期基本計画においては、効率的・効果的な推進のため、各施策の実施、展開にあたって共通的な考え方の基本姿勢を次のとおり設定します。

<基本姿勢>

- 1 町民との協働によるまちづくり
- 2 広域行政によるまちづくり
- 3 地域主体による行政運営

また、基本姿勢を踏まえ、各分野における「分野別計画」のほか、後期基本計画に定める分野の枠組みにとらわれず、重点的かつ積極的に取り組むべきことがらを、重点プロジェクトとして位置付けています。

<重点プロジェクト>

- 1 明日を担う子どもたちの健やかな育成
- 2 安心して暮らせるまちづくり
- 3 地域の絆づくり
- 4 生き生きと暮らせるまちづくり
- 5 活力ある産業の育成
- 6 豊かな自然の保全

(2) 社会情勢の変化

① 国の施策動向

平成19年度の「寒川町環境基本計画改訂版」の策定後、国ではさまざまな動きがありました。

平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」では、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取り組みを統合的に進めていくことにより、地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すことが提示されました。その後、これら「3つの社会」の構築に向けた分野別の方向性として、「第二次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年3月）や「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月）等が策定されました。また、平成20年6月には「生物多様性基本法」の制定、平成22年（2010年）3月には同法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるための目標と方策が明らかにされました。

地球温暖化対策の国際的な枠組みに関しては、平成23年12月に気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）及び京都議定書第7回締約国会合（CMP7）が開催され、継続的な取り組みが進められています。

国における環境施策の動向（平成19年度以降）

| 年 月 | 名 称 | 概 要 |
|---------|------------------|--|
| 平成19年6月 | 21世紀環境立国戦略 | 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取り組みを統合的に進めていくことにより、地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すことが提示された。 |
| 平成20年1月 | 「クールアース50」の提案 | 世界の温室効果ガス排出量を10～20年の間にピークアウト（増加傾向から減少傾向へ転ずること）させ、2050年には少なくとも半減させることを目的とした「クールアース推進構想」を発表した。 |
| 平成20年3月 | 「京都議定書目標達成計画」の改正 | 京都議定書とは、1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された議定書のことで、我が国は2008～2012年の間に1990年基準で温室効果ガス排出量を6%削減することを掲げている。 これをより確実に達成するために必要な措置を定めた京都議定書が改正され、全力で地球温暖化対策に取り組むことが定められた。 |
| 平成20年3月 | 第二次循環型社会形成推進基本計画 | 循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。今日、環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進する。 |

| 年 月 | 名 称 | 概 要 |
|---|-------------------------------|--|
| 平成 20 年 5 月 (平成 21 年 4 月 一部施行、平成 22 年 4 月施行) | エネルギー使用の合理 化に関する法律」の改 正 | エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化にかん がみ、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料 資源の有効な利用を確保するため、二酸化炭素排出 量削減を目的として、特に、輸送分野への新規適用、 オフィスビルなどへの適用拡大などの改正が行われ た。 |
| 平成 20 年 6 月 (平成 21 年 4 月 一部施行、平成 22 年 4 月施行) | 「地球温暖化対策の推 進に関する法律」の改 正 | 京都議定書目標達成計画の評価・見直しでは、排出 量の伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を 抜本的に強化することが必要とされており、京都議 定書の削減目標の達成を確実にするために必要な諸 施策の導入を図った。 |
| 平成 20 年 6 月 | 「生物多様性基本法」 制定 | 生物多様性＝「生きものが持つ個性とつながり」が もたらす恵みを将来にわたり上手に利用していくた めに、野生生物とその生息環境、及び生態系のつな がりも含めて保全する初めての包括的な法律。 |
| 平成 20 年 7 月 | 洞爺湖サミット | 2050 年までに世界全体の排出量の少なくとも 50% 削減を達成する目標を、UNFCCC（気候変動枠組条約） のすべての締約国と共有し、採択することを求める ことなどが宣言された。 |
| 平成 20 年 7 月 | 低炭素社会づくり行動 計画 | 「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して 2050 年までに半減」という長期目標を見据えて、低 炭素社会にむけて、2008 年 6 月の福田総理大臣（当 時）及び地球温暖化問題に関する懇談会提言の内容 （福田ビジョン）をもとに、具体的な施策を示した もので、同年 7 月閣議決定されたもの。 |
| 平成 22 年 3 月 | 生物多様性国家戦略 2010 | 生物多様性条約第 6 条に規定されている生物多様性 の保全と持続可能な利用のための国家戦略。日本の 生物多様性施策の方針などを示したもの。「生物多様 性基本法」（2008 年 6 月施行）第 11 条により作成を 義務付けられた初めての「生物多様性国家戦略」と しても位置付けられている。 |
| 平成 22 年 3 月 | 地球温暖化対策に係る 中長期ロードマップ | 地球温暖化対策について、我が国は、温室効果ガス の排出量を中期的には 2020 年までに 1990 年比で 25%削減、長期的には 2050 年までに 80%削減する という目標を掲げている。これらの中長期目標を達 成するため、いつ、どのような対策・施策を実施し ていくのかという道筋（ロードマップ）を明らかに していくことが必要であることから、環境大臣試案 が公表された。 |
| 平成 22 年 4 月 | 土壌汚染対策法の改正 | 法改正によって 3,000 m ² 以上の土地形質変更時に都 道府県知事への届出が必要となり、規制対象が拡大 するとともに、土壌汚染対策の充実を図った。 |

| 年 月 | 名 称 | 概 要 |
|--------------|--|---|
| 平成 22 年 6 月 | エネルギー基本計画 (第二次改訂) | エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。第二次改訂においては、エネルギー政策の基本である 3E（エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給）に加え、エネルギーを基軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革が新たに追加された。 ※エネルギー基本計画は、東日本大震災を受けて改訂が予定されている。 |
| 平成 22 年 10 月 | 生物多様性条約締約国会議(COP10)の開催 | 多様な生き物や生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するための国際条約「生物多様性条約」の 10 回目の締約国会議「COP10」が愛知県名古屋市で開催され、「遺伝資源」の利用で生じた利益を、国際的に公平に配分することを目的とした“名古屋宣言”が採択された。 |
| 平成 23 年 12 月 | 気候変動枠組条約第 17 回締約国会議 (COP17)、京都議定書第 7 回締約国会合 (CMP7) | 地球温暖化問題に関する国際的な枠組みに関する協議が南アフリカ共和国ダーバンにおいて行われ、将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意（ただし日本を含むいくつかの国は不参加を表明）、緑の気候基金及びカンクン合意の実施のための一連の決定などが行われた。 |

②県の施策動向

平成 19 年度の「寒川町環境基本計画改訂版」の策定後、神奈川県では、地球温暖化防止対策への取り組みを積極的に行っており、平成 20 年 1 月に地球温暖化防止のため地域発の「地球復興」を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を行い、13 のリーディング・プロジェクトに取り組んできました。

さらに、平成 21 年 7 月には、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定し、地球温暖化防止に向けた県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について定めました。

また、平成 22 年 3 月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、平成 32 年の温室効果ガス総排出量を、平成 2 年（1990 年）年比で 25%削減するという中期目標を示しました。

一方、平成 20 年 3 月に「神奈川県廃棄物処理計画」を改訂し、「廃棄物県内処理 100%」の実現に向けて、県民・事業者・行政がそれぞれ主体的・相互に連携して、循環型社会形成への取り組みを進めています。

平成 23 年 5 月には、東日本大震災による我が国のエネルギー需給環境を踏まえ、地球温暖化防止の観点のもとより、当面の電力不足に対応することが求められていることから、当面の間の行動指針として「緊急アジェンダ宣言」を策定し、当面はこれに基づき取り組みを進めることとしています。

神奈川県における環境施策の動向（平成19年度以降）

| 年 月 | 名 称 | 概 要 |
|-------------------------|---|---|
| 平成20年1月 | クールネッサンス宣言 | 京都議定書第一約束期間がスタートし、世界が地球温暖化問題に対して本格的に動き出した2008年、神奈川県では、地域発の「地球復興」を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を行った。現在、県民、企業、NPO等の皆様とともに、様々なリーディング・プロジェクトの推進に取り組んでいる。 |
| 平成20年3月改訂 | 神奈川県廃棄物処理計画 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画。「廃棄物県内処理100%」の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して、循環型社会形成への取組みを進めるための行動計画。 |
| 平成21年7月 (平成21年10月施行) | 神奈川県地球温暖化対策推進条例 | 化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から、地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とした条例。 事業活動に関する地球温暖化対策、建築物に関する地球温暖化対策、開発事業に関する地球温暖化対策、新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進、森林等の整備・保全等、交通に関する地球温暖化対策、日常生活等における地球温暖化対策等について定めている。 |
| 平成22年3月 | 神奈川県地球温暖化対策計画 | 神奈川県地球温暖化対策推進条例第7条に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画。2020(H32)年の温室効果ガスの総排出量を、1990(H2)年比で25%削減することを目指す。 |
| 平成23年5月 | 緊急アジェンダ宣言 (行動宣言)～東日本大震災にともなう地球温暖化防止緊急行動指針～ | 「新アジェンダ21かながわ」では、県民、企業、NPO等、行政の参加と協働によって、神奈川における持続可能な社会についての長期的なビジョン（将来像）、アクション（行動計画）及び数値目標を示しているが、東日本大震災による我が国のエネルギー需給環境を踏まえ、地球温暖化防止の観点はもとより、当面の電力不足に対応することが求められていることから、当面の間の行動指針として「緊急アジェンダ宣言」を策定し、当面はこれに基づき取組みを進めることとしている。 |

(3) 住民意識の変化

①東日本大震災を契機とした意識の変化

平成23年3月11日の東日本大震災では、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、大津波と地震の揺れ、液状化現象、地盤沈下などによって、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。さらに地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉が冷却できなくなり、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故に発展しました。

この大災害を受け、人々の意識も大きく変化しています。

電力需給状況の変化により、夏期・冬期における節電意識は格段に上昇していると考えられます。また、再生可能エネルギーへの注目が高まり、太陽光発電、風力発電等への関心が高まっています。

②意識調査からみた寒川町民、事業者等の意識の変化

平成12年に行われた意識調査と、平成23年の震災直後に行われた意識調査を比較しました。

町民意識調査の概要

| | 平成12年10月調査 | 平成23年3月調査 |
|----------|---|---|
| 調査対象 | 町内に在住する20歳以上の男女1,700人 (宛先不明で返送されたものを除くと1,688人) | 町内に在住する20歳以上の男女1,700人 (宛先不明で返送されたものを除くと1,698人) |
| 対象者の抽出方法 | 住民基本台帳からの無作為抽出 | |
| 配布・回収方法 | 郵送配布・郵送回収 | |
| 回収数(回収率) | 664人(39.3%) | 574人(33.8%) |
| 性別 | 男性40.4%、女性57.8%、無回答1.8% | 男性42.9%、女性57.1% |
| 年齢 | 20代15.5%、30代16.6%、40代16.1%、50代22.7%、60代以上27.6%、無回答1.5% | 20代8.2%、30代19.5%、40代15.2%、50代13.8%、60代以上43.3% |
| 居住年数 | 3年未満5.1%、3～9年16.0%、10～19年19.7%、20～29年27.4%、30年以上31.5%、無回答0.3% | 3年未満9.9%、3～9年12.7%、10～19年15.1%、20～29年18.3%、30年以上44.0% |

事業者意識調査の概要

| | 平成12年10月調査 | 平成23年3月調査 |
|----------|--|---|
| 調査対象 | 町内の事業者(150事業者) (宛先不明で返送されてきたものを除くと145事業者) | 町内の事業者(150事業者) (宛先不明で返送されてきたものを除くと146事業者) |
| 対象者の抽出方法 | 事業所分類(事業種、事業規模)より有意抽出 | |
| 配布・回収方法 | 郵送配布・郵送回収 | |
| 回収数(回収率) | 81事業者(55.9%) | 75事業者(51.4%) |
| 業種 | 製造業63.0%、建設業14.8%、サービス業8.6%など | 製造業40.5%、運輸・通信業14.9%、サービス業14.9%、卸売・小売業・飲食店12.2%など |

小中学生意識調査の概要

| | 平成12年10月調査 | 平成23年6月調査 |
|----------|--|---|
| 調査対象 | 町内各小学校(5校)の5年生及び 中学校(3校)の2年生 | 町内各小学校(5校)の5年生及び 中学校(3校)の2年生 |
| 対象者の抽出方法 | 各校1クラス | 各校にて1クラス以上を指定 |
| 配布・回収方法 | 各校を通じて配布・回収 | |
| 回収数 | 253人 (小学生164人 64.9%、 中学生89人 35.2%) | 412人 (小学生243人 59.0%、 中学生169人 41.0%) |

(町民意識調査)

設問が一部異なるため厳密な比較はできないこと、また回答者の属性が変化している（特に高齢者の割合や20年以上の長期居住者の割合が前回よりも今回の方が高くなっている）ため厳密な比較は出来ませんが、寒川町の環境のイメージについては、「静かなまち」という回答が増えており、「将来・都市化が進むまち」という回答が少なくなっています。

また、環境を良くするために優先すべき取り組みとしては、「省エネルギーや地球温暖化防止に関する取り組み」という意見が急増したほか、「ごみの減量やリサイクル等に関する取り組み」という意見も増えており、これらの問題について住民の関心が特に高まっていることがわかります。

(事業者意識調査)

回答者の属性をみると、平成23年は平成12年と比べて製造業及び建設業の割合が少なく、運輸・通信業、サービス業等の割合が増えています。

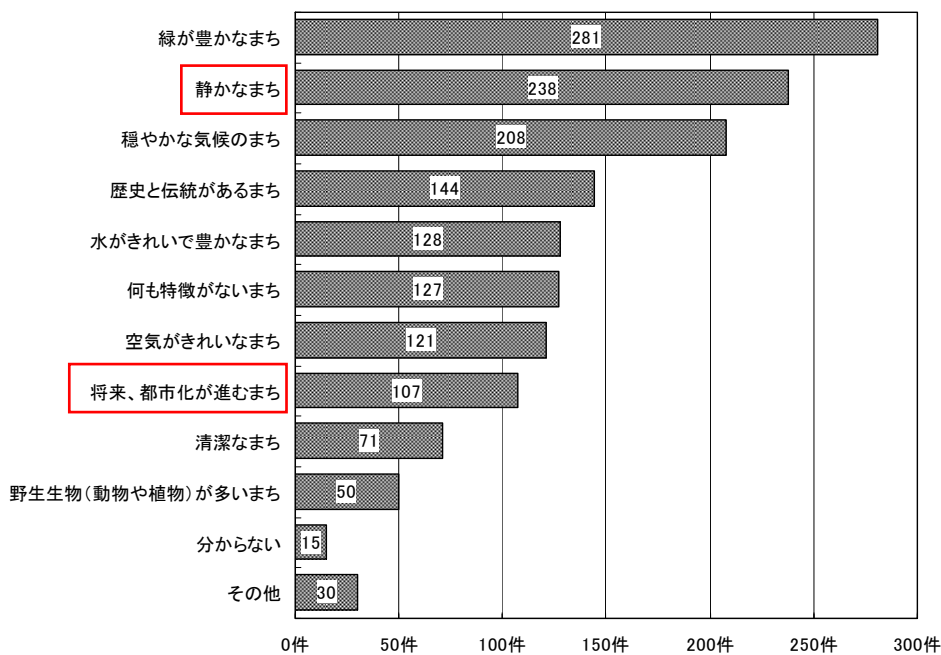
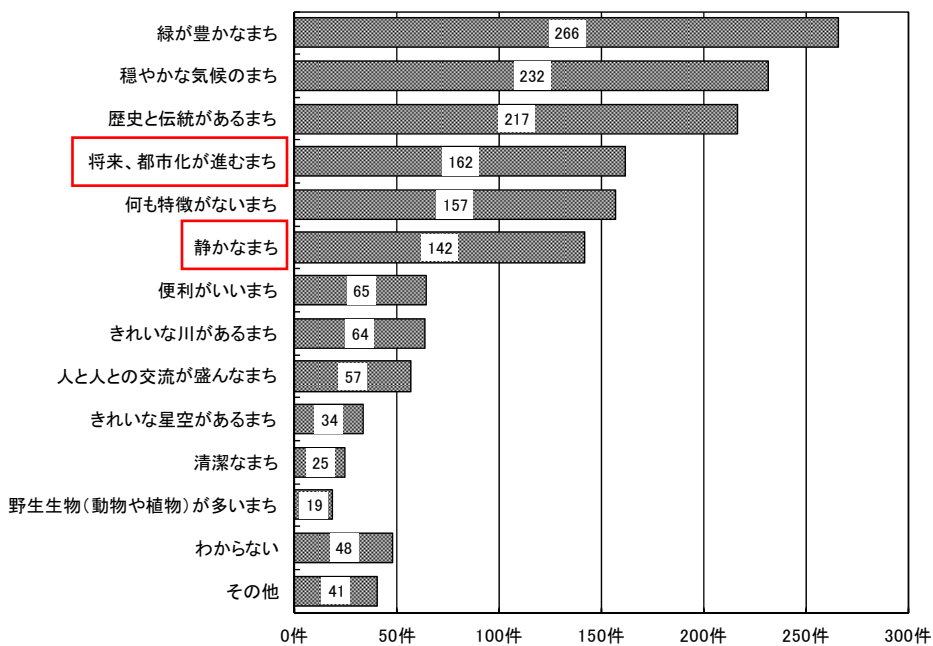
このように業種構成が変化しており厳密な比較はできませんが、事業所で実践している環境保全に関する取り組みを比較すると、この11年間でそれぞれの実施率が高くなったことがわかります。特に「紙類や空き缶類などの分別収集」「照明や水道の節約」「冷暖房の設定温度の適正化」を行っている事業所の割合は9割を越えており、環境意識が事業所にも浸透してきていることがわかります。

(小中学生意識調査)

回答者における小中学生の比率が、平成23年の方が中学生の方がやや高いなど厳密な比較はできませんが、町の将来像と周辺環境に対する満足度について比較してみました。

平成23年は東日本大震災後の調査であったことが影響して「地震などの災害に強い安全なまち」が圧倒的に高くなっていますが、それ以外の項目については、平成12年から順位がほとんど変わっておらず、寒川町は「きれいな空気・水・緑に恵まれたまち」でありたいという子どもたちの思いは約10年経っても変化していないことがわかります。

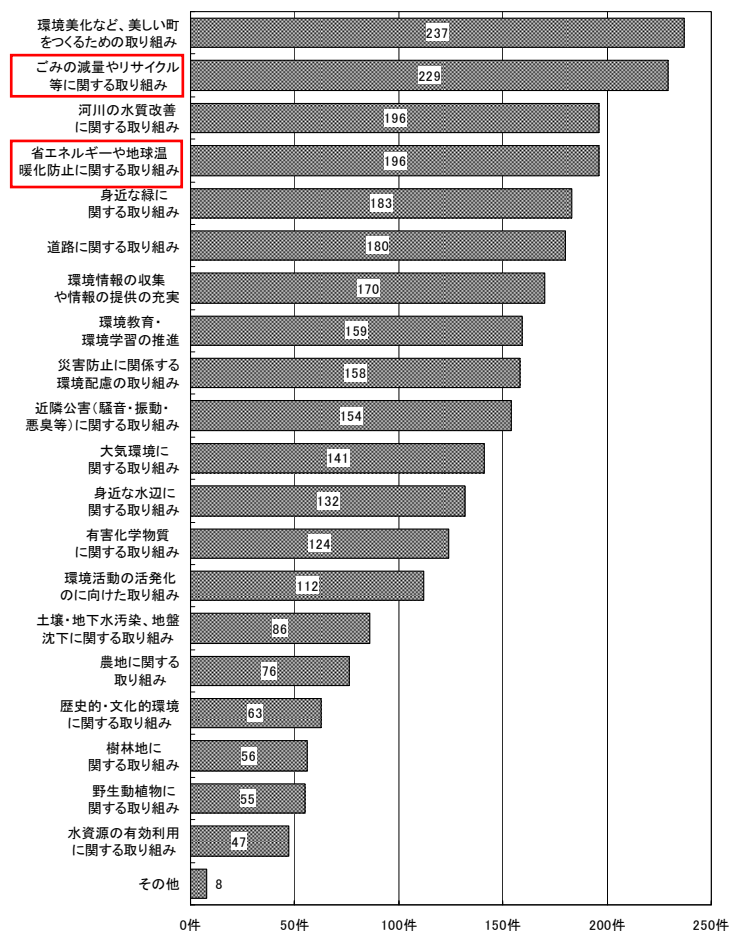
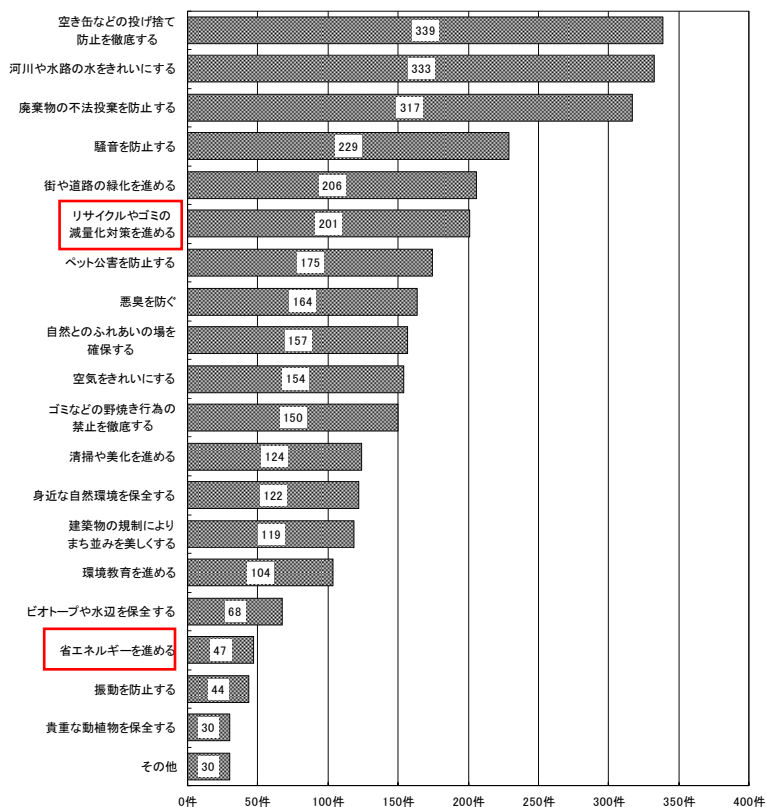
周辺環境に対する満足度を比較すると、平成12年に満足度が低かった「空気がきれい」「川の水がきれい」「しずか」「ゴミのポイ捨てがない」といった項目において、平成23年には満足度が上昇しており、全体的に周辺環境に対する満足度が上昇していることがわかります。



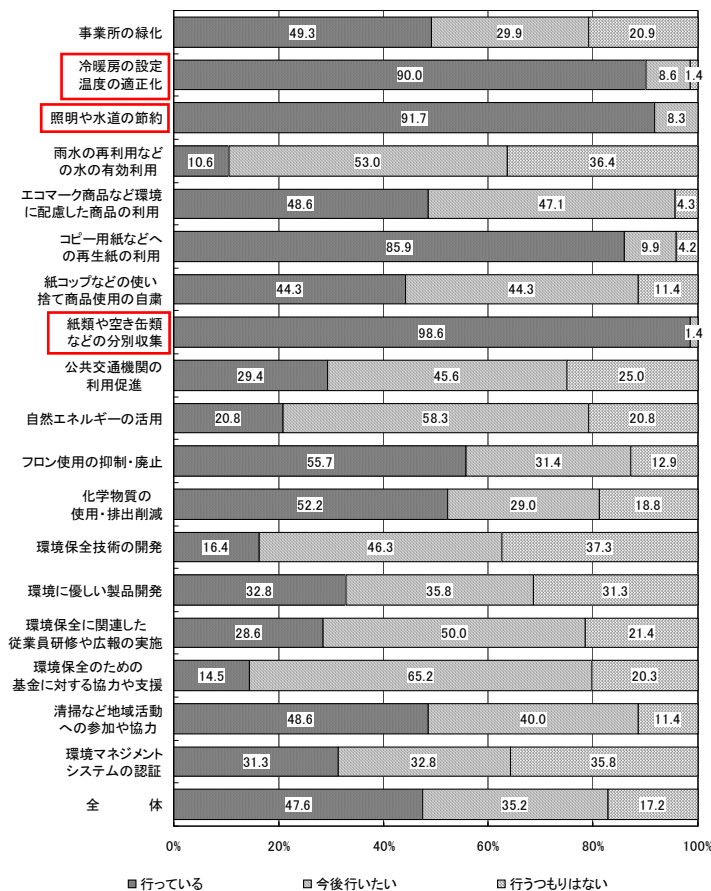
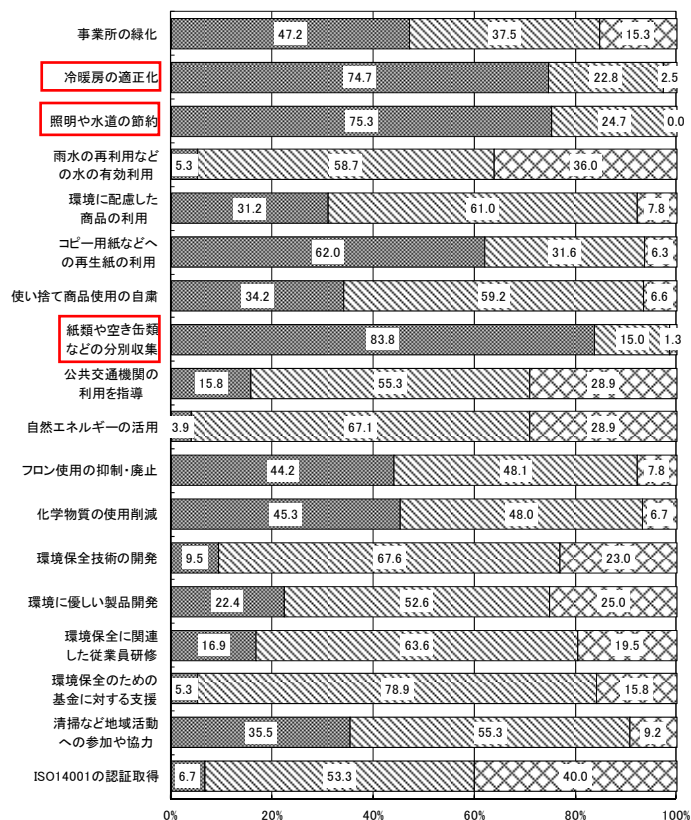
寒川町の環境のイメージ（複数回答）

（上：平成12年調査 町民・問15、下：平成23年調査 町民・問3）

第1章 環境基本計画の基本的事項

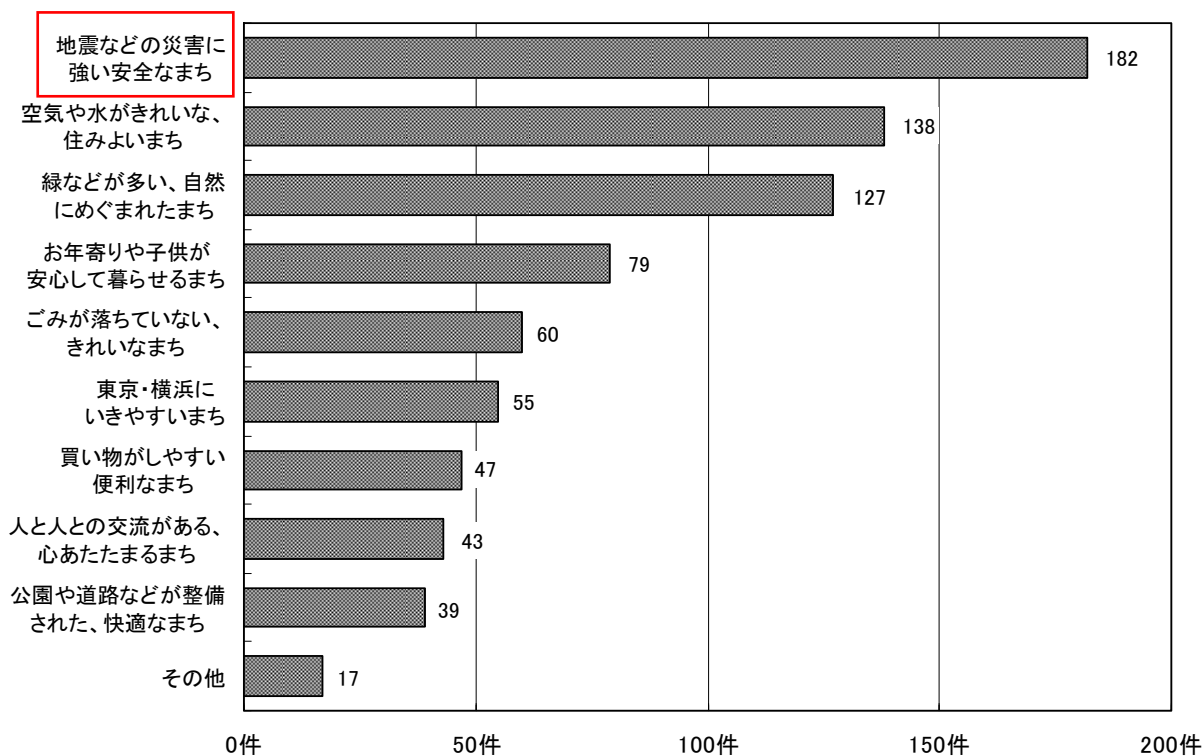
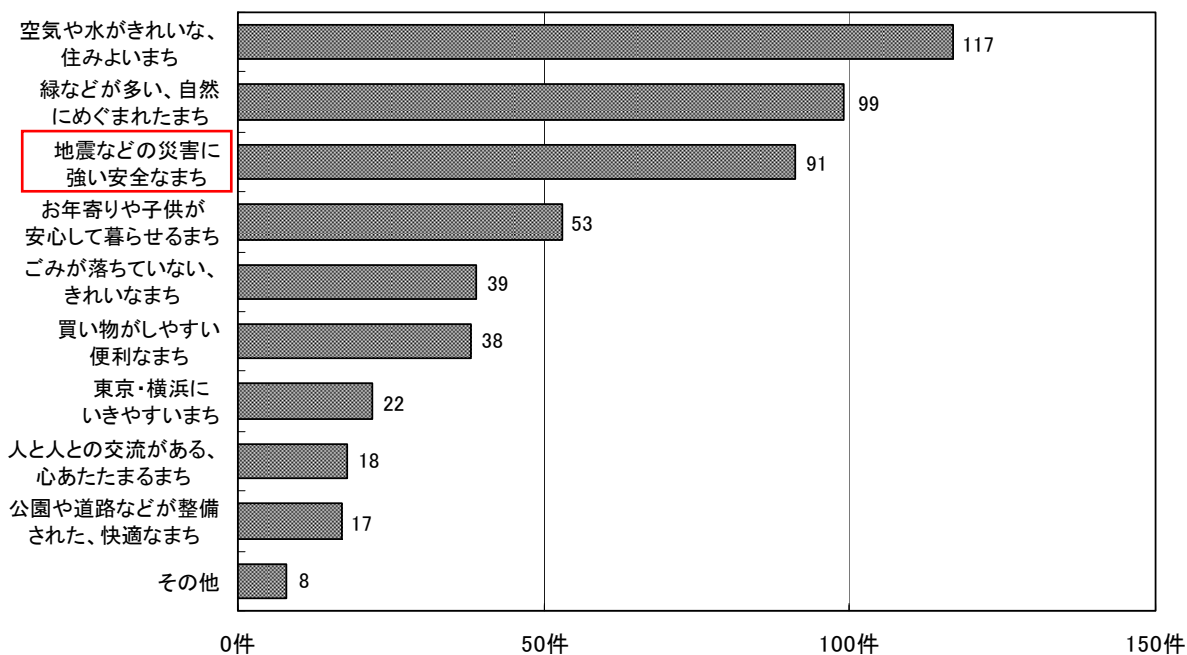


寒川町の環境を良くするために優先すべき取り組み（複数回答）
 (上：平成12年調査 町民・問5、下：平成23年調査 町民・問11)



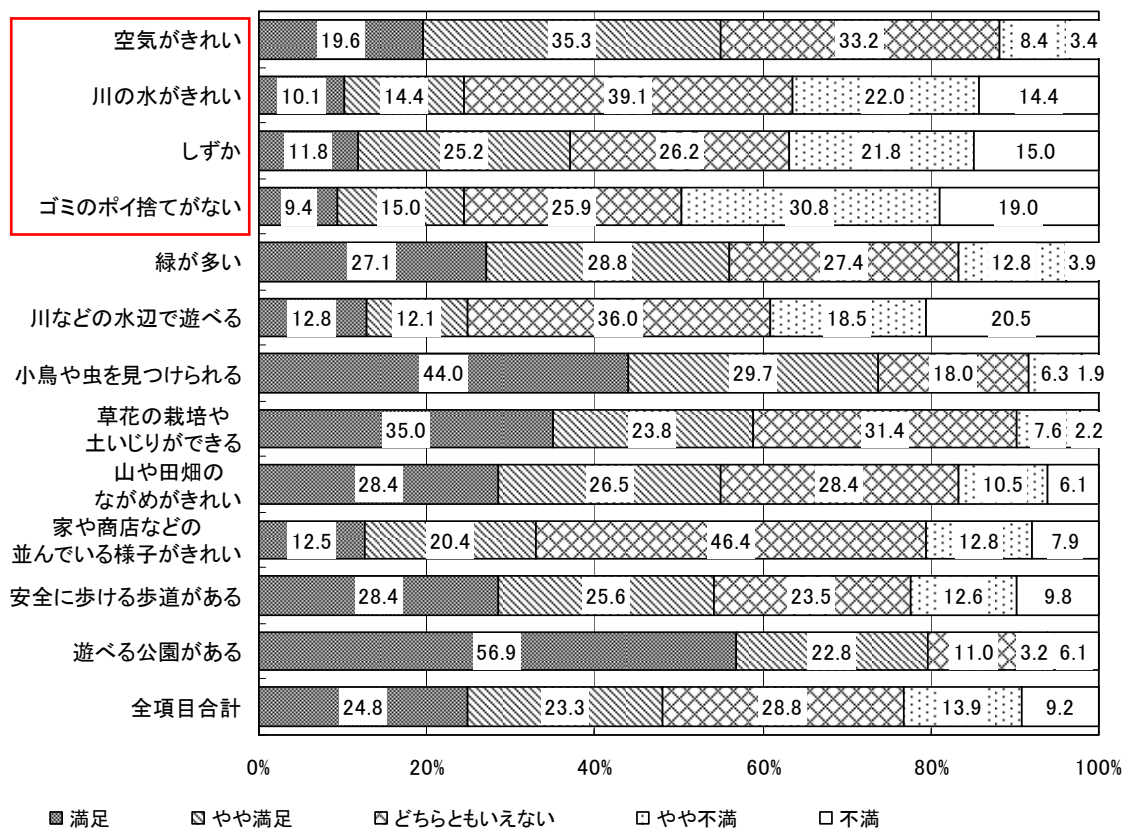
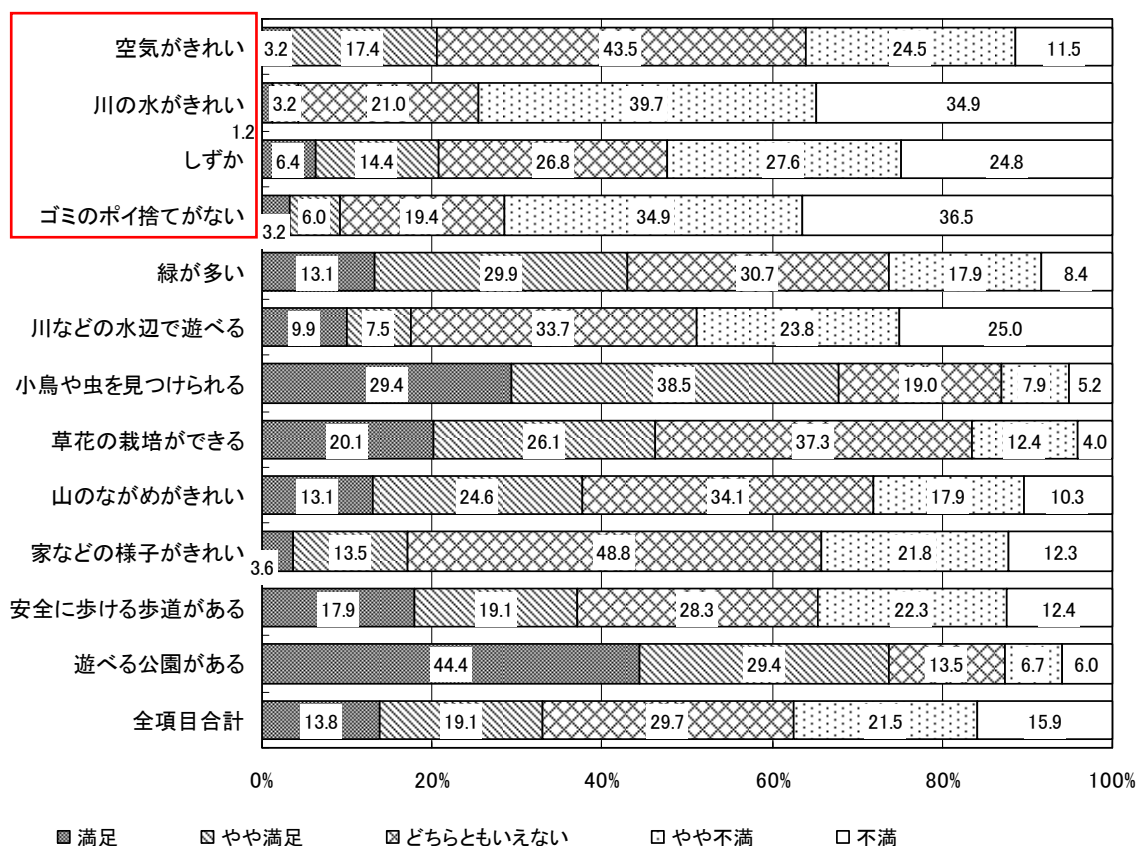
事業所で実践している環境保全に関する取り組み

(上：平成12年調査 事業者・問9、下：平成23年調査 事業者・問9)



寒川町の将来像（どのようなまちになってほしいと思うか）

（上：平成12年調査 小中学生・問4、下：平成23年調査 小中学生・問8）



周辺環境に対する満足度

(上：平成12年調査 小中学生・問1、下：平成23年調査 小中学生・問1)

3. 計画改定の考え方

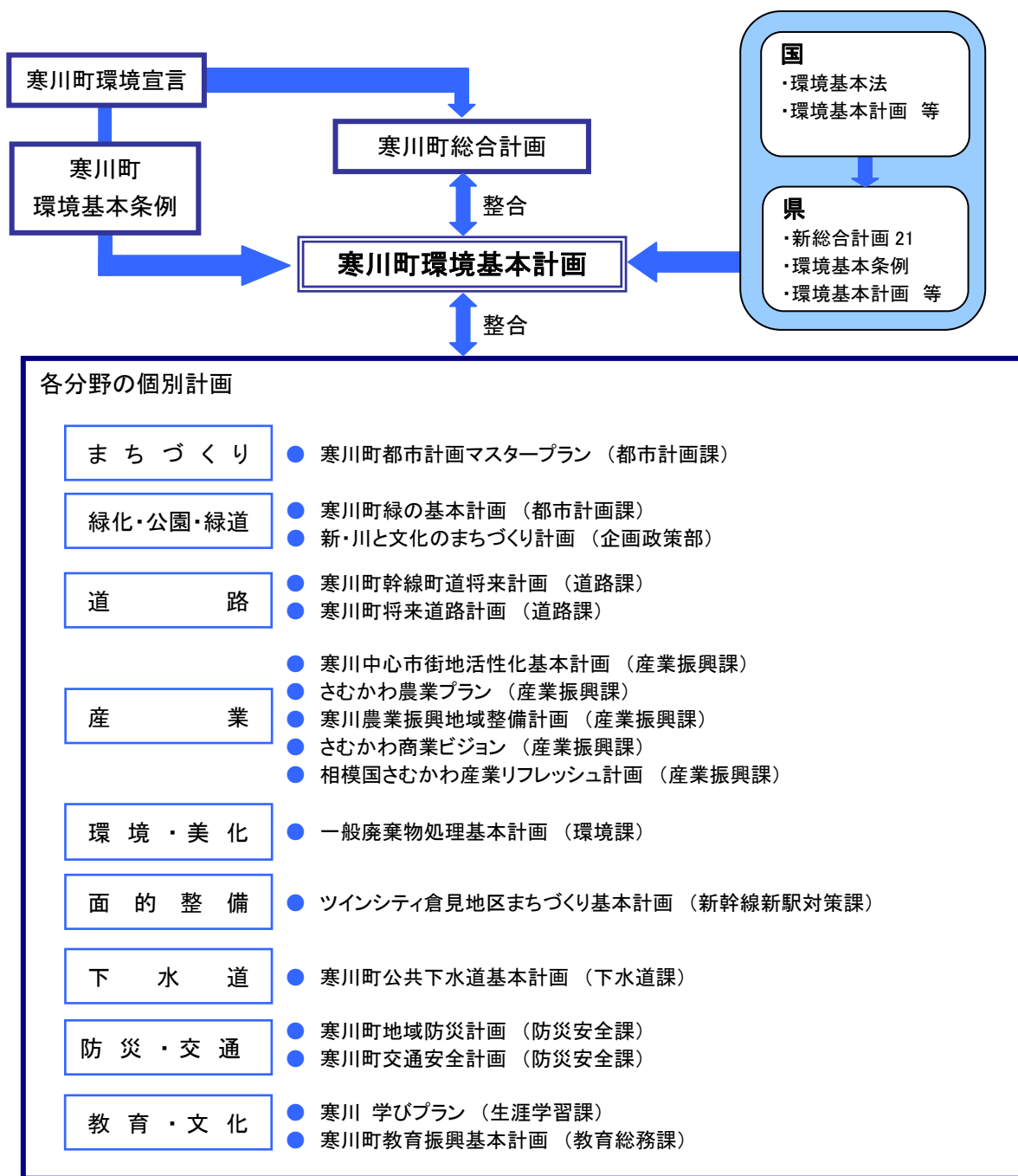
本計画は、今日における環境問題に対して、さらに的確に対応したものとするため、従来の計画の成果と課題、社会情勢の変化や環境行政の動き等を反映し、次に示す基本的な考え方により見直しを行いました。

- (1) 現行計画を基礎資料としながら、計画全体を改定の対象としました。
- (2) さむかわ2020プラン〔寒川町総合計画〕（改訂基本構想、後期基本計画）との整合性に留意しました。
- (3) 社会情勢の変化や住民意識の変化に対し、的確に対応したものとしました。
- (4) 分かりやすい計画とするため、計画の全体構成を見直し類似の施策を統廃合する等、計画のスリム化を図りました。
- (5) これまでの取り組み状況を踏まえ、適正な指標や数値目標の設定等及び進行管理体制の構築により実効性の高い計画としました。
- (6) 特に力を入れる内容を重点化し、実施（達成）スケジュールを設定するなどメリハリのきいた計画としました。

4. 計画の位置づけ

本計画は、「寒川町環境宣言」及び「寒川町環境基本条例」の基本理念に基づき、望ましい環境像のあり方や環境の保全及び創造の施策の基本方向を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものです。

また、「さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）」を上位計画とし、本町における環境行政の根幹として各施策や各分野の個別計画と整合を図り、補完し、具体化していくための基本計画として位置付けます。したがって、各種施策の環境に関わる事項については、本計画の方向に沿って策定・推進されます。



計画の位置づけ

5. 計画の対象範囲

本計画は、町内全体を対象地域とします。ただし、環境の保全と創造のために、他の自治体と一緒に取り組んだ方が効率的なものや、行政区域を越えた広域的な連携が必要になるものについては、周辺自治体はもちろん、国・県・全国の自治体とも連携していきます。

計画の対象とする環境の範囲は、環境基本条例に基づき町の環境で確保されるべき事項として、自然環境、生活環境、都市環境、資源・エネルギー環境、地球環境、参加と協働まで幅広く設定します。

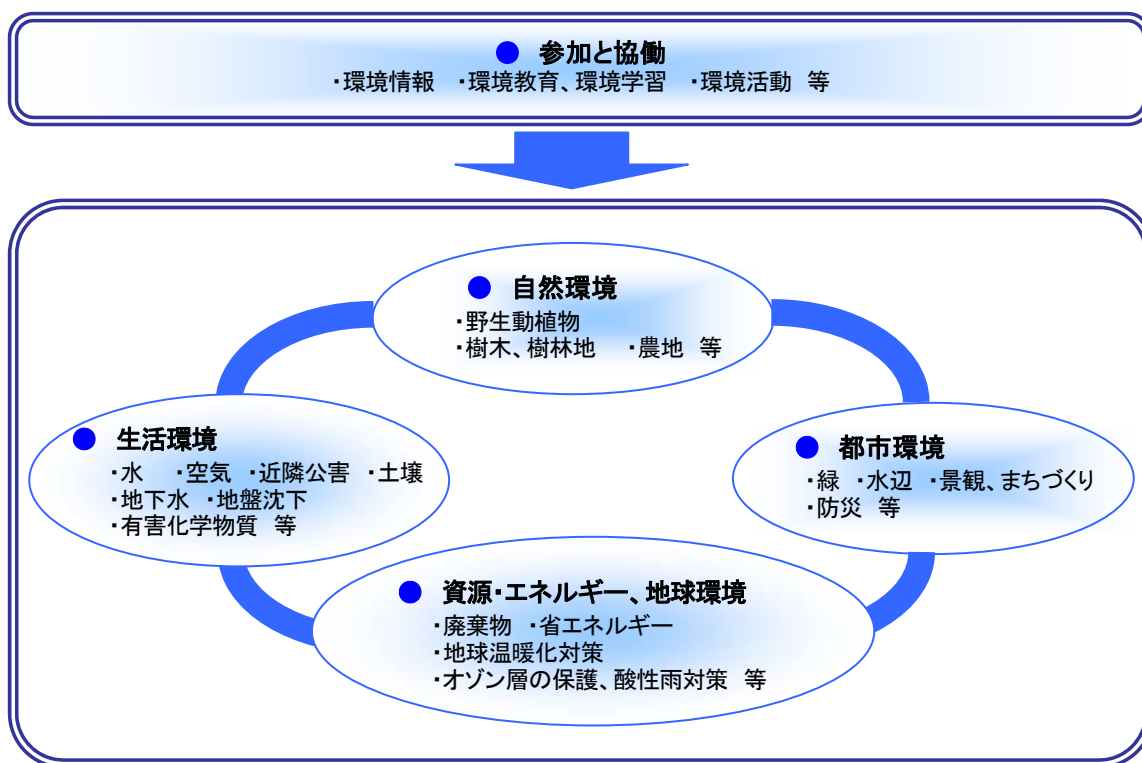
寒川町環境基本条例（抜粋）

（施策の策定等に当たっての指針）

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を定め、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 前項の場合において、町は、特に次に掲げる事項が確保されるよう努めなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 生きものの生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに樹林、水辺、農地等における自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保すること。
- (3) 潤いと安らぎのある都市環境を創造するため、緑化の推進、河川の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を図ること。
- (4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。
- (5) 地球環境保全を推進するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の措置を推進すること。



計画の対象とする環境の範囲

6. 計画の期間

本計画は、「さむかわ 2020 プラン（寒川町総合計画）」の後期基本計画と合わせ、平成 24 年度から平成 32 年度までの 9 年間で計画の期間とします。

なお、上位関連計画の改訂や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

7. 計画の実施主体

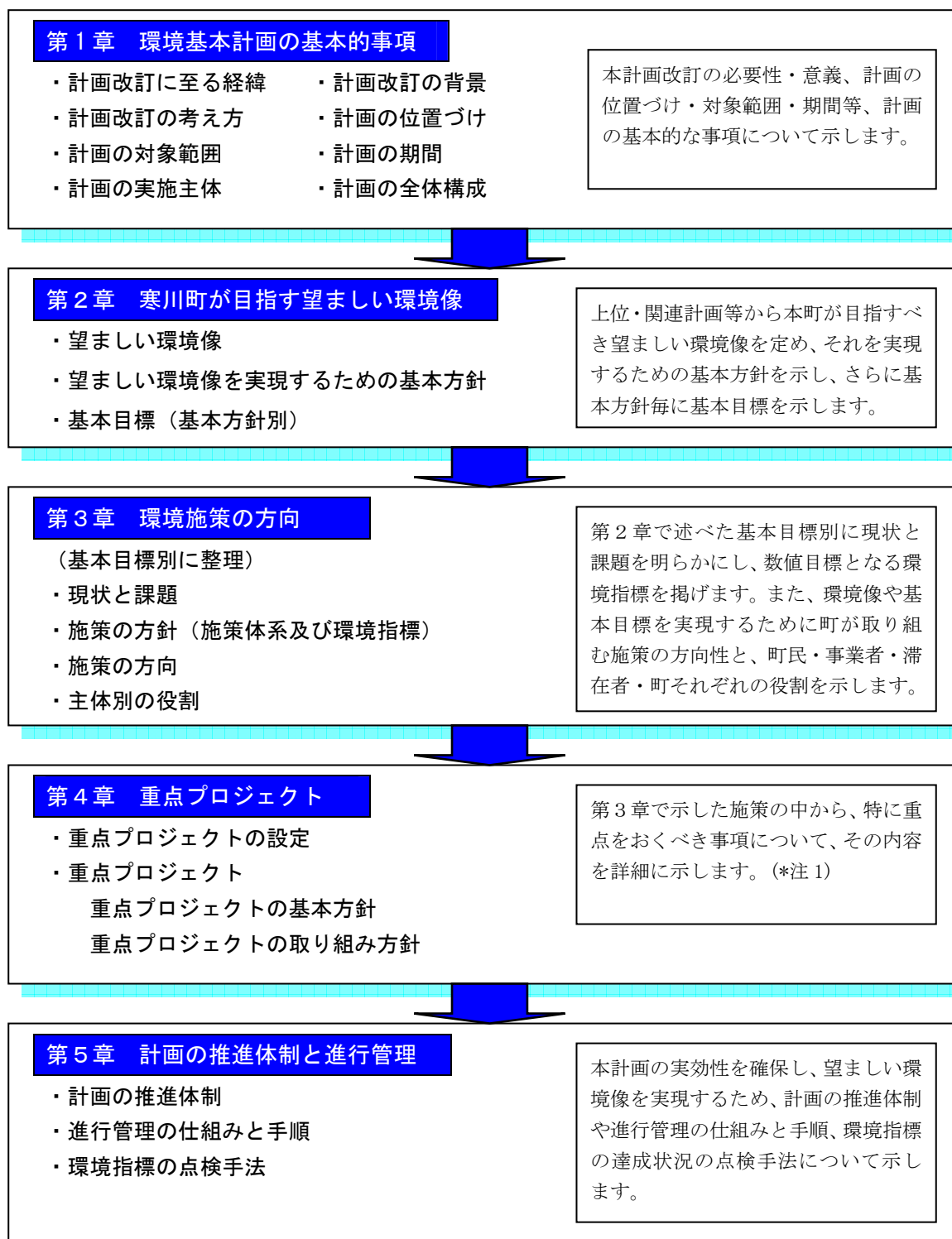
計画の実施主体は、町・町民・事業者・滞在者（以下「各主体」という。）とします。

本町へは他の地域から多くの人々が寒川神社や相模川等を訪れることから、計画の実施主体には滞在者を含みます。

各主体の責務

| | |
|-----|---|
| 町 | 町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、実施するとともに、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先した取り組みを進めます。 |
| 町民 | 町民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。 |
| 事業者 | 事業者は、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組み、必要な措置を講ずるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。 |
| 滞在者 | 滞在者や旅行者は、町の滞在に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。 |

8. 計画の全体構成



注1:第1次環境基本計画の重点プロジェクトは基本目標（環境目標）単位で設定していましたが、本計画では具体的な施策単位でプロジェクトを設定します。

第2章

寒川町が目指す望ましい環境像

1. 望ましい環境像
2. 望ましい環境像を実現するための基本方針
3. 基本目標

第2章 寒川町が目指す望ましい環境像

1. 望ましい環境像

本町が将来的に目指す望ましい環境像とは、どのようなものでしょうか。

まちづくりの基本となる「さむかわ 2020 プラン（寒川町総合計画）」（平成 24 年 3 月改訂）では、基本理念の一つとして「自然を大切にしたまちづくり（環境との共生をめざして）」を掲げています。また、その実現を目指し「優しさと輝きとうるおいのあるまち 湘南さむかわ」を町の将来像として定め、5つの基本目標に沿って各種施策を推進していくこととしています。

本計画では、さむかわ 2020 プランの基本目標の一つである「環境と共生したうるおいのあるまちづくり」を踏まえて、町民・事業者・行政がそれぞれの立場で身近な環境問題に取り組み、相模川や目久尻川等の水辺や樹林地などの貴重な自然環境を保全し、温室効果ガスの削減や廃棄物の減量化を図り、環境負荷の少ないやさしいまちづくりを進めていくことで、次世代に「みどり豊かで空気と水がきれいなまち」を継承していくこととします。

こうしたことから、本計画では本町が目指すべき望ましい環境像として、

(テーマ)『みんなでつくる みどり豊かで 空気と水がきれいなまち』

を掲げます。

私たちは、環境と共生した生活を営んでいた先人の知恵に学びながら、残された自然を守り育て、私たちの子孫に良好な地球環境を継承していくため、たゆまぬ努力を重ねていかなければなりません。

そうした努力があって初めて、私たち人間はもとより、生態系を形づくる生き物すべてが健やかに暮らすことのできる環境がもたらされ、将来の世代に確かな明日を約束することにもつながります。



さむかわ中央公園ビオトープ

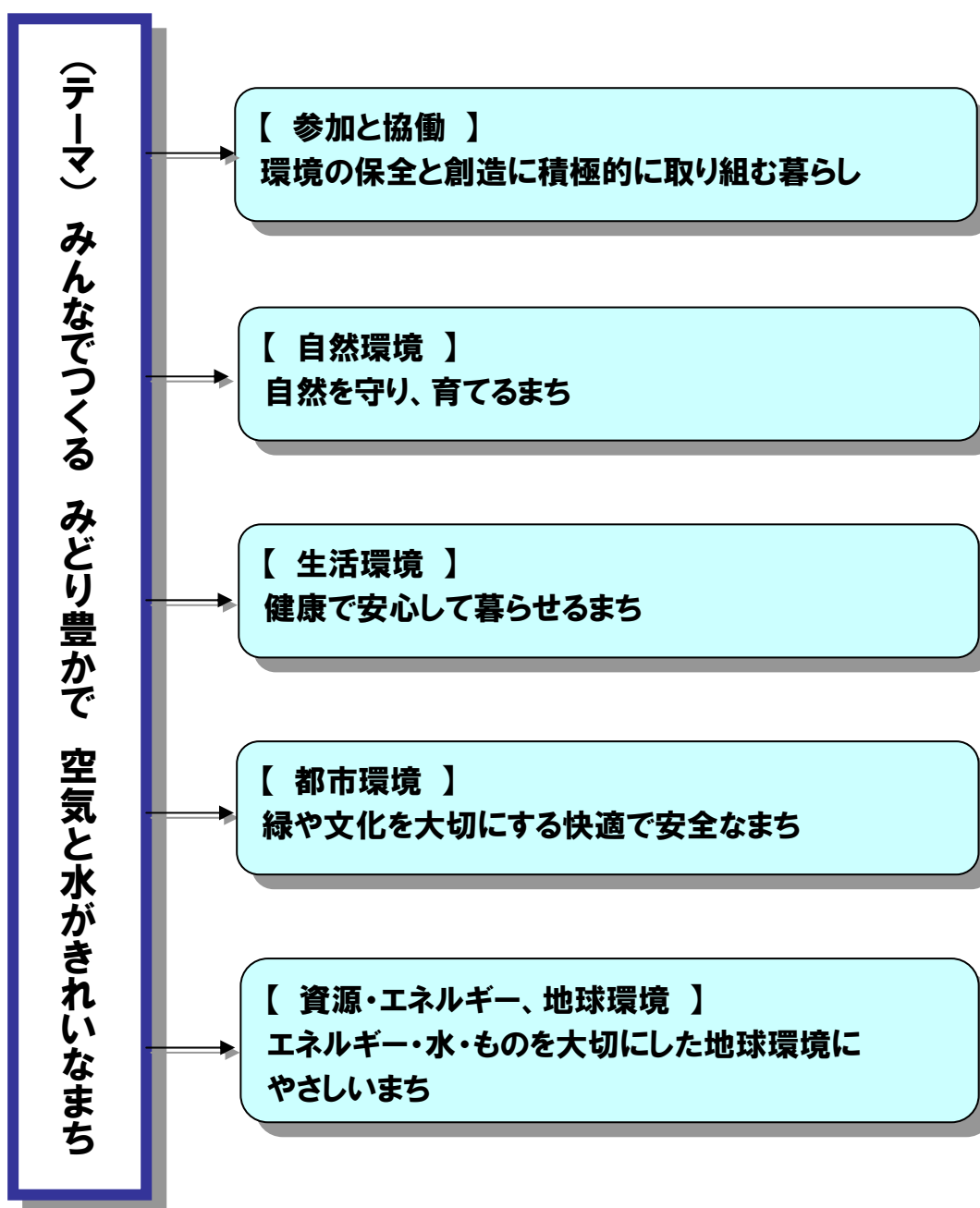
2. 望ましい環境像を実現するための基本方針

本町の望ましい環境像を実現するため、また環境の保全と創造の方向性を明確にするため、環境基本条例に基づき5つの基本方針を掲げます。

また、基本方針毎に環境の視点から望ましいまちの姿を示し、それを実現するための複数の基本目標を掲げ、それぞれの環境施策を展開していきます。

【望ましい環境像】

【基本方針】



3. 基本目標

(1) 参加と協働 ～ 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし ～

環境保全の大切さを知るためには、環境に関する状況を正確に把握することが重要です。町民の環境活動を通じ、環境に関する情報の提供・意見交換を行い、多くの人々が環境について学び、体験することのできるプログラムの充実を図ることが望まれています。

そこで、環境教育・環境学習の充実を図り、子どもの世代から環境を保全・創造することの大切さを学び、世代を超えて環境の議論が活発に行われるような仕組みづくりを行い、さらには環境活動の芽を育て、町全体に活動の輪を大きく広げることが重要です。そのためには、町民や事業者等が行う活動を支援する仕組みをつくり、各主体が参加と協働による活動を展開する環境にやさしい地域社会の形成を目指します。

基本目標 1-1 環境に関する情報を収集し、発信する

基本目標 1-2 環境教育・環境学習を進める

基本目標 1-3 多彩な環境活動を活発に進める

(2) 自然環境 ～ 自然を守り、育てるまち ～

自然環境が豊かな場所は、さまざまな動植物が生きている環境ともいえます。特に河川をはじめとする水辺や樹林地には多くの動植物が見られます。

近年では、都市化の影響や外来種の移入により徐々に地域の生態系が脅かされている状況が見られますが、斜面地や社寺周辺に残されている樹林地、相模川を代表とする河川や湧水、ため池の役割を担う水田地帯などの町内に残されている自然環境を保全し、野生動植物が生育・生息する環境を守り育てていくことが重要です。

樹林地や農地の保全は、町・町民・地権者等が協力し、保全していくことが必要です。人間の活動によりこれらの環境を損なわないためにも、一人ひとりが自然の大切さを認識し、取り組みを進め、地域全体で自然を守り育てるまちを目指します。

基本目標 2-1 生き物と生息空間を守る

基本目標 2-2 農地を守り、活用する

(3) 生活環境 ～ 健康で安心して暮らせるまち ～

公害とは、事業や人の活動に伴って発生する大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染及び地盤沈下によって、人の健康又は生活環境に係わる被害が生じることを指します。

本町では、誰もが健康で安心して暮らせる環境を確保するため、県と連携して工場・事業所などへの行政指導や環境改善対策に取り組むとともに、町民・事業者に対して環境への負荷の少ない行動を促してきましたが、事業所等から発生する悪臭や騒音といった解決の難しい感覚公害や、河川の水質汚濁などの問題がまだ見受けられます。また、さがみ縦貫道路の開通後は

自動車交通量の増加が見込まれることから、自動車による大気汚染・騒音・振動に関する取り組みをより一層進めていくことも重要です。

ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質による問題やアスベストによる健康被害などは社会問題となり、人々の関心は高くなっています。

これらの問題を解決していくために、今後もこれまで進めてきた環境保全対策を進めるとともに、町民・事業者のそれぞれの立場で公害の未然防止を図り、健康で安心して暮らせるまちの形成を目指します。

| | |
|----------|--------------------|
| 基本目標 3-1 | 空気と水をきれいにする |
| 基本目標 3-2 | 近隣公害を防ぐ |
| 基本目標 3-3 | 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ |
| 基本目標 3-4 | 有害化学物質による汚染を防ぐ |

(4) 都市環境 ～ 緑や文化を大切にする快適で安全なまち ～

公園や街路樹などの身近な緑は、人々の憩いの場としてだけでなく、小鳥など小動物の生息空間、空気の浄化作用、ヒートアイランド現象の緩和など様々な機能を持っています。また、相模川や目久尻川、小出川などの水辺は、親水空間として人々に潤いと安らぎを与える役割を持っており、これらの環境を守り・育てていきます。

本町に多く残されている自然環境と一体となった歴史・文化的環境は、快適な生活を営む上で都市の環境として欠かすことのできないものとして保全が求められています。一方、タバコや空き缶等のポイ捨てによる道路沿いの散乱ごみや不法投棄、落書き、放置自転車等により、まちの景観が損なわれている箇所があり、町民・事業者に対してマナー・モラルの向上を図るとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止対策を講じ、まちぐるみで環境美化の推進を図っていきます。

また、安全で歩きやすい歩道の整備など、人にも環境にもやさしい都市環境を目指すと共に、さらに新幹線新駅周辺整備（ツインシティ倉見地区）や寒川南インターチェンジ周辺整備（田端西地区）に向けて、環境に配慮したまちづくりを検討していきます。

さらに、災害の発生に備えた有害物質や危険物の管理・保管に関する安全対策、東日本大震災に起因する放射線のモニタリングなど、災害に関わる環境対策を進めていきます。

| | |
|----------|-------------------|
| 基本目標 4-1 | 身近な緑を守り、育てる |
| 基本目標 4-2 | 水辺を守り、親しむ |
| 基本目標 4-3 | 美しく、環境に配慮したまちをつくる |
| 基本目標 4-4 | 災害に関わる環境対策を進める |

(5) 資源・エネルギー、地球環境 ～ エネルギー・水・ものを大切に地球環境にやさしいまち ～

私たちは日常の暮らしの中でたくさんの「資源」を「もの」として消費し、たくさんの「ごみ」として捨てています。ごみ問題の解決のためには、ごみの発生を抑制することが最も重要であり、その上で持続可能な循環型のまちを目指すためには、ものを無駄なく大切に使うことや、資源となるごみを有効に利用するためのリサイクル活動を活発化させることが重要です。

便利で豊かな生活は大量にエネルギーを消費することで成り立っています。このような生活様式を続けることは石油などの化石燃料資源の枯渇を招くばかりでなく、エネルギー消費の過程で二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスを大量に排出することにつながっており、電気、ガス、ガソリンなどのエネルギーを大切に使い、消費量を減らして地球環境への負荷を減らしていくことが必要です。また、太陽光・風力など、化石燃料の消費量を減らすことができる再生可能エネルギーの利用を増やしていくことも重要になります。

地球上には、人類をはじめ多種多様な動物や植物が共存しています。現代を生きる私たちは、次の世代により良い環境を残していくためにも、地球全体の環境を守る視野を持ち、身近なところから問題の解決に向けた取り組みを行っていかねばなりません。

エネルギーや水の消費、ごみの排出は、日常生活や事業活動の中でも最も密接な関わりがあるため、限りある資源を有効利用し、大切にすることを高め、町民・事業者一人ひとりが積極的に省資源・省エネルギー行動に取り組む地球環境にやさしいまちを目指します。

- | | |
|---------|----------------------|
| 基本目標5-1 | ごみを減らし、リサイクルを進める |
| 基本目標5-2 | 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする |
| 基本目標5-3 | オゾン層保護や酸性雨の防止に配慮する |



左上：緑のカーテン
右上：電気自動車充電スタンド
右下：コミュニティバス



第3章

環境施策の方向

1. 【参加と協働】
環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし
2. 【自然環境】
自然を守り、育てるまち
3. 【生活環境】
健康で安心して暮らせるまち
4. 【都市環境】
緑や文化を大切にする快適で安全なまち
5. 【資源・エネルギー、地球環境】
エネルギー・水・ものを大切にした地球環境にやさしいまち

第3章 環境施策の方向

前章では、「寒川町が目指す望ましい環境像」を実現するため、5つの基本方針と16の基本目標を設定しました。

「望ましい環境像」を実現していくためには、基本方針ごとの「基本目標」を達成するため、町が行う環境施策だけでなく、町民・事業者・滞在者の一人ひとりが日々の実践を積み重ねていくことが不可欠です。

ここでは、町・町民・事業者・滞在者の各主体が、相互の連携・協力を基本として、それぞれの立場で進める取り組みを16の基本目標ごとに次のように整理します。

| | |
|-----------------------|--|
| 基本目標管理 担当課 | 基本目標の達成状況を把握するため、環境指標の達成状況などを総合的にとりまとめる担当課です。 |
| 施策の方針 | 基本目標を達成するために、町が取り組むべき環境施策の方針を示します。 |
| 環境指標 | 基本目標の達成状況を測る「ものさし」で、進行管理担当課が点検します。計画の期間内に達成を目指す環境の状態や取り組みの状況などを示します。 |

■ 町が行う施策の取り組み方針

- **施策の取り組み方針** 基本目標を達成するために、町が従来から実施している施策、新たに実施する施策の取り組み方針を示します。
なお、具体的な事業がある場合には、その事業名を示します。
- **施策の概要** 施策の取り組み方針に基づき、実際に行う施策の概要を示します。
- **担当課** 各施策を中心となって担当する課を示します。
- **施策の実施方針** 町が環境施策を具体的にどう進めていくのか、わかりやすく示すためには、平成32年度までの計画期間において、いつまでに検討を行い、取り組みに着手していくのか、また一定の成果をいつまでに出すのかを明らかにすることが必要です。
そこで、さむかわ 2020 プラン（寒川町総合計画）の実実施計画の計画期間に合わせて3年ごとに前期（平成24～26年度）・中期（平成27～29年度）・後期（平成30～32年度）に分け、それぞれの年度における個々の施策の実施方針を次の4区分で示します。

| 施策の実施方針 | | |
|---------|------|--------------------------------------|
| ▲ | 検討着手 | 施策・事業についての検討を始めている状況を示します。 |
| □ | 取組着手 | 施策・事業を始めています。 |
| ○ | 取組継続 | 施策・事業を継続的に実施しています。 |
| ◎ | 取組完了 | 施策・事業が、施策の取り組み方針で掲げている当初の目的を完了しています。 |

- **町民が行う取り組み例** 16の基本目標ごとに、町民が日常生活の中で行う取り組みの例を示します。
- **事業者が行う取り組み例** 16の基本目標ごとに、事業者が事業活動の中で行う取り組みの例を示します。
- **滞在者が行う取り組み例** 16の基本目標のうち、滞在者が行う取り組みの例を示します。

1. 【参加と協働】環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

基本目標 1-1 環境に関する情報を収集し、発信する

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

環境保全の大切さを知るためには、環境に関する情報を正確に把握していることが重要です。近年の環境に対する関心の高まりによって、環境情報やその公表体制を整備・充実することが求められています。本町では、環境行政の概要や環境学習パンフレット（さむかわ生き物かんさつマップなど）を作成し、役場・公民館などで配布しています。また、町のホームページ、「広報さむかわ」による町民への環境情報の公表を積極的かつ継続的に行っています。さらに、「環境報告書」及び「環境行動指針」により、町の環境の状況や、日常生活や事業活動の中で一人ひとりが心がけるべき環境行動などの環境情報を提供してきました。

平成22年度は、総合図書館において環境企画展示を実施し、環境に関する書籍を集中的に展示貸し出しし、図書館での環境情報発信を実施することができました。

今後も環境に係わる情報やその公表体制の充実を図るため、町民参加も視野に入れた環境情報の収集や、各種環境情報をよりわかりやすく、かつ正確に町民や事業者に公表し、多くの人が環境に関心を持つようにしていくことが必要です。



環境行動指針（町民編・事業者編）

(2) 施策の方針

町民や事業者に環境保全意識を普及啓発するためには、町の環境に関する情報の提供が重要です。

町民参加による環境情報の収集・整理も視野に入れながら、環境情報の充実を図り、また、国や県、周辺自治体などとの環境情報・資料のネットワーク化を進めます。

さらに、環境に関する情報を町民や事業者にわかりやすく正確に提供するために、「環境報告書」や「環境行動指針」、環境学習パンフレットを活用し、公共施設やインターネットを利用した情報提供を推進します。

◆ 施策体系

基本目標 1-1 環境に関する情報を収集し、発信する

- └ 1. 環境情報の収集・整理
- └ 2. 環境情報の公表

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|-----------------------|----------------|------------|-----|-----|-------------|
| 環境コーナーの設置 | | H26 | H29 | H32 | 環境課 |
| 常設箇所の設置及び維持 | 0箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | |
| 企画展示等の毎年実施 | 1箇所 | 1箇所/年 | | | |
| 広報紙での環境関連記事 掲載件数 | 50件 | 50件/年以上の維持 | | | 環境課 |
| 環境関連情報ホームページの 更新回数 | 25回 | 24回/年以上の維持 | | | 環境課 |

(3) 施策の方向

① 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 環境情報の収集・整理

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|-------------|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 環境情報の収集、整理に努めます 【環境基本計画推進事業、環境教育・学習の推進事業、環境情報の提供事業】 | ・環境情報の収集、整理 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

2. 環境情報の公表

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|---|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 「環境報告書」を公表します 【環境基本計画推進事業、環境情報の提供事業】 | ・「環境報告書」の作成、公表 ・「環境行政の概要」の作成、公表 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 環境情報を紹介するコーナー等を設置します 【環境基本計画推進事業、公民館図書室運営事業、総合図書館運営事業】 | ・役場、図書館、公民館等に環境コーナーの設置(常設、企画) | 環境課 | □ | ○ | ○ |
| 広報、ホームページ等で環境情報を発信します 【環境情報の提供事業】 | ・広報紙及びホームページによる環境情報、イベント情報、市民の活動状況等について紹介 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

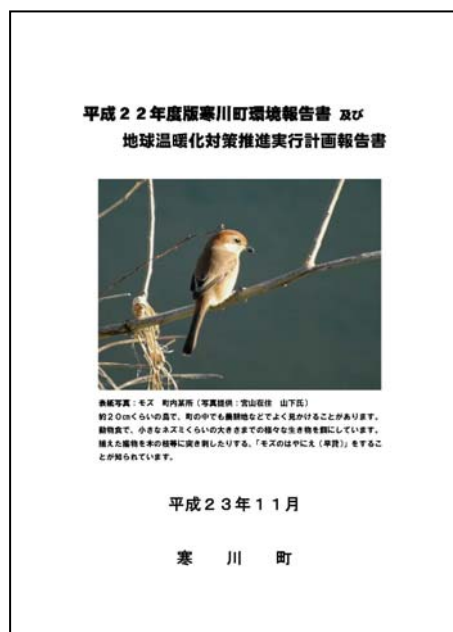
| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|------------------------------------|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 環境学習教材等の収集と活用を図ります 【環境情報の提供事業、環境教育・学習の推進事業】 | ・「さむかわ生き物観察マップ」などの環境学習パンフレット・教材の提供 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 「環境行動指針」を見直し周知を図ります 【環境基本計画推進事業】 | ・環境行動指針の改定 ・環境行動指針の周知、活用 | 環境課 | □ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 日常生活の中で気がついた環境に関する情報を提供します。
- ◇ 環境に関する講演会、セミナー、シンポジウムなどに参加し、環境に関する知識を得ます。
- ◇ 環境に関して得た情報を子どもたちに提供します。
- ◇ 町が公開する「環境報告書」や「環境行動指針」によって得られる情報を環境活動などに活かします。
- ◇ 町が広報紙やインターネットなどで提供する環境情報を活用するとともに、自分たちの持っている情報を発信します。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 事業活動の中で気がついた環境に関する情報を提供します。
- ◇ 環境に関する講演会、セミナー、シンポジウムなどに参加・協力します。
- ◇ 町が公開する「環境報告書」や「環境行動指針」によって得られる情報を環境活動などに活かします。
- ◇ 町が広報紙やインターネットなどで提供する環境情報を活用するとともに、自分たちの持っている情報を発信します。



平成22年度版
寒川町環境報告書

基本目標1-2 環境教育・環境学習を進める

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

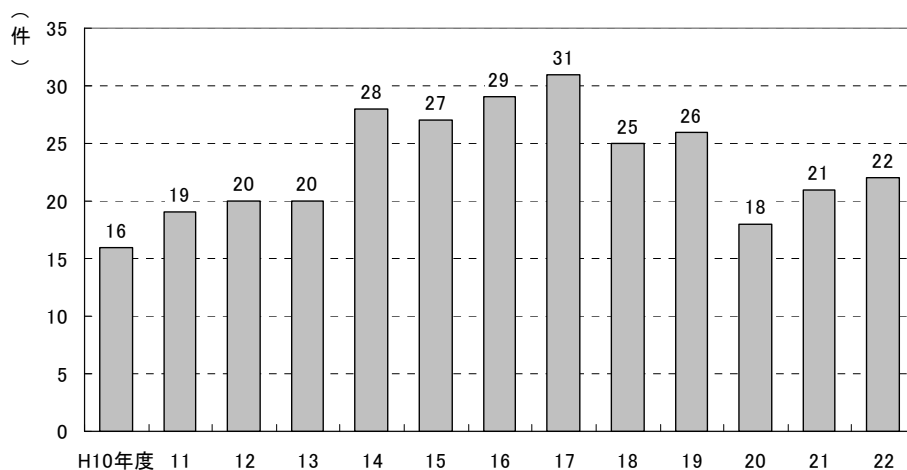
環境に対する関心は年々高くなり、環境に係わる活動も活発化しています。また、それに伴い、学校教育や生涯教育の場における環境学習プログラムの充実を望む声が高まっています。

国においても、持続可能な社会の構築を目指すうえで基礎となる「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を平成16年に施行し、国民や事業者が人と環境との関わりなどについての理解を深め、環境の保全に関する活動を行う意欲を増進させるための環境教育・環境学習の推進が重要であるとしています。

本町では、町民と行政がともに学びながらより良いまちづくりを推進することを目的として「さむかわ町民大学」を各担当課が開催しているほか、町民大学メニューを「町民ガイド」として配布し、町民に対して普及啓発を図っています。また、自然観察会やリサイクル施設の見学会等を実施し、地域における環境学習に取り組んでいます。しかし、平成22年度における環境関連の講座、観察会、イベントなどの開催件数は22件で、平成20、21年度よりは増えたものの、目標としていた平成18年度の25件と比べると少ない状況でした。

学校教育では、「総合的な学習の時間」や「生活科」を中心に環境教育が推進され、地球温暖化・ごみ減量・リサイクルなどを調べる学習や体験学習など、さまざまな取り組みが展開されています。また、環境教育教材の提供や教職員へ環境教育の理解を図るための研修会や情報提供などの支援を行っています。

今後は自らの行動様式、ライフスタイルを見直すことや、環境問題を正しく理解して行動につなげていくための環境教育・環境学習を推進するとともに、これからの環境活動を担う人材の育成や支援といった取り組みを進める必要があります。



環境関連イベント等の開催状況（資料：環境課資料）

(2) 施策の方針

環境の大切さを知るためには、環境教育・環境学習の場が充実していることが重要です。

子どもから高齢者まで、学校・家庭・職場・地域など、さまざまな場所において環境に関心を持ち、学ぶことができるように、町民参加型の環境活動や、講座・観察会など、環境に関する学習機会の創出に努めます。

また、子ども世代からの環境教育を進めるための取り組みなどを推進します。学校教育に体験学習などの環境教育プログラムを普及・充実させるとともに、教職員への情報提供や研修の実施を推進します。

◆ 施策体系

基本目標 1-2 環境教育・環境学習を進める

- └ 1. 環境に関する生涯学習機会の創出
- └ 2. 学校における環境教育の充実
- └ 3. 地域での環境教育・環境学習の普及

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|----------------------------|----------------|------|------|--------|-------------|
| | | H26 | H29 | H32 | |
| 環境学習講座や自然観察会の参加人数(環境課事業) * | (H21) 64人 | 80人 | 120人 | 120人以上 | 環境課 |

注：* 印は、さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期：平成24～26年度、中期：平成27～29年度、後期：平成30～32年度)

1. 環境に関する生涯学習機会の創出

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|---------------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 環境活動への参加機会の提供と参加への呼びかけを進めます 【生涯学習振興事業、環境教育・学習の推進事業、公民館講座開催事業】 | ・町民大学、出前講座において環境分野の講座を開催 ・さむかわエコネットの参加者募集、活動状況の紹介等 ・公民館主催の環境講座の開催 | 生涯学習課 環境課 公民館 | ○ | ○ | ○ |
| 環境関連施設の見学会などを開催します 【環境教育・学習の推進事業、公民館講座開催事業】 | ・環境関連施設の見学会の開催 | 環境課 公民館 | ○ | ○ | ○ |
| 生涯学習人材登録制度を活用し、環境活動を進める人材の育成と活用を図ります 【生涯学習振興事業】 | ・生涯学習人材登録制度を活用した人材の育成と活用 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |

2. 学校における環境教育の充実

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|---|----------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 環境調査や体験学習などを取り入れた環境教育を支援します。 【「生きる力」の育成事業】 | ・総合的な学習の時間を中心とした、児童・生徒の実態に応じた環境教育の推進 | 学校教育課 | ○ | ○ | ○ |
| 学校での環境教育・環境学習を支援します 【「生きる力」の育成事業、教職員の資質向上事業】 | ・教材、教育プログラムの充実 ・先進的な取り組み事例の研究 ・出前授業、教材提供など教職員へ環境学習の支援 | 学校教育課 教育研究室 | ○ | ○ | ○ |
| 児童・生徒の自主的な環境活動を支援します 【環境基本計画推進事業】 | ・児童、生徒向けに環境情報提供 ・こどもエコクラブの活動への支援 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 学校での環境教育・環境学習と、環境団体の連携を支援します 【環境教育・学習の推進事業】 | ・環境団体と学校の連携の支援 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

3. 地域での環境教育・環境学習の普及

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|---|---------------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 環境に関する講演会等イベントを開催します 【環境教育・学習の推進事業】 【生涯学習振興事業】 【公民館講座開催事業】 | ・環境フェアの開催検討 ・さむかわエコネットとの協力による環境イベント開催 ・相模川湘南地域協議会との協力による河川イベントの実施 ・町民大学における講演会等の実施 | 環境課 生涯学習課 公民館 | ○ | ○ | ○ |
| 町職員に対する環境教育・職員研修を推進します 【環境教育・学習の推進事業】 | ・職員環境研修の継続実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 環境分野における地域間交流を促進します 【地域間交流促進事業】 | ・環境分野における国内他市町村との交流の促進 | 町民課 | ▲ | □ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 環境シンポジウムや環境講演会などに参加します。
- ◇ 町民参加型の環境調査を積極的に活用します。
- ◇ こどもエコクラブに参加・協力し、子どもたちとともに環境について学びます。
- ◇ 家庭で環境に関する話し合いを行います。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 環境に関するイベントなどに参加するとともに、自らも企画・開催し、環境学習を進めます。
- ◇ 環境問題の担当者や責任者を配置します。
- ◇ 従業員の研修を行うなど、環境に関する意識啓発を行います。

基本目標 1-3 多彩な環境活動を活発に進める

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

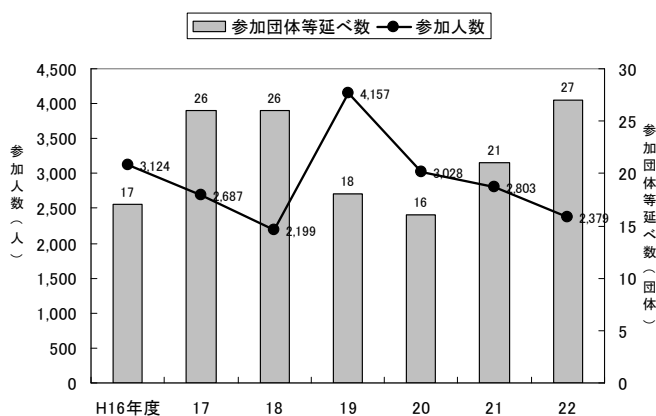
人々の生活や事業活動によって発生する都市及び生活型の環境問題や地球環境問題を解決するためには、町・町民・事業者が連携を図り、家庭、職場、地域等の様々な場において環境の保全と創出に向けて活動していくことが重要となっています。

本町では、各主体がそれぞれ日常生活や事業活動の中で心がけるべき環境行動を「環境行動指針」（町民編、事業者編、行政編）により啓発を行っています。

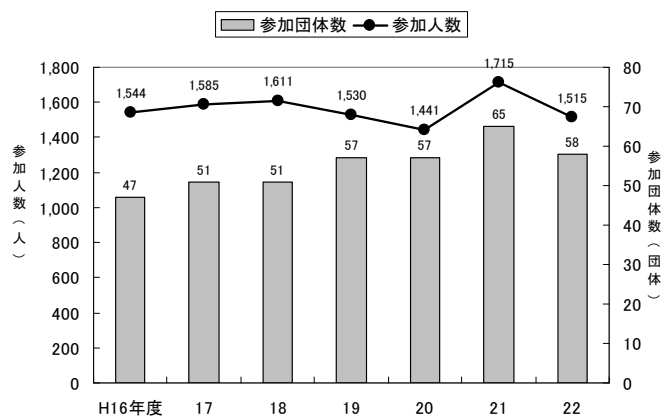
町内の中小事業所に対しては、環境マネジメントシステム（ISO14001）認証取得支援を行い、環境保全行動を促進するための取り組みを行っています。

また、町民の美化意識の向上とごみのないまちづくりに向けて、「さむかわまちぐるみ美化運動」を年2回実施しているほか、平成22年度は例年行っている、相模川美化キャンペーンを拡大した「相模川・目久尻川・小出川河川美化キャンペーン」を自治会やさむかわエコネットと連携し実施しました。

自主的な環境美化活動は年々増えており、町民や事業者の方が主体的に環境に関わる活動を行っている「さむかわエコネット」においては、様々な活動が継続展開されています。また、個別に展開されている河川に関する環境活動についての情報交流として、相模川湘南地域協議会と連携し、講演会や近隣市での活動発表、意見交換などを実施しています。町は環境活動事業の実施のほか環境活動の支援等を行っていますが、今後も活動機会の提供及び支援の継続により、活動の活発化を進めていきます。



環境美化推進の自主的活動状況の推移



美化キャンペーンの参加状況の推移 (資料：環境課資料)

(2) 施策の方針

環境負荷低減に向けた具体的な取り組み方法や関連知識、本町の環境情報等を分かりやすく示した「寒川町環境行動指針」により、町役場内において自ら環境負荷低減に向けた取り組みを進めるとともに、町民や事業者など各種団体が活発に環境活動を実施できるように啓発、支援していきます。

また、周辺自治体との連携による活動の広域的展開を進めるなど、環境活動の交流・協力の輪を拡大し、活動のネットワーク化を進めます。

◆ 施策体系

基本目標 1-3 多彩な環境活動を活発に進める

- 1. 環境活動の活発化
- 2. 環境団体の育成・活動促進

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|-------------------------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| | | H26 | H29 | H32 | |
| 町内事業者の環境マネジメントシステム(ISO14001等)の導入件数* | 60社 | H26 | H29 | H32 | 環境課 |
| | | 63件 | 66件 | 69件 | |
| 環境美化活動の参加人数 | 3,894人 | H26 | H29 | H32 | 環境課 |
| | | 4,158人 | 4,412人 | 4,673人 | |
| 環境美化活動の実施団体等 | 27団体等 (個人含む) | H26 | H29 | H32 | 環境課 |
| | | 29 団体等 | 31 団体等 | 33 団体等 | |
| さむかわエコネット(寒川環境町民会議)登録人数 | 28人 | H26 | H29 | H32 | 環境課 |
| | | 31人 | 34人 | 37人 | |

注：*印は、さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期：平成24～26年度、中期：平成27～29年度、後期：平成30～32年度)

1. 環境活動の活発化

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|--|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 町役場は環境マネジメントシステムの導入を検討します 【環境マネジメントシステム導入事業】 | ・町役場の環境マネジメントシステムの導入 ・環境マネジメントシステムに基づく環境管理の実施 | 環境課 | ▲ | □ | ○ |
| 中小事業所の環境マネジメントシステムの認証取得を支援します 【ISO認証取得促進事業】 | ・町内中小事業所の環境マネジメントシステム取得支援 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|--|--------------------------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 町民や団体が行う環境活動を支援、協力します 【まちぐるみ美化運動等事業、河川美化事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・「相模川・目久尻川・小出川河川美化キャンペーン」の実施 ・町内の環境美化活動への支援 ・町内企業による美化活動の推進 ・各学校における地域美化活動の推進 ・老人クラブによる社会奉仕活動への支援 ・環境ボランティア団体の横のつながりを作る仕組みの検討 | 環境課 産業振興課 学校教育課 高齢介護課 | ○ | ○ | ○ |

2. 環境団体の育成・活動促進

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|--|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 町民や団体の自主的な環境活動の促進のため、活動場所（会議室等）を提供します 【環境教育・学習の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民や環境団体の活動場所として、役場や公民館等の会議室を提供 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 県や近隣自治体、関係団体の連携により環境活動の広域的展開を図ります。 【まちぐるみ美化運動等事業、河川美化事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・「湘南エコウェーブ」、「桂川・相模川流域協議会」、「同湘南地域協議会」、「高座地区河川をきれいにする会」等の団体等及び関連市町との連携 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 町民参加型の計画づくりやイベントに参加します。
- ◇ 環境活動などの地域の活動に積極的に参加し、地域活動の輪を広げます。
- ◇ こどもエコクラブに参加・協力します。
- ◇ 環境問題に関する町からの情報提供を受け、環境への理解を深めます。
- ◇ 講習会、講演会、自然体験などの環境学習会に参加します。



河川美化活動（目久尻川）

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 環境マネジメントシステムの構築導入を目指します。
- ◇ リサイクル活動や緑化活動などの地域活動に参加・支援します。
- ◇ 環境活動団体や、町・町民・事業者との情報の相互交換に努めます。
- ◇ 従業員の環境活動参加を支援します。
- ◇ 研修会や情報の提供などにより、従業員の環境保全意識を高めます。

2. 【自然環境】自然を守り、育てるまち

基本目標2-1 生き物と生息空間を守る

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

野生動植物の生育・生息環境は、人間の開発行為の影響による減少や劣化、雑木林の管理放棄や農耕の近代化など社会情勢の変化による質的变化が進行しています。さらに移入種による在来種への影響も加わり、生育・生息環境や種の多様性及び絶滅の危機が問題とされ、その保全が全国的課題となっています。平成17年6月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、特定外来生物に指定された生物（平成22年7月現在105種）の飼育・販売等が原則として禁止されたため、外来種（外来生物）による生態系への影響を把握し、対応していくことが必要となっています。

また、町民が身近にふれられる緑地であり、野生動植物の貴重な生育・生息環境として重要視されている屋敷林や社寺林などでは、かつて人々の生活と調和した自然生態系が形成されていました。しかし近年、人の手による管理が行き届かず、荒廃してしまう樹林地が増え、問題となっています。

本町の自然環境の特色としては、町の西側に広い河川敷をもつ相模川が流れ、さらに小出川、目久尻川沿いの低地に水田が広がっていることが挙げられます。このような環境は、かつては池沼が点在し、水辺植物の有数な自生地であったことを示すものとされ、平成13、14年度に実施した動植物現地調査においても水辺に生育する希少な植物種が確認されています。また、自然観察会において、水辺に生息する魚や昆虫などを餌とするサギ類やシギ・チドリ類などの鳥類の生息・飛来も確認されています。



野鳥案内看板（旧目久尻川ふるさと緑道）

本町では、まとまった緑としては、寒川神社の杜と越の山の斜面林が神奈川県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域に指定され、町により指定されている保存樹林は5箇所・約16,379㎡、保存樹木は52本になっています。（平成22年度末現在）。

本町では、アライグマやハクビシンなどの目撃や被害の情報が増加傾向にあるため、有害鳥獣となっている外来生物の駆除や、自然環境調査を通じた外来生物の把握や移入防止対策を検討していく必要があります。

より豊かな自然環境を取り戻していくためにも、野生動植物の分布や生態系の実態を把握する調査を今後も実施していくとともに、自然観察会を通じた野生動植物を身近に感じられる機会の創出により町民の意識の高揚を図り、河川や水田などの水辺や屋敷林や社寺林などの樹林地といった生育・生息環境を守り育てていく取り組みが必要です。

(2) 施策の方針

多様な野生動植物の生育・生息に適した環境の保全・創造や地域特性に配慮した保護対策のために、生育・生息の実態調査を継続的に実施するとともに、自然観察会の開催などにより、町民の自然環境保全意識の啓発を図ります。また、開発行為、人間の活動等による自然環境への影響について配慮に努めます。



イタチ（町内某所）

貴重な樹林地である自然環境保全地域や屋敷林、社寺林などについては、その分布に関する実態を調査し、保存樹木制度や保存樹林制度の推進による保全に努めます。

また、樹木・樹林の維持管理活動などへの町民参加の機会をつくり、樹林地保全意識の啓発を図ります。

◆ 施策体系

基本目標 2-1 生き物と生息空間を守る

- 1. 野生動植物の生育・生息環境の保全と創造
- 2. 樹木・樹林地の保全
- 3. 調査等の実施

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成 22 年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|--------------|-----------------------|----------------------------------|------|------|-------------|
| | | H26 | H29 | H32 | |
| 町緑地保全地区の指定 | 0 箇所 | 1 箇所 | | | 都市計画課 |
| 自然環境保全地域面積 * | 11.1 ha | 11.1 ha (現状を維持) | | | 都市計画課 |
| 保存樹林指定面積 * | 16,379 m ² | 16,379 m ² (現状を維持) | | | 都市計画課 |
| 保存樹木指定本数 | 52 本 | 53 本 | 55 本 | 56 本 | 都市計画課 |
| | | H26 | H29 | H32 | |

注：* 印は、さむかわ 2020 プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 野生動植物の生育・生息環境の保全と創造

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|----------------------------------|--------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 緑地・河川・湧水等の自然環境の保全に努めます 【河川美化事業等】 | ・在来の動植物が生育・生息している緑地、河川、湧水等の環境の保全 | 都市計画課 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 自然観察できる場所の整備に努めます 【目久尻川ふるさとの川整備事業等】 | ・目久尻川ふるさと緑道の整備等 | 都市計画課 | □ | ○ | ○ |

2. 樹木、樹林地の保全

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|-------------------------------|--|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 保存樹林・樹木指定制度等による樹林・樹木の保全に努めます | ・保存樹木等指定制度等による樹木、屋敷林、社寺林の保全 ・緑地保全地区指定に関する検討 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 緑化基金の充実を図ります | ・緑化基金の充実 ・緑化基金の活用による緑地の保全と緑化の推進 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 町民参加による樹木・樹林の維持・管理活動への支援を行います | ・住民参加による保存樹木、樹林等の維持管理体制の構築 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |

3. 調査等の実施

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|--|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 定期的に町内の動植物の生息・生育状況を調査します 【環境基本計画推進事業】 | ・町内の動植物の生息・生育状況調査の実施 | 環境課 | □ | ○ | ○ |
| 自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます 【環境教育・学習の推進事業】 | ・「川の生き物調査隊」及び「野鳥観察会」をエコネットと連携し開催 ・「生物多様性」について学ぶイベントの開催 ・「さむかわ生き物観察マップ」などの環境学習パンフレット・教材の提供 ・解説案内板の整備 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|------------------------------------|---|--------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 外来種や有害鳥獣に対する取り組みを進めます 【動物対策等事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除に関する申請に基づき許可 ・捕獲檻の貸し出し ・野生生物等への餌やり防止の普及啓発 ・住民と連携した外来種の拡大防止 ・被害状況等の情報収集 | 環境課 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 樹林地や樹木の分布に関する実態を把握します | <ul style="list-style-type: none"> ・指定済み保存樹木、樹木の調査等 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 緑についての計画を見直します 【緑の基本計画見直し事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の見直し | 都市計画課 | ▲ | □ | ◎ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 野生動植物の保護に関心を持ちます。
- ◇ 自然の豊かな場所は荒らさないようにします。
- ◇ 自然観察会などに積極的に参加し、生き物に関する知識を高めます。
- ◇ 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びます。
- ◇ ペットや観賞目的の生き物を野生化させたり、魚や昆虫などを他の地域から移入させたりしません。
- ◇ 法律で禁じられている鳥獣の捕獲（密猟）は行いません。
- ◇ 保存樹木・保存樹林の保全に協力します。
- ◇ 樹林地にごみを捨てません。
- ◇ 緑地保護のための基金に協力します。
- ◇ 樹林地の活用・管理活動に参加します。
- ◇ 樹林地の重要性を学び、子どもたちとともに環境学習に参加します。
- ◇ 野生動植物の分布や生態調査に協力します。
- ◇ 「さむかわ生き物かんさつマップ」の活用により町域の自然環境の適正な保全策に関心を持ちます。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 開発にあたっては、野生動植物への影響調査を行い、適切な保全対策を行います。
- ◇ 建設、土木工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択します。
- ◇ 工事によって改変される自然は可能な限り工事完了後には復元します。
- ◇ 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びます。
- ◇ 敷地内の樹林や水辺は、できる限り保全します。
- ◇ 法律で禁じられている鳥獣の販売はしません。
- ◇ 保存樹木・保存樹林の保全に協力します。

- ◇ 緑地保護のための基金に協力します。
- ◇ 自然観察会などに協力します。

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ 野生動植物の保護に努めます。
- ◇ 野生動植物の生育・生息に重要な場所の保護・管理に協力します。
- ◇ 樹林地にごみを捨てません。



自然環境保全地域（越の山）



川の生き物調査隊

基本目標2-2 農地を守り、活用する

【基本目標管理担当課：産業振興課】

(1) 現状と課題

農地は、単に農作物の生産の場であるだけでなく、動植物の生息の場や地下水の保全など、多面的な環境保全機能を持っていますが、町内の経営耕地面積は減少傾向となっており、平成22年度では平成2年度の約3分の2になっています。

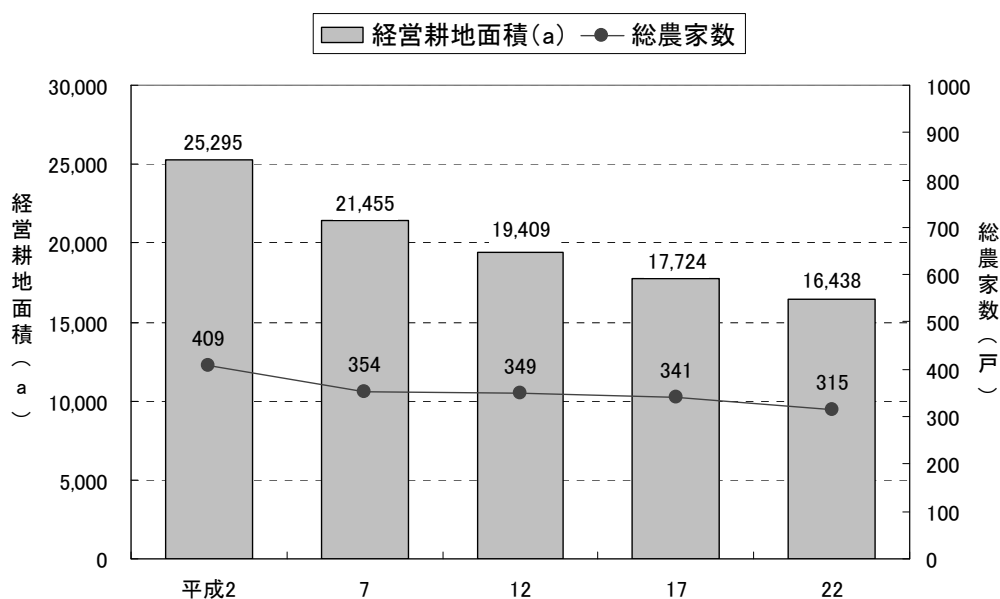
農地の維持については、農地の流動化及び集約化による農地の保全、遊休農地の活用方法の検討を進める一方で、農家数は年々減少しているため、農業後継者の育成に対する取り組みも進めています。これらの農地の保全や農業後継者の問題は、関係機関や農業従事者と協力して取り組みを進めていくほか、農業従事者や新規就農者への支援の充実を図る必要があります。

本町では、豊かな土壌の形成、有機農産物への関心、自然生態系への配慮などの観点から、環境保全型農業の推進のために、堆きゅう肥購入、フェロモントラップ等に対する補助を行い、環境保全型農業の実践を奨励していくとともに、地元農業の活性化を図る取り組みを進めています。また、本町では、環境にやさしい農業を行っている農家がエコファーマーとして県に8戸認定されています。

町民が農業とふれあえる場としては、5箇所230区画(平成22年度末現在)の家庭菜園が利用されています。農業体験の場をより充実させるなど、農地と町民のふれあいの創出を図り、町民の農業への理解を深めることで、地域での農地の活用を進めていくことが必要です。



大蔵地区の水田



経営耕地面積(総農家)及び総農家数の推移(資料:農林業センサス)

(2) 施策の方針

農家数の減少を食い止め、適正な農地の保全を図るため、農地の流動化や農業後継者の育成に取り組みます。

また、地域農業の活性化を図るために、地元で収穫した安全な農作物の地域内流通を推進し、家庭菜園の設置など、町民が農業とふれあう機会を創出し農業に対する理解を深めます。

さらに、生産者と消費者の連携などを通じて有機栽培や無農薬・低農薬栽培、周辺の水辺の保全・活用と一体となった環境保全型農業を推進します。



ファーマーズマーケット わいわい市
(農産物直売所)

◆ 施策体系

基本目標 2-2 農地を守り、活用する

- 1. 農業の推進
- 2. 農作物の地産地消の推進
- 3. 農業とふれあう機会の創出

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|----------------|--------------------|----------------------------------|----------------|----------------|-------------|
| | | H26 | H29 | H32 | |
| 遊休農地面積 | 6.8ha | H26 5.6ha (0.28ha/ 年減少) | H29 4.8ha | H32 4.0ha | 産業振興課 |
| 新規就農者数(累計) * | 0人 | H26 2人 | H29 3人 | H32 4人 | 産業振興課 |
| 農産物直売施設数 * | 25箇所 | H26 29箇所 | H29 32箇所 | H32 35箇所 | 産業振興課 |
| 家庭菜園区画数 | 230区画 | 現状維持 | | | 産業振興課 |
| エコファーマー制度認定農家数 | 8戸 | 16戸 | | | 産業振興課 |
| 農業基盤整備受益面積 * | 60.8 ha (H23年度) | H26 64.1 ha | H29 67.4 ha | H32 70.7 ha | 産業振興課 |

注：* 印は、さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 農業の推進

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 農地の流動化及び集約化を促進します 【農業経営基盤促進事業】 | ・遊休農地の解消 ・農地の認定農業者等への集約化 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 農業後継者を育成します 【農業援助育成対策事業】 | ・農業後継者の育成及び新規就農者の受け入れ | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 環境保全型農業を推進します 【農業振興対策事業】 | ・エコファーマー制度の登録・認定に関する普及啓発 ・環境保全型農業に対する補助制度の充実 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 農道、農業用排水路整備の際には、自然環境に配慮します 【土地改良施設整備事業】 | ・環境に配慮した農道や用排水路の整備 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |

2. 農作物の地産地消の推進

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 地域の農業育成と地場農産物の品質向上を推進します 【農業振興対策事業】 | ・都市型農業の地域性を活かした花きや果物などの高付加価値農産物を中心としたブランド化の推進 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 農産物直売所の情報提供による利用促進に努めます 【農産物直売事業】 | ・わいわい市、農産物直売所の利用拡大による地産地消の推進 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 直接販売や契約栽培などの流通を推進します 【農産物直売事業】 | ・直接販売や契約栽培など生産者と消費者を直接結ぶ流通の推進 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 学校給食に地域の安全な農産物の使用を進めます 【学校給食関係事業】 | ・学校給食への地元産農産物の利用拡大 | 学校教育課 | ○ | ○ | ○ |

3. 農業とふれあう機会の創出

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|---|----------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 家庭菜園の利用促進を継続します 【家庭菜園事業】 | ・家庭菜園利用のPR ・需要に応じた家庭菜園の適正利用の推進 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 農業体験学習を支援します 【生きる力の育成事業】 | ・小学校における農業体験学習の支援 ・保育園児等を対象とした農業体験の支援 | 学校教育課 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 遊休農地の有効活用を図ります 【遊休農地活用事業、農業経営基盤促進事業】 | ・遊休農地を展示圃、お花畑、家庭菜園等として有効利用 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 他の事業との連携により農業の活性化を図ります 【観光宣伝事業】 | ・農産物収穫ウォークの開催（春、秋） ・観光イベントにおける寒川農産物のPR | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 農業後継者の育成に協力します。
- ◇ 安全な地元の農産物を積極的に購入します。
- ◇ 農産物直売所を積極的に利用します。
- ◇ 家庭菜園を積極的に利用します。
- ◇ 農家との交流を行います。
- ◇ 農業体験学習等への参加を通じて農業への理解を深めます。
- ◇ 遊休農地の有効活用に協力します。



家庭菜園

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 農業後継者の育成に努めます。
- ◇ 安全な食料の生産と流通に努めます。
- ◇ 店舗で、地元の安全な農産物を取り扱います。
- ◇ 農産物のPRなどにより、農産物の地域内流通を進めます。
- ◇ 遊休農地の有効活用に協力します。
- ◇ 観光農園などを設置し、新たな農業を展開します。
- ◇ 農業の振興のための積極的なPRを図ります。
- ◇ 無農薬・低農薬栽培や有機栽培に積極的に取り組みます。

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ 安全な寒川産の農産物を積極的に購入します。
- ◇ 農産物直売所を積極的に利用します。
- ◇ 寒川の農業に関わるイベントに参加します。

3. 【生活環境】健康で安心して暮らせるまち

基本目標3-1 空気と水をきれいにする

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

水質汚濁の主な原因は、以前は工場などの事業系排水によるものと捉えられていましたが、法令等の整備や公害防止技術の確立に伴い、現在では生活系排水による汚染が主な原因であるといわれています。本町の水質汚濁の原因は上流域にもありますが、生活排水等の流入、水量不足による汚濁物質の滞留が考えられます。

本町では、公共用水域である、目久尻川、小出川、一之宮第二排水路において定期的な水質検査を実施していますが、小出川の水質は改善傾向にありながらも環境基準値の達成状況は芳しくなく、継続して原因の特定や対策に取り組むことが必要です。

また、本町では、汚水や雨水を処理する公共下水道の整備は継続的に進めており、平成22年度現在、本町の公共下水道の普及率は92.02%、水洗化率は93.92%となっています。

水質汚濁については、生活系排水による汚濁の防止に関する啓発、公共下水道の整備などの河川外での対策のほかに、河川やその周辺における不法投棄の防止、自浄作用による直接的な汚濁負荷低減の効果が期待できる多自然型護岸の整備などが必要な取り組みです。

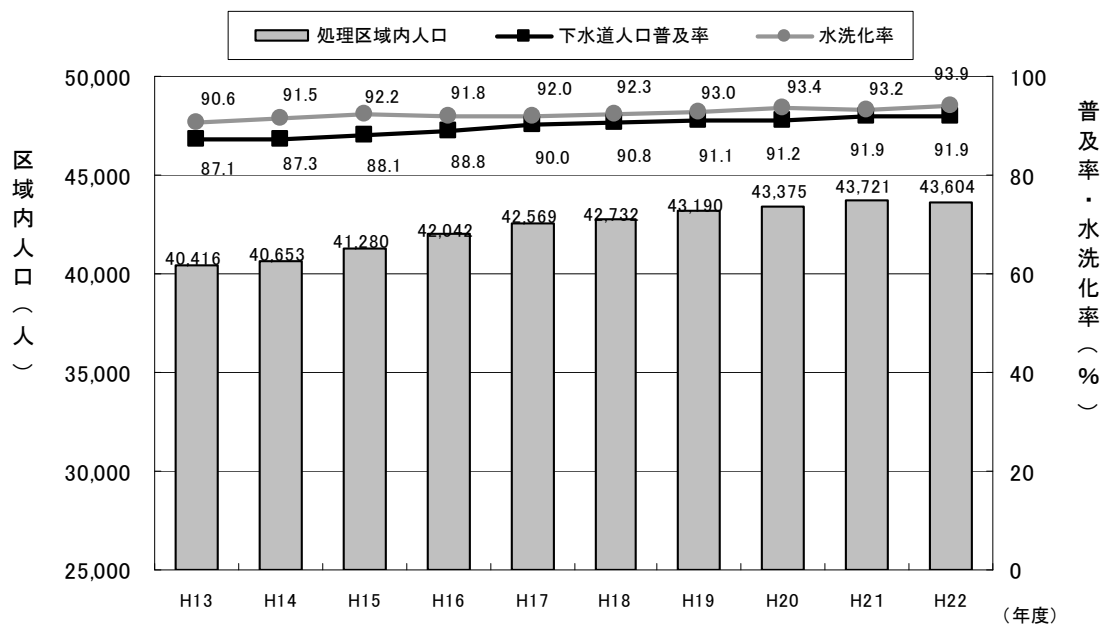
一方、大気汚染は、自動車利用の増加や工場など事業所での活動によって進行するといわれています。

本町では、町内の大気環境を把握するため、町役場屋上と田端二本松交差点の2箇所において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント等の調査（二季）を行っています。固定発生源に対しては、工場・事業場への検査を実施しているほか、屋外燃焼行為についての注意・指導を行っています。また、移動発生源に対しては、自動車利用者へアイドリングストップ等のエコドライブの啓発や、低公害車の利用を促進する取り組みを行っています。

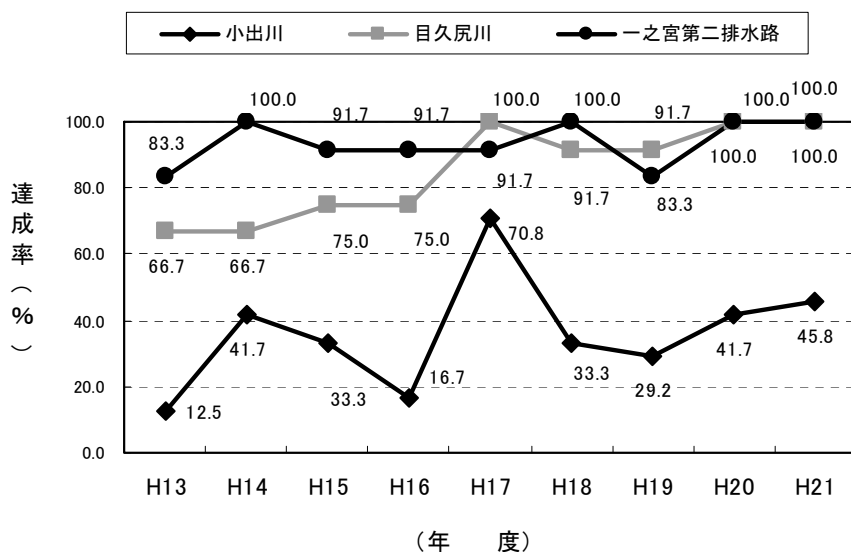
平成22年度の大気調査の結果は、全項目で環境基準を達成していますが、年度により光化学オキシダントが基準値を超えています。県では光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の対策として、固定発生源（工場・事業場）に対して、大気汚染防止法及び県・市で定める条例に基づき、規制基準の遵守等についての徹底と、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物の排出を抑制するための自主的な取り組みの促進を図っており、県等と連携した取り組みを進めていく必要があります。

近年、大気汚染防止法で規制されているアスベストによる健康被害などが社会問題となり、町の公共施設51箇所において調査を行い、アスベストの使用が確認された2箇所の除去工事を完了しています。

今後の町の発展や、さがみ縦貫道路をはじめとする道路網の整備により大気環境の変化も予想されるため、良好な環境を維持するとともに、継続的な調査の実施や大気環境の負荷低減に向けて、さまざまな視点から取り組む必要があります。



公共下水道の普及状況 (資料：環境課資料)



町内河川等のBOD環境基準適合率 (資料：環境課資料)

(2) 施策の方針

河川などの水質汚濁を防止し、河川の水質状況を把握するための監視・調査を継続的に実施するとともに、汚濁物質の排出抑制と公共下水道の整備を中心とした水質汚濁防止対策を推進します。

ノーカーデーやエコドライブの普及推進、自家用車から公共交通機関・自転車などへの利用切り替えや、低公害車の導入・利用の促進などの施策により、自動車排出ガスによる大気汚染の防止を推進します。また、関係機関との連携による大気汚染の現状を把握するための監視・調査を継続的に実施するとともに、工場・事業所からの大気汚染対策にも取り組みます。

◆ 施策体系

基本目標 3-1 空気と水をきれいにする

- 1. 下水道の整備
- 2. 水質汚濁・大気汚染対策
- 3. 自動車の排出ガス対策
- 4. 監視・調査の実施

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|--|-----------------------|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| | | H26 | H29 | H32 | |
| 公共下水道人口普及率 * | 91.94% | H26 93.65 % | H29 94.90 % | H32 95.97 % | 下水道課 |
| 公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比) | 93.92% | H26 94.54 % | H29 94.90 % | H32 95.26 % | 下水道課 |
| BOD 環境基準適合率 ・ 目久尻川 ・ 小出川 ・ 一之宮第二排水路 | 100% 54.2% 100% | 100%/年 100%/年 100%/年 | | | 環境課 |
| NO ₂ の各測定箇所での環境基準達成率 | 100% | 100%/年 | | | 環境課 |
| SPM の各測定箇所での環境基準達成率 | 100% | 100%/年 | | | 環境課 |
| 工場、事業所からの排水基準の適合率 (公共水域への排水) | 100% | 100%/年 | | | 環境課 |
| 町内における電気自動車累積導入台数 * | 2台 (県補助台数) | H26 18台 | H29 30台 | H32 42台 | 環境課 |

注：* 印は、さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。



小出川



目久尻川

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 下水道の整備

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|-----------------------------------|------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 下水道整備計画に基づき下水道の整備を進めます 【公共下水道整備事業】 | ・未整備区域の下水等整備 | 下水道課 | ○ | ○ | ○ |
| 公共下水道への接続を推進します 【公共下水道接続促進事業】 | ・未接続家庭等への公共下水道への接続推進 | 下水道課 | ○ | ○ | ○ |
| 河川へ幹線からの浮遊物の流入を防止するため、スクリーンなどを適切に管理します 【公共下水道維持補修事業】 | ・幹線に設置したスクリーンの適正な維持管理 ・ごみ上げの実施 | 下水道課 | ○ | ○ | ○ |

2. 水質汚濁・大気汚染対策

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|-------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 県と連携し、工場・事業所からの排水・排出ガスの確認指導を行います 【水質等検査事業、公共下水道接続推進事業】 | ・湘南地域県政総合センターと連携した工場排水、排出ガスの測定と指導の実施 ・下水道へ排出している特定事業所の排水分析調査の実施 | 環境課 下水道課 | ○ | ○ | ○ |
| 水質事故・水質汚濁、大気汚染の原因究明と発生防止に努めます 【水質等検査事業】 | ・水質事故発生時、湘南地域県政総合センターと発生源、原因の究明 ・環境基準値を上回る小出川の水質対策について、上流域の自治体と定期的に情報交換 ・事業所等への水質事故防止や野焼き禁止の周知・啓発 ・地域住民や環境団体の協力のもと不法投棄や屋外燃焼行為のパトロールの実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 町民へ生活排水に対する配慮や大気汚染についての情報提供を行います 【環境情報の提供事業】 | ・生活排水に対する配慮についての周知啓発 ・大気汚染防止に関わる普及啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 県、近隣自治体・関係団体との連携により河川流域での水質汚濁防止と大気汚染対策の取り組みを進めます 【公害防止対策事業】 | ・湘南地域県政総合センター、近隣自治体、桂川・相模川流域協議会や湘南地域協議会、高座地区河川をきれいにする会等の団体等との連携 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--------------------------------------|-----------------|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 農業排水に関連する指導啓発等を実施します 【土地改良施設整備事業】 | ・農業用排水路に対する指導実施 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |

3. 自動車の排出ガス対策

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|---|-------------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| エコドライブの推進や、低公害車の利用を促進します 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ノーカーデー」の実施、「アイドリングストップ」、「相乗り」の呼びかけ ・ハイブリッド車等低公害車の利用促進 ・急発進や空ぶかし防止など運転マナー向上による騒音発生防止のための普及啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 電気自動車の導入を支援します。 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の普及推進 ・電気自動車導入補助 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 公共自転車駐車場の利便性を向上し、自転車利用を促進します 【自転車駐車場整備事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用の利便性向上による自動車利用の削減 ・放置自転車の撤去による駐輪スペースの有効活用 ・需要状況に基づき自転車駐車場の整備を検討 | 防災安全課 | ○ | ○ | ○ |
| 公共交通機関の充実にに向けた取り組みを推進します 【相模線複線化等促進事業、東海道新幹線新駅整備基金積立金事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関に対する JR 相模線の行き違い施設の整備や複線化などによる運転本数増便の要請 ・相鉄いずみ野線の延伸に向けた取り組み ・既存のバス路線の充実促進 ・新幹線新駅の早期実現に向けた取り組み | 企画政策部 新幹線新駅対策課 | ○ | ○ | ○ |

4. 監視・調査の実施

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|-------------------------------|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 河川など公共用水域の水質調査を実施します 【水質等検査事業】 | ・水質調査の継続実施（小出川、目久尻川、一之宮第二排水路） | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 大気調査の実施・県大気測定局の常時監視を継続し、状況を把握します 【水質等検査事業】 | ・大気調査の継続実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 公共下水道への接続を進めます。
- ◇ 調理くずや油を直接排水口に流さないよう努めます。
- ◇ 合成洗剤の使用を石鹼に切り換えます。
- ◇ 雨水浸透枳を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます。
- ◇ 低公害車を積極的に導入します。
- ◇ ノーカーデーに率先して協力します。
- ◇ 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- ◇ 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- ◇ 自動車の点検整備などを励行し、適正に管理します。
- ◇ 家の庭などでごみを燃やしません。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 公共下水道への接続を進めます。
- ◇ 事業所からの排水を適正に処理します。
- ◇ 飲食業では調理くずや油を直接排水口に流さないよう努めます。
- ◇ 敷地内の雨水の地下浸透に努めます。
- ◇ 低公害車の導入を進めます。
- ◇ ノーカーデーの実践に努めます。
- ◇ 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- ◇ 工場・事業所からの大気汚染防止に努めます。
- ◇ 最短走行ルートを選択や過積載の防止などに配慮します。
- ◇ 共同配送の推進など物流の合理化に努めます。
- ◇ 保有車の点検整備などを励行し、適正に管理します。
- ◇ 大気汚染の実態把握、原因究明に協力します。
- ◇ 焼却炉などの使用は、適正な焼却設備・焼却方法により行います。

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ 河川を汚さないようにします。
- ◇ 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- ◇ 公共交通機関、徒歩による移動に努めます。



電気自動車（町公用車）

基本目標3-2 近隣公害を防ぐ

【基本目標管理担当課：環境課】

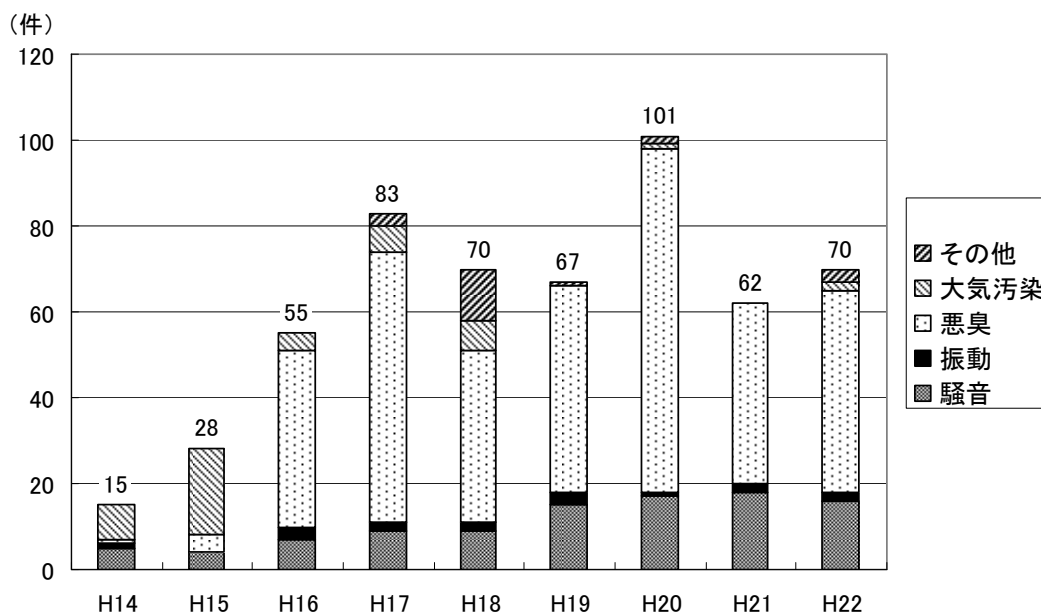
(1) 現状と課題

騒音・振動は日常生活と深く関連する公害で、直接人間の感覚を刺激し、人体に感覚的・心理的影響を与えます。また、悪臭は人に不快感を与える臭いの感覚公害です。

平成22年度における本町の近隣公害に対する苦情状況は、騒音16件、振動2件、悪臭47件、大気汚染2件、その他（水質汚染、土壌汚染、地盤沈下、その他）3件の計70件であり、悪臭の苦情は主に屋外燃焼行為が原因となっています。また、道路交通騒音の環境基準達成率、道路交通振動の要請限度達成率は100%でした（測定地点は各1箇所）。近年、製造事業所や建設・工事現場を発生源とする騒音及び悪臭に対する苦情件数が多く、これらの発生防止の啓発を継続的に行うことが重要です。

自動車騒音や生活騒音については、町民の日常生活や事業者の活動に深く関連する問題であるため、今後は生活や活動のスタイルを環境にやさしい形に転換していくための意識啓発や指導が重要です。

さらに、これらの各個別対策と同時に、公害の実態を把握するための監視・調査も継続的に実施することが必要です。



公害苦情件数の推移（資料：環境課資料）

(2) 施策の方針

自動車交通による騒音・振動の低減については、公共交通機関の利用促進など交通システム全般にわたる対策を推進していきます。

また、工場や事業所からの騒音・振動及び悪臭、鉄道騒音、生活騒音・悪臭等については、それぞれの原因者である事業者、町民、そのほか各関係機関に対して、低減に努めるよう意識啓発や指導などの対策を実施していきます。

◆ 施策体系

基本目標 3-2 近隣公害を防ぐ

- 1. 騒音・振動対策
- 2. 悪臭防止対策
- 3. 監視・調査の実施
- 4. 環境保全協定による公害防止

◆ 環境指標

| 環 境 指 標 | 現 状 (平成 22 年度) | 達成目標 | 進行管理 担当課 |
|------------------|-------------------|-----------------|-------------|
| 道路交通騒音の環境基準達成率 * | 100% | 100%/年 | 環境課 |
| 道路交通振動の要請限度達成率 * | 100% | 100%/年 | 環境課 |
| 臭気の規制基準値の達成状況 * | 100% | 100%/年 | 環境課 |
| 騒音・振動・悪臭の公害苦情件数 | 65 件 | 毎年、前年度 より減らす | 環境課 |

注：* 印は、さむかわ 2020 プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 騒音・振動対策

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|--|------------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 道路面の適正な維持・管理に努めます 【道路歩道等整備事業】 | ・道路面の適正な維持・管理 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 幹線道路網の整備により、生活道路への通過交通量を削減します 【道路歩道等整備事業、国道整備促進事業、幹線道路整備促進事業】 | ・都市計画道路藤沢大磯線、海岸寒川線等の整備促進を要望 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 工場、事業所、建設作業等における騒音・振動防止の指導を行います 【公害防止対策事業】 | ・公害苦情の実態把握と改善指導 ・県政総合センターと連携し、法令に基づき低減のための対策の確認、指導を実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 公共工事において騒音・振動への配慮を徹底します 【公害防止対策事業】 | ・環境行動指針に基づき、公共工事発注課において、配慮の周知を実施 | 環境課 (公共工事発注課) | ○ | ○ | ○ |
| 生活騒音等に対する配慮について啓発します。 【公害防止対策事業】 | ・近隣騒音、生活騒音に対する配慮についての周知、啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 鉄道騒音などについては適切な対応窓口を紹介し、必要に応じ連携します。 【公害防止対策事業】 | ・鉄道騒音に関する対応窓口の紹介 ・問題発生時の関係機関への対策要請 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

2. 悪臭防止対策

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|--|--------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 工場、事業所、畜産などにおける悪臭防止について指導、啓発を行います 【公害防止対策事業、畜産振興事業】 | ・悪臭防止の普及・啓発(広報、町工業協会、商工会だより等) ・農家に対する畜産臭気対策への支援 | 環境課 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 屋外燃焼行為による迷惑防止について啓発します。 【公害防止対策事業】 | ・屋外燃焼行為防止に関する啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 日常生活による臭気に対する配慮について啓発します。 【公害防止対策事業】 | ・近隣への臭気に対する配慮について周知、啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

3. 監視・調査の実施

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---------------------------------|--------------------|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 道路交通騒音・振動の調査を実施します 【水質等検査事業】 | ・ 道路交通騒音、振動調査の継続実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 臭気調査を実施します 【水質等検査事業】 | ・ 臭気調査の継続実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

4. 環境保全協定による公害防止

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|-----------------------------|---|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 環境保全協定に基づき事業者と連携して公害防止に努めます | ・ 一定規模以上の事業所と新たに結んだ環境保全協定に基づき、公害の未然防止や発生時の速やかな対策を実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

注：環境保全協定による公害防止は、他の公害問題も含むが、その問題は近隣での発生が多いためここで取り上げている。

②町民が行う取り組み例

- ◇ 自動車の適正管理、適正利用を進めます。
- ◇ 公共交通機関を積極的に利用します。
- ◇ 住宅地内の駐車場でのアイドリングや警笛の使用を自粛します。
- ◇ ピアノやカラオケなどによる近隣騒音や生活騒音に配慮します。
- ◇ やむを得ず屋外で物を燃やすときは、近隣へ迷惑がかからないように配慮します。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 近隣の環境に配慮した作業時間を設定します。
- ◇ 自動車の適正管理、適正利用を進めます。
- ◇ 工事などで使用する機械などは低騒音型のものを採用します。
- ◇ 防音機能の強化など、施設の改善に努めます。
- ◇ 必要以上に大きな音で宣伝活動はしません。
- ◇ 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- ◇ 深夜営業飲食店では防音施設を設置します。
- ◇ 近隣に迷惑をかけるような屋外燃焼行為は行いません。

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ 公共交通機関、徒歩による観光、通勤、通学に努めます。
- ◇ 自家用車の利用を抑制し、自動車騒音に配慮します。
- ◇ レジャーにおける騒音に配慮します。

基本目標3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

土壌汚染は、カドミウムなどの有害な重金属類やPCB（ポリ塩化ビフェニル）などの化学物質が蓄積することによって発生し、人の健康被害や農作物への影響をもたらすおそれがあります。工場・事業所などの事業活動や廃棄物の処理による排水、農薬の使用などによって引き起こされ、放置すれば地下水汚染を引き起こすことが懸念されています。

わが国では「土壌汚染対策法」に基づき、事業者や土地所有者に対して、有害物質に係る工場跡地等における土壌汚染調査の実施や、土壌汚染による健康被害の防止措置の実施が義務付けられています。

本町では地下水の水質汚染の実態を把握するため、県が4地点において地下水調査（定点調査・定期モニタリング調査）を実施しています。平成22年度は、4地点のうち2地点、3項目（テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）で環境基準を超過していましたが、この汚染は過去に汚染が確認された井戸を継続調査している定期モニタリング井戸によるもので、新たな汚染の確認ではありません。

最近では、町が実施した一之宮第二排水路の水質調査及び神奈川県が実施した一之宮田端地区工業団地周辺の地下水調査において、「公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に新たに設定された1,4-ジオキサンの基準超過が確認されました。県と協同して、地下水流向の把握等により、汚染の分布や原因を調査し、地下水汚染の原因であると認められる事由等が判明すれば、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に準じ、指導等の対応を図ります。

また、地盤沈下は地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により粘土層が圧密されることによって生じると言われています。本町では、神奈川県公害防止条例（昭和48年5月）により地下水の採取を規制する地域に指定されたことに伴い、水準測量による観測を昭和49年より実施していますが、近年は沈静化の傾向にあり、各水準点で年間2cm以上の沈下は観測されていません。

土壌汚染や地下水汚染については、法・条例による指導権限は県が持っており、汚染が判明した場合は県が中心となり、指導対応にあたることとなります。町は、県の立ち入り調査に同行し、未然防止についての啓発などを進めていますが、立ち入り調査を受けるような大きい規模の事業所のほか、中小事業者等に対する啓発も必要です。その他、農業に伴う過剰な化学肥料使用の低減のため、環境保全型農業の推進なども必要となります。

(2) 施策の方針

化学物質に侵されない安全な土壌と地下水を保全するために、事業活動に伴う対策や農薬や化学肥料の使用量削減を促進するとともに、事業者や町民に対して、排水などによる土壌や地下水への負荷の低減に努めるよう指導や意識啓発を行います。また、土壌・地下水汚染、揚水量の実態の把握に努めます。

◆ 施策体系

基本目標 3-3 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ

- 1. 土壌・地下水汚染対策
- 2. 地下水保全対策
- 3. 監視・調査の実施

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | 進行管理 担当課 |
|---------------------------------------|--------------------------|---------------------|------|-------------|
| | | H26 | H30 | |
| 地下水の環境基準適合率 (4年毎の県メッシュ調査井戸における適合率) | 100% | 100% | 100% | 環境課 |
| 地盤沈下の状況 | 2cm以上沈下した水準点なし(調査地点20地点) | 年間2cm以上沈下した水準点がないこと | | 環境課 |

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 土壌・地下水汚染対策

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|---------------------------------|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 事業者などへ土壌汚染や地下水汚染についての情報提供・周知啓発を行います 【公害防止対策事業】 | ・県総合センターと連携した土壌、地下水汚染対策の普及啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 環境保全型農業の推進による土壌・地下水への負荷低減効果を周知します 【農業振興対策事業】 | ・環境保全型農業の推進による土壌・地下水への負荷低減効果の周知 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 県との連携による土壌及び地下水汚染の適切な指導・対策を実施します | ・県と連携し汚染対策及び原因者への指導の実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

2. 地下水保全対策

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|-----------------------------------|----------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 地下水涵養機能がある農地・樹林地を保全します 【農業振興対策事業、 土地改良施設整備事業】 | ・農地の保全 ・農業用排水路の適正管理 ・樹林地の保全 | 産業振興課 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 雨水の敷地内浸透の促進を図ります 【公共下水道整備等事業】 | ・宅地造成等建築行為に対する雨水浸透枡・浸透管の設置指導 | 下水道課 | ○ | ○ | ○ |
| 道路排水の地下浸透を図ります 【道路整備事業】 | ・道路浸透枡の設置 | 道路課 | ○ | ○ | ○ |
| 地下水に関する情報提供に努めます 【環境情報の提供事業】 | ・パンフレット、ホームページ等による地下水保全に関する意識啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

3. 監視・調査の実施

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|------------------------------------|-------------------------------|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 土壌汚染・地下水汚染の状況把握に努めます 【水質等検査事業】 | ・県による土壌汚染、地下水汚染の監視と検査の実施状況の把握 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 地盤沈下の調査を実施します 【水質等検査事業】 | ・地盤沈下状況の監視（水準測量調査の実施） | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 地下水の揚水量、地下水位の状況を把握します 【水質等検査事業】 | ・県条例許可井戸の地下水利用報告及び地下水位測定結果の把握 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 土壌・地下水汚染などの実態把握に協力します。
- ◇ 有機肥料・低農薬栽培の地場産の農産物を購入します。
- ◇ 雨水浸透枡を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 土壌・地下水汚染などの実態把握に協力します。
- ◇ 農家は、有機肥料・低農薬栽培に努め、農薬・化学肥料使用量削減を目指します。
- ◇ 土壌汚染防止に関する規制を守ります。
- ◇ 土壌汚染の監視・測定の結果を見て、防止対策に取り組みます。
- ◇ 掘削工事にあたっては地下水保全対策を十分に行います。
- ◇ 地下水汚染を未然に防止するため、排水の管理を徹底します。
- ◇ 地下水汲み上げに関する規制を守ります。
- ◇ 雨水浸透枡の設置などにより、地下水の涵養に努めます。
- ◇ 地下水を利用する事業所では、水質の定期検査を実施します。

基本目標3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

有害化学物質のうち関心の高いダイオキシン類は、塩素を含むプラスチック類やビニール製品などが低温で不完全燃焼を起こしたときに発生する有機塩素化合物で、極めて強い毒性を持ち、分解されにくいいため、通常の生活における微量の摂取によっても大きな影響を及ぼすおそれがあります。

本町では、町内の大気、土壌、水質、底質についてのダイオキシン類調査を実施していますが、平成22年度はいずれも環境基準を下回っています。

ダイオキシン類のみならず、わが国では数万種の化学物質が人工的に生産されているといわれます。それらはプラスチック、医薬品、その他私たちの生活に欠かせないものとなっている反面、生産・使用・廃棄の仕方によっては人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。

化学物質による影響を未然に防ぐためには、確実な管理体制の整備や、各物質についての適切な理解が求められます。今後は、有害化学物質の危険性に関する情報収集や、排出防止、監視・調査の継続実施が必要です。

ダイオキシン類調査結果

| 項目 | 測定値 | | | | | | 環境基準 |
|----|---|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--|---------------------------------|
| | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | |
| 大気 | 最大値(県調査) 0.16 pg-TEQ/m ³ | 最大値 0.026 pg-TEQ/m ³ | 最大値 0.038 pg-TEQ/m ³ | 最大値 0.05 pg-TEQ/m ³ | 最大値 0.088 pg-TEQ/m ³ | 最大値) 0.035 pg-TEQ/m ³ | 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質 | 最大値 0.49pg-TEQ/l | 最大値 0.41pg-TEQ/l | 最大値 0.66pg-TEQ/l | 最大値 0.48pg-TEQ/l | 最大値 0.48pg-TEQ/l | 最大値 0.71pg-TEQ/l | 1.0 pg-TEQ/l 以下 |
| 土壌 | 最大値 8.9pg-TEQ/g | 最大値 6.3pg-TEQ/g | 最大値 1.9pg-TEQ/g | 最大値 4.2pg-TEQ/g | 最大値 3.3pg-TEQ/g | 最大値 3.0pg-TEQ/g | 1,000 pg-TEQ/g 以下 |
| 底質 | 最大値 24pg-TEQ/g | 最大値 0.85pg-TEQ/g | 最大値 12.0pg-TEQ/g | 最大値 6.1pg-TEQ/g | 最大値 8.1pg-TEQ/g | 最大値 21pg-TEQ/g | 150 pg-TEQ/g 以下 |

資料：環境課

(2) 施策の方針

家庭や事業所における有害化学物質の使用の抑制や適正管理の推進など、排出防止対策を推進します。

また、環境リスクに関する情報を収集し、汚染の未然防止の観点から、国や県と連携しながら適切な対応策を検討していきます。

さらに、町民や事業者にP R T R（環境汚染物質排出移動登録）制度などの取り組みや、化学物質の利用と廃棄についての情報提供を進めていきます。

なお、町内のダイオキシン類の調査については、廃棄物焼却施設が町内にあったため調査を開始しましたが、現在可燃ごみの焼却は茅ヶ崎市に事務委託していることや、県のダイオキシンの調査の状況も踏まえ、町独自の調査地点等の見直しを必要に応じて行います。

◆ 施策体系

基本目標 3-4 有害化学物質による汚染を防ぐ

- 1. 有害化学物質に関する情報提供
- 2. 有害化学物質の排出防止
- 3. 監視・調査の実施

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | 進行管理 担当課 |
|---------------------|---|---|-------------|
| ダイオキシン類の大気調査における最大値 | 環境基準値以下 (最大値 0.035pg-TEQ/m ³) | 環境基準値 (0.6pg-TEQ/m ³) 以下の維持 | 環境課 |
| ダイオキシン類の水質調査における最大値 | 環境基準値以下 (最大値 0.71pg-TEQ/l) | 環境基準値 (1.0g-TEQ/l) 以下の維持 | 環境課 |
| ダイオキシン類の土壌調査における最大値 | 環境基準値以下 (最大値 3.0pg-TEQ/g) | 環境基準値 (1,000pg-TEQ/g) 以下の維持 | 環境課 |
| ダイオキシン類の底質調査における最大値 | 環境基準値以下 (最大値 21pg-TEQ/g) | 環境基準値 (150pg-TEQ/g) 以下の維持 | 環境課 |

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 有害化学物質に関する情報提供

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|--|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 有害化学物質に関する情報収集と情報提供を行います 【環境情報の提供事業】 | ・有害化学物質に関する情報収集、情報提供 ・PRTR(環境汚染物質排出移動登録)制度の情報提供 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

2. 有害化学物質の排出防止

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|--|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 県と連携し、工場・事業所の化学物質使用状況やダイオキシン類発生抑制の確認指導を行います 【公害防止対策事業】 | ・ダイオキシン類調査の実施 ・ダイオキシン及び有害化学物質の使用抑制、適正管理についての普及啓発、指導 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 農薬・除草剤等の適正な使用について啓発します 【農業振興対策事業】 | ・農薬・除草剤等の適正な使用についての普及、啓発 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |

3. 監視・調査の実施

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---------------------------------|-----------------|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| ダイオキシン類の環境調査を実施します 【水質等検査事業】 | ・ダイオキシン類調査の継続実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 有害化学物質に関する正しい知識を得ます。
- ◇ 有害化学物質を発生させるおそれのないものを購入するように努めます。
- ◇ 低農薬や有機農業などにより作られた農作物を積極的に購入します。
- ◇ ごみは適正に分別します。
- ◇ 緑の維持・管理には除草剤などを必要以上に使用しません。
- ◇ 家の庭などでごみを燃やしません。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 有害化学物質に関する情報を収集し、事業活動の中で活かします。
- ◇ 事業所などで使用する化学物質などの情報を適切に提供します。
- ◇ P R T R制度に基づき、化学物質の環境への排出や管理の状況などについて、情報公開します。
- ◇ 化学物質による汚染発生時には、適切な情報を速やかに開示するとともに、処理対策に努めます。
- ◇ 原材料・廃棄物などの適正な管理・処置に努めます。
- ◇ 有害化学物質を含まない製品の開発・製造に努めます。
- ◇ 農薬や化学肥料の使用を減らします。
- ◇ 緑の維持・管理には除草剤などを必要以上に使用しません。
- ◇ 焼却炉などの使用は、適正な焼却設備・焼却方法により行います。

4. 【都市環境】 緑や文化を大切にする快適で安全なまち

基本目標 4-1 身近な緑を守り、育てる

【基本目標管理担当課：都市計画課】

(1) 現状と課題

都市公園の緑は、生活にやすらぎと潤いをもたらす憩いの場であると同時に、景観を形成し、レクリエーションの場、災害時の避難場所、野生動植物の貴重な生育・生息場所となるなど、多様な機能を有しています。

本町の都市公園は、街区公園 26 箇所、近隣公園 1 箇所（一之宮公園）、地区公園 1 箇所（さむかわ中央公園）、運動公園 1 箇所（川とのふれあい公園）、都市緑地 4 箇所、緑道 3 箇所の合計 37 箇所が整備されています。

平成 22 年度の都市計画区域面積に対する緑地の割合は 28.8%であり、同年度の一人当たりの都市公園面積は 3.75 m²で、神奈川県平均の 4.91 m²を下回っています。

現在、都市化が進むにつれて町民が身近にふれられる緑は減少する状況にあり、既存の緑を把握した上で、個々の建物の周囲や街路樹、都市公園の整備など、多くの人が利用する場所に緑を増やしていくことが求められます。

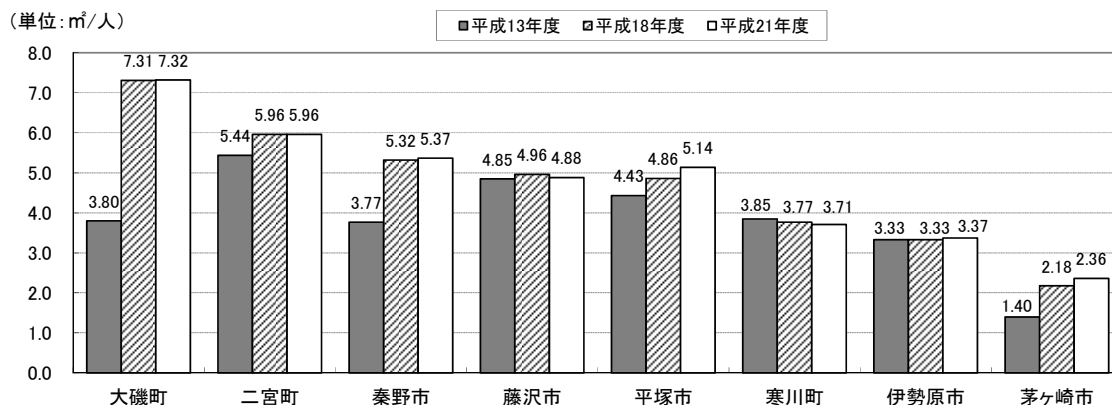
こうした身近な緑の整備や管理については、身近な公共の場所にある緑の維持管理を、町・町民・事業者など、さまざまな主体の参画により行なう仕組みなどを充実し、広めていくことが必要です。



さむかわ中央公園



都市公園・緑地現況図



町民（市民）1人当たりの都市公園面積の比較

（資料：神奈川県都市公園課資料）

(2) 施策の方針

身近な緑を保全・創造していくため、公園など公用地の緑化を進めるとともに、生垣整備の支援、苗木や花の配布など緑に関するイベントを継続的に実施し、町民の緑化活動の促進と緑化意識の向上を図ります。

事業者に対しては、緑の確保のため、開発における緑化の指導を継続的に行います。また、町民や民間団体、自治会の自主的な緑化活動を支援し、民有地の緑化推進と維持管理における各主体の参加体制を整備していきます。

◆ 施策体系

基本目標 4-1 身近な緑を守り、育てる

- 1. 公用地内の緑化
- 2. 民有地内の緑化

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|-------------------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|
| | | H26 | H29 | H32 | |
| 都市計画区域面積に対する 緑地の割合 | 28.8% | 31%以上 | | | 都市計画課 |
| 1人当たりの公園面積 * | 3.8 m ² | 3.8 m ² | 3.8 m ² | 4.0 m ² | 都市計画課 |
| 緑化活動ボランティア数 | 26人 (川とのふれあい 公園花壇育成者) | 27人 | 28人 | 30人 | 都市計画課 |
| さむかわ緑のフェスティバル 来場者数 * | 17,500人 | 18,500人 | 19,250人 | 20,000人 | 都市計画課 |

注：* 印は、さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 公用地内の緑化

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|--|--------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 公園整備を進めます 【公園整備等事業】 | ・公園、緑地の計画的整備 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を進めます 【道路維持補修事業】 | ・町道の緑地帯の適切な維持管理 ・都市計画道路整備とあわせた緑化 | 道路課 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 公共施設の緑化を進めます 【公園等整備事業】 | ・緑の基本計画における、施設緑地の整備目標及び配置方針を踏まえ、各事業担当課での緑化 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 町民との協働により、公園等の維持管理を推進します 【緑化活動団体育成事業】 | ・ボランティア等による公園、道路、河川等の維持管理の実施 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |

2. 民有地内の緑化

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|--|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 生垣など身近な場所での緑づくりを支援します 【生け垣等緑化推進事業】他 | ・生垣設置支援制度 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 町民及び事業者による緑化活動を推進します 【緑化まつり開催事業】他 | ・緑のフェスティバルや緑化フェアにおいて、花の苗や苗木を配布 ・「(仮称)身近な緑マップ」等の普及啓発パンフレットの作成・配布 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 開発時などにおける緑化を指導します 【緑化推進事業】 | ・開発協議の際、緑地の確保や生垣設置等の指導 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します。
- ◇ 庭などに草木を植え、ブロック塀を生垣にするなど、敷地内の緑を増やします。
- ◇ 緑のフェスティバルなどの緑を増やすイベントに参加します。
- ◇ 緑の維持・管理には、除草剤や殺虫剤などを必要以上に使用しません。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 地域の緑化活動について積極的に参加・支援します。
- ◇ 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します。
- ◇ 敷地内の緑化に努めます。
- ◇ 緑のフェスティバルなどの緑を増やすイベントに参加します。
- ◇ 緑の維持・管理には、除草剤や殺虫剤などを必要以上に使用しません。

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ 緑のフェスティバルなどの緑を増やすイベントに参加します。



一之宮公園



宮山緑地

基本目標4-2 水辺を守り、親しむ

【基本目標管理担当課：都市計画課】

(1) 現状と課題

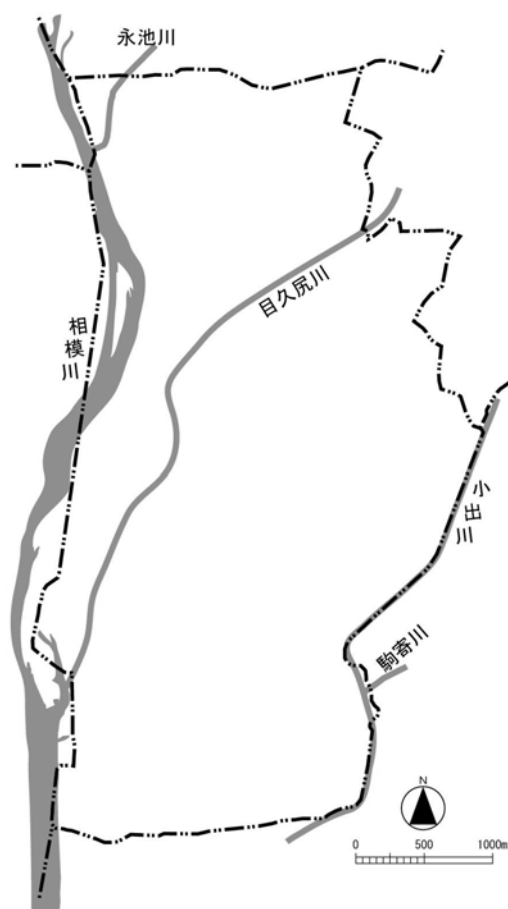
河川や湧水などの水辺は、身近な自然として貴重な環境です。

本町には相模川水系の5つの川が流れており、一級河川である相模川、目久尻川、小出川、永池川と、準用河川である駒寄川があります。

各河川とも県等の事業として河川整備が進められ、目久尻川、永池川については改修が終了し浸水被害等は大幅に減少していますが、小出川については現在も流域の浸水被害が発生しており、現在整備が進められています。河川整備の主な目的は治水対策ですが、平成9年に河川法が改正され、河川改修における自然への配慮が追加されたため、自然環境にも配慮した整備が進められています。

本町では、水辺にふれあえる親水護岸は、目久尻川寒川大橋上流左岸と、寒川広域リサイクルセンター横の2ヶ所が整備されています。さむかわエコネットの活動では身近な水辺に親しめるよう、目久尻川クリーン作戦、川の生き物調査隊、小学校における環境学習との連携が継続実施されており、町も協力、連携しています。

水辺の保全と適切な活用のためには、町民参加による水辺環境の維持管理活動の推進や、河川沿いの遊歩道や水辺にふれあうことのできる場の整備などの施策が必要です。また、水辺の整備の際は多自然型工法を用いるなど、野生動植物の生育・生息環境の保全に関する配慮も重要となります。



寒川町の河川



目久尻川親水護岸

(2) 施策の方針

河川や湧水などの水辺環境は、野生動植物の生育・生息環境、景観形成など、さまざまな機能を有しています。

町内一級河川の整備・保全是、河川管理者である県の事業が中心となりますが、今後も町民と行政が一体となり、情報を共有し、協働による水辺とのふれあい機会の創出を進めていきます。

また、水辺環境の維持管理活動への住民参加や、河川沿いの遊歩道の整備など、町民が水辺に親しめる場や機会の創出を図ります。

◆ 施策体系

基本目標 4-2 水辺を守り、親しむ

- └ 1. 水辺環境の保全と整備
- └ 2. 水辺と町民のふれあい創出

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | 進行管理 担当課 |
|-------------------------------|--------------------------|---------|-------------|
| 河川を活用した事業実施回数 (他団体との連携を含む) | 1回 | 2回/年以上 | 環境課 |
| 小出川の多自然型河川工法等による 整備延長 | 320m (※町内河川延長:3,100m) | 現状より増やす | 都市計画課 |
| 親水護岸の箇所数 | 2箇所 | 3箇所 | 都市計画課 |

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 水辺環境の保全と整備

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|-------------------------|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 河川改修工事において、関係機関へ必要に応じ環境配慮を求めます 【河川整備促進要請事業】 | ・小出川の護岸整備の推進 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 農業用排水路などの整備において、水辺環境に配慮します 【土地改良施設整備事業】 | ・農業用排水路などの整備の際には水辺環境に配慮 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--------------------------|-------------------------|--------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 町内の湧水地の状況を把握し、保全活用を検討します | ・湧水地の実態調査の実施 ・湧水地の保全 | 都市計画課 環境課 | ▲ | □ | ○ |

2. 水辺と町民のふれあい創出

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|--------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 町民との協働による水辺の保全活動を推進します | ・ボランティア等による水辺環境の維持管理活動を支援（さむかわエコネット自然環境部会の目久尻川クリーン作戦、川とのふれあい公園花壇利用など） | 環境課 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 水辺環境にふれあえる機会を創出します | ・目久尻川ふるさとの川整備 ・自然観察公園の整備 ・さがみグリーンラインの整備促進要請 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 関係機関や関係団体との連携により、河川流域での取り組みを進めます 【さがみグリーンライン整備促進事業、河川整備促進要請事業等】 | ・桂川・相模川流域協議会や高座地区河川をきれいにする会等の事業を支援しつつ、県及び近隣市町との連携 | 都市計画課 環境課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します。
- ◇ 河川沿いの散策などを通じて水辺への理解を深めます。
- ◇ 河川を汚さないようにします。
- ◇ 河川の清掃活動に協力します。
- ◇ 遊歩道など水辺とふれあえる場所を積極的に利用します。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します。
- ◇ 河川の清掃活動に協力します。

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ 河川を汚さないようにします。
- ◇ 水辺を利用した際には、ごみの持ち帰りを心がけます。

基本目標4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

本町では、環境美化やまちの景観に配慮することを定めた「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」において、飲食容器等や吸い殻等の散乱防止、ポイ捨て・不法投棄、ペットの糞の不始末及び落書き等の迷惑行為を禁止し、罰則規定を定めるとともに、条例について周知するための啓発活動を行っています。

また、まちぐるみ美化運動をはじめとした環境美化活動に対して、環境美化活動助成要綱に基づく必要な助成の実施及び自主的な美化活動の継続的な支援により、参加団体や参加者が増えるなど、美化意識の高揚の成果が見られます。

しかし、依然としてポイ捨て・不法投棄や落書き等は続いており、人の目につきにくい場所へのパトロールの実施や、関係機関、土地所有者・管理者等との連携した取り組みを進めることが必要です。

美しい景観づくりの視点から、ごみを捨てない意識の普及啓発や町民・自治体・学校による環境美化活動の活発化のためのPR、まちの美化と景観を損なわない地域づくりを進め、よりよい景観を実現するために一步一步、着実な取り組みを進めていくことが必要です。

また、歴史的文化的環境と自然環境とが調和したまちづくりを進め、町民とのふれあいの機会を創出していく必要があります。

都市基盤整備として平成22年度における主要な道路（幹線町道1、2級及び県管理道路）の整備率は99.9%（幹線町道99.9%、県管理道路100%）で、歩道整備率は55.9%（幹線町道40.3%、県管理道路87.6%）となっています。

町の道路に目を向けると、道幅が狭く歩道のない狭い道路も見受けられるため、有効幅員の拡幅や歩道の整備を進めています。幹線道路についても歩道の整備を進め、歩きやすく、ゆとりを持った道づくりが行われています。

近年、人にやさしい安全な道づくりと共に、うるおいのある道づくりが求められており、安全面における歩道や路面の整備と共に自然や景観に親しめる遊歩道やサイクリングロードの整備などを行うことが必要です。

また、新たな地域整備においては、環境と共生した計画的なまちづくりを推進していくことが必要です。



不法投棄防止啓発看板

(2) 施策の方針

社寺林や屋敷林など、周辺の自然環境と一体となった歴史的文化的環境の保全に努め、町民と歴史的文化的環境とのふれあいを創出します。

景観を損なう大きな要因のひとつであるごみのポイ捨てや不法投棄、落書きについては、「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」に基づく美化啓発事業や、町による不法投棄パトロールの実施、落書き防止に向けての啓発などの対策を推進していきます。

また、電線類の地中化や道路沿道の緑化、地域景観に配慮した都市基盤整備を行い、美しい景観の創出に努めます。

さらに、自治会、企業、学校など、さまざまな主体の参加による環境美化活動を促進するなど、環境美化意識の向上を図っていきます。

歩きやすく、ゆとりのある道路整備は、子どもから高齢者や障害者など、誰もが安らげる安全なまちとするため、また、緊急災害時の避難経路の確保という点からも重要です。そのため、バリアフリーや交通安全に配慮した、人にやさしい安全な道づくりを進めます。

また、遊歩道・サイクリングロードの整備や沿道の緑化によって、自然や景観に親しめる、うるおいのある道づくりを進めていきます。

さらに、新たな地域整備においても環境に配慮したまちづくりを推進していきます。

◆ 施策体系

基本目標 4-3 美しく、環境に配慮したまちをつくる

- 1. 美しい景観の保全と創出
- 2. 散乱ごみ・不法投棄対策
- 3. 環境美化活動の推進
- 4. 人にやさしい道づくり
- 5. 地域整備における環境配慮

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|---------------------------|-------------------------------|---------|-------|------|----------------------|
| 電線共同溝整備道路指定区 間延長 | 541m (平成23年度までの 指定区間延長) | 現状より増やす | | | 電線類等 地中化事業 担当課 |
| 不法投棄パトロールによる 不法投棄確認箇所数 | 10箇所 | 0箇所 | | | 環境課 |
| 自主的な環境美化活動の回 数 * | 64回 | H26 | H29 | H32 | 環境課 |
| | | 70回 | 76回 | 82回 | |
| 町道維持工事着手率 * (90路線) | 平成24年度 より把握 | H26 | H29 | H32 | 道路課 |
| | | 33.3% | 66.6% | 100% | |

注：* 印は、さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 美しい景観の保全と創出

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|--------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 自然環境と一体となった歴史的文化的環境の保全に努めます 【文化財保護事業】 | <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の保全 歴史観察ガイド、散策コースの充実 町の郷土や文化に関する情報発信 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| 電線類の地中化に取り組みます | <ul style="list-style-type: none"> 地域整備等において電線類地中化事業の検討・推進 | 電線類地中化事業所管課等 | ○ | ○ | ○ |
| 落書き行為の禁止についての啓発を図ります 【住みよい環境を守り育てる事業】 | <ul style="list-style-type: none"> 落書き防止の普及啓発(寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」の横断幕の掲示など) | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 遊休農地等を活用した景観作物の栽培などを進めます 【農業経営基盤促進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> 遊休農地をお花畑や景観作物の栽培に活用 | 産業振興課 | □ | ○ | ○ |
| 景観まちづくりについて調査検討を行います 【景観まちづくり検討事業】 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に合った景観まちづくりについての調査・研究 | 都市計画課 | ▲ | □ | ○ |

2. 散乱ごみ・不法投棄対策

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|--|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| ポイ捨て防止の啓発を進めます 【住みよい環境を守り育てる事業】 | <ul style="list-style-type: none"> マナー向上のための普及啓発(寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」の横断幕の掲示、啓発看板の設置、キャンペーンの実施等) | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 不法投棄防止対策を進めます 【公害防止対策事業】 | <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄パトロールの実施 不法投棄箇所の看板設置等啓発活動の実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| ごみ集積場での散乱を防止します 【ごみ減量化推進事業】 【住みよい環境を守り育てる事業】 | <ul style="list-style-type: none"> 集積場の適正管理の指導 不法投棄、ポイ捨て防止の啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| ペットの糞は放置しないよう啓発します 【住みよい環境を守り育てる事業】 | <ul style="list-style-type: none"> マナー向上のための普及啓発(寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」の横断幕の掲示、啓発看板の設置等) | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

3. 環境美化活動の推進

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 自治会・企業・学校などでの環境美化活動等を支援します 【まちぐるみ美化運動等事業】 | ・環境美化活動の推進 ・環境美化活動に関する情報提供（助成制度のPR等） | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーンなどの取り組みを進めます 【まちぐるみ美化運動等事業】 | ・まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーン等の実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

4. 人にやさしい道づくり

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 安全で歩きやすい歩道の整備を進めます 【道路整備事業】 | ・歩道の整備 | 道路課 | ○ | ○ | ○ |
| 不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います 【道路維持管理事業】 | ・不法占拠物の撤去指導 ・放置自転車の撤去 ・快適な道づくりに関する普及啓発 | 道路課 | ○ | ○ | ○ |
| さがみグリーンラインの整備を関係機関に要請します 【さがみグリーンライン整備促進事業】 | ・さがみグリーンライン整備促進を県に要請 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |
| 自然とふれあう散策路を整備します 【目久尻川ふるさとの川整備事業等】 | ・目久尻川ふるさとの川整備 ・目久尻川ふるさとの川整備事業の中で導入施設として野鳥観察の森の整備 | 都市計画課 | ○ | ○ | ○ |

5. 地域整備における環境配慮

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--------------------|--|---------------------------------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 環境に配慮したまちづくりを推進します | ・寒川駅前周辺整備 ・ツインシティ倉見地区整備 ・田端西地区整備 | 駅周辺整備事務所 新幹線新駅対策課 田端西地区まちづくり推進課 | ○ □ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 文化財への理解を深め、指定文化財の保護に協力するとともに、本町の歴史・文化について知識を深めます。
- ◇ ごみのポイ捨てはしません。
- ◇ 土地所有者として不法投棄をされないよう対策に努めます。
- ◇ ごみの不法投棄防止のための情報提供に協力します。

- ◇ ペットの糞は飼い主が責任を持って処理します。
- ◇ 地域の清掃活動に参加します。
- ◇ 遊歩道や散策コースを積極的に利用します。
- ◇ 歩道や広場など、歩行の妨げになる場所に自転車を駐輪しません。
- ◇ ブロック塀を生垣にするなど、うるおいのある道づくりを進めます。
- ◇ まちづくりに積極的に参加します。



③事業者が行う取り組み例

- ◇ 文化財への理解を深め、指定文化財の保護に協力します。
- ◇ 産業廃棄物の不法投棄をしません。
- ◇ ごみの不法投棄防止のための情報提供に協力します。
- ◇ 環境美化活動に率先して取り組みます。
- ◇ 歩道などの道路上で、歩行の妨げになる看板などを設置しません。
- ◇ まちづくりに積極的に参加します。

ペットのフン放置禁止
啓発看板

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ ごみ捨てマナーを守り、景観の維持に努めます。
- ◇ ごみを持ち帰ります。



不法投棄ごみの清掃

基本目標 4-4 災害に関わる環境対策を進める

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

平成23年3月に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に地震と津波による甚大な被害が生じました。また、地震に起因する原子力発電所からの放射性物質の漏出、電力不足による停電など、私たちの生活や環境にも大きな影響を及ぼしました。津波に襲われた地域では、化学物質や油なども貯留施設ごと流されているため、環境を汚染する物質が拡散してしまったことも考えられます。

また、災害時には、まず安全の確保が第一ですが、今回の放射線の問題などは、災害の沈静化の後も問題が継続することになり、既存の放射線モニタリングポストの動向やホットスポットなどの周辺の数値動向も踏まえながら、継続した状況把握が必要となっています。

災害時に備え、環境に影響を与える可能性のある施設や、化学物質、危険物などの保管、使用状況を把握し、有事において、それらに対する適切な情報収集や対応を行う必要があります。

(2) 施策の方針

震災、風水害などの災害発生時における有害物質や危険物の漏洩や爆発等を防ぐため、事業者等へ適切な管理・保管を指導するとともに、事故発生時の連絡体制の整備と被害拡大防止策の徹底を図ります。

放射線に対しては、速やかな状況把握と町民への正確な情報提供に努め、町としての必要に応じた調査や対応に努めます。

◆ 施策体系

基本目標 4-4 災害に関わる環境対策を進める

- 1. 有害物質・危険物等に関する対策
- 2. 監視と適切な情報提供

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|----------------------------|----------------|------|------|------|-------------|
| | | H26 | H29 | H32 | |
| 環境保全協定締結の対象事業 所との締結割合 * | 83% | 100% | 100% | 100% | 環境課 |

注：* 印は、さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

（施策の実施方針は、▲：検討着手、□：取組着手、○：取組継続、◎：取組完了 を示す。）
（前期：平成24～26年度、中期：平成27～29年度、後期：平成30～32年度）

1. 有害物質・危険物等に関する対策

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|--|-----------------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 危険物の管理状況を把握します | <ul style="list-style-type: none"> 危険物の保管状況の確認 危険物の適切な管理方法の指導 | 消防予防課 | ○ | ○ | ○ |
| 県と連携し公害防止施設等を把握し、有害化学物質などの適切な管理について確認します。 | <ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質の保管状況の確認 有害化学物質の適切な管理方法の指導（環境保全協定による） | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 災害時における有害化学物質の漏洩等について関係機関と共に適切に対応します | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の有害化学物質漏洩事故の有無の把握 事故発生時の被害拡大防止 | 環境課 防災安全課 消防予防課 | ○ | ○ | ○ |

2. 監視と適切な情報提供

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---------------------------|--|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 放射線に関する情報を把握し、適切に提供します | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の放射線事故の有無の把握 事故発生時の情報収集と被害拡大防止 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 必要に応じ、放射線に関する調査を検討し、実施します | <ul style="list-style-type: none"> 県衛生研究所（茅ヶ崎市下町屋）のモニタリングポストにおける常時監視結果の公表 町による放射線測定調査の実施 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 災害時における環境情報について、適切に周知します | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の有害化学物質や放射線に関する事故情報の公表 適切な被害拡大防止策の周知 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

◇ 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動に心がけます。

③事業者が行う取り組み例

◇ 危険物や有害化学物質の適正管理を徹底します。

◇ 万一の事故発生に備えた、緊急連絡体制と被害拡大防止策の周知徹底を図ります。

④滞在者が行う取り組み例

◇ 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動に心がけます。

5. 【資源・エネルギー、地球環境】

エネルギー・水・ものを大切にした地球環境にやさしいまち

基本目標5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める

【基本目標管理担当課：環境課】

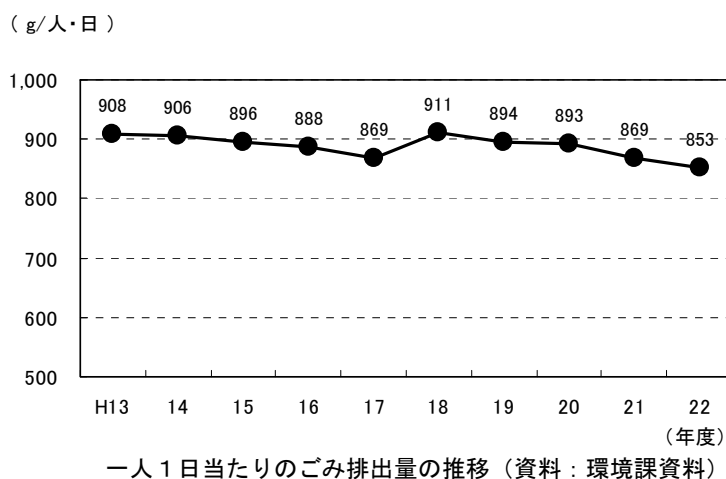
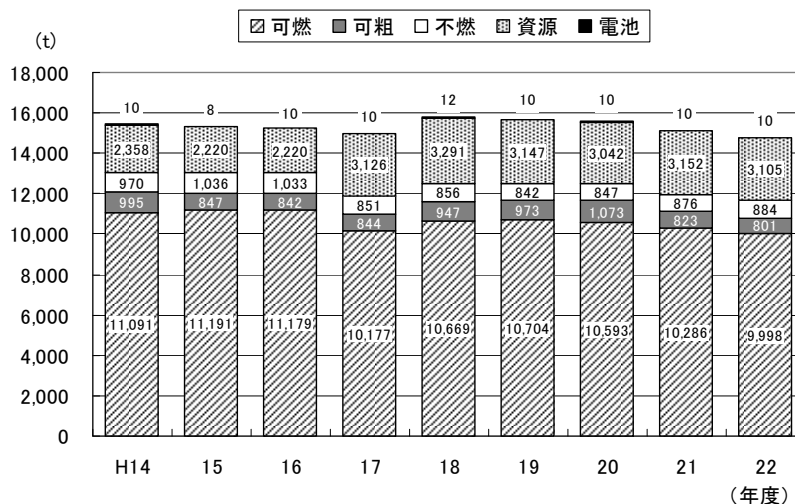
(1) 現状と課題

本町では一般廃棄物を可燃ごみ・可燃粗大ごみ・不燃ごみ・資源物に大別し、町が収集運搬を行っています。平成22年度におけるごみの年間総排出量は前年より300トン減少し、14,847トン（直接搬入ごみを含む）、一人1日当たりのごみの排出量は853gでした。

家庭系のごみ（収集分）は減少傾向を見せており、平成22年度は前年から263トン減少し、11,447トンとなっています。事業系一般廃棄物（収集分）も平成22年度は前年から150トン減少して2,738トンとなっています。また、広域でのごみ処理という方向性の中、可燃ごみについては、茅ヶ崎市の環境事業センターで焼却し、また、資源物は分別回収した後、寒川町の寒川広域リサイクルセンターで資源化を進めてまいります。なお平成22年度のごみの資源化率は22.2%となっています。

また、「不用品登録制度」を実施して町民の間での物品の有効利用を促進していますが、その有効利用件数は平成5～7年度に100件前後のピークを示した後、減少傾向にあり、平成22年度は29件となっています。

近年、限りある資源を有効に使用し、環境への負荷が少ない循環型社会形成の必要性が高まっています。本町としても、ごみ発生量の抑制、資源の再利用とリサイクル、ごみの適正処理などへの取り組みの強化が求められています。このため、町民に対する普及啓発やフリーマーケットなどの開催、ごみ回収・再資源化体制の整備、廃棄物処理施設の整備や事業者に対する適正な廃棄物処理の指導など、さまざまな方向からの取り組みが必要です。



(2) 施策の方針

資源の有効利用や最終処分場への負荷低減のためには、まずごみの排出を極力抑え、次に排出されたごみをできる限り資源として再利用していくことが必要です。

各主体の連携のもと、ごみ発生量の抑制、再利用・リサイクルの推進、ごみの適正管理・適正処理の推進に積極的に取り組みます。また、周辺自治体と連携したごみの減量化やリサイクルの推進のための制度・仕組みづくりを進めていきます。

◆ 施策体系

基本目標 5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める

- └ 1. ごみ発生の抑制
- └ 2. 再利用・リサイクルの推進
- └ 3. ごみの適正管理・適正処理の推進

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|----------------------------|-------------------|--|--------------|--------------|-------------|
| | | H26 | H29 | H32 | |
| 一人1日当たりのごみ排出量 * | 853g | 820g | 790g | 760g | 環境課 |
| フリーマーケット出店数 | 276店舗 | 266店舗/年の維持 (266店舗は、18年度～ 22年度の平均値) | | | 環境課 |
| 「不用品登録制度」の年間利用件数 (※成立した件数) | 29件 | 40件以上/年 | | | 町民課 |
| リサイクル率 (総資源化量/総排出量) * | 22.2% | 28.0% | 31.5% | 35.0% | 環境課 |
| 焼却灰発生量 * | (H21) 1,689t/年 | 1,577 t/年 | 1,512 t/年 | 1,443 t/年 | 環境課 |

注：* 印は、さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）後期基本計画の目標と同一である。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期：平成24～26年度、中期：平成27～29年度、後期：平成30～32年度)

1. ごみ発生抑制

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|--|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 家庭での生ごみ減量化を推進します 【ごみ減量化推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの水分を減らす取り組みの推進 ・電動式生ごみ処理機、コンポスター、リサイクルボックスの購入補助制度による生ごみの減量化 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 学校でのごみ減量化を進めます 【学校給食関係事業、ごみ減量化推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・給食生ごみの少量化対策 ・牛乳パックのリサイクル | 学校教育課 | ○ | ○ | ○ |
| マイバッグの利用について啓発を進めます 【ごみ減量化推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参運動の推進 ・商店街、スーパー、コンビニへのレジ袋削減への働きかけ | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| ごみの減量に関する情報発信を進めます 【ごみ減量化推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量やごみになりにくい製品の利用についての普及啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 適切なごみの出し方や、集積場の適正管理について啓発を行います 【ごみ減量化推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別方法、収集日程等の周知 ・ごみ集積場の適正管理の啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

2. 再利用・リサイクルの推進

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|--|-----------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| フリーマーケットを開催し、不要品の再使用を促進します 【ごみ減量化推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニコニコリサイクルフリーマーケットの開催 ・住民、学校等が主体となったフリーマーケット開催の支援 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 不用品登録制度の情報発信を進め、利用を推進します 【資源物分別処理推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・「不用品登録制度」に関する情報提供と利用促進 | 町民課 | ○ | ○ | ○ |
| ごみ収集体制を検討します 【資源物分別処理推進事業、じん芥収集運搬処理事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズに対応したごみ収集体制の改善 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 廃棄物の回収・再資源化を促進します 【資源物分別処理推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化率を高めるための収集方法の改善 ・分別の徹底による廃棄物の再資源化の促進 ・再生資源についての情報提供（フリーマーケットでの展示、資源再生工場の見学会開催等） | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 農業用廃棄物のリサイクルを促進します 【資源物分別処理推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業廃棄物堆肥化の支援 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 公共工事における再生材の使用や建設廃材のリサイクルを啓発します。 【資源物分別処理推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境行動指針に基づく環境に配慮した公共工事の推進 | (公共工事発注課) | ○ | ○ | ○ |

3. ごみの適正管理・適正処理の推進

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|-------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 農業用廃棄物の適正処理を支援します 【農業援助育成対策事業】 | ・農業廃棄物回収事業を活用した農業用廃ビニール、廃プラスチック、廃トレイ、廃農薬等の適正処理の支援 | 産業振興課 | ○ | ○ | ○ |
| 廃棄物処理施設を活用してリサイクル率の向上を図ります | ・平成24年度供用開始の広域リサイクルセンターを活用した効率的な資源リサイクルの推進 | 環境課 | □ | ○ | ○ |
| 焼却灰と不燃残さの発生を抑制し、最終処分量を減らします 【ごみ減量化推進事業】 | ・可燃ごみの減量化推進 ・適正な分別の推進 ・分別の推進による不燃残さの発生抑制 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 広域化計画に基づき廃棄物の適正処理を推進します 【広域じん芥処理施設整備事業】 | ・茅ヶ崎市、藤沢市との協力による広域的な廃棄物の適正処理の推進 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 生ごみの自家処理を進めます。
- ◇ 日常生活の中でごみの減量化に取り組みます。
- ◇ 過剰包装や使い捨て製品の消費・使用を自粛します。
- ◇ 買い物には、マイバッグを持参します。
- ◇ リサイクル活動へ参加します。
- ◇ 再生品、リサイクル品などを積極的に利用します。
- ◇ ごみ処理のルールを守ります。
- ◇ ごみ減量化や資源化に取り組んでいる店舗を利用します。
- ◇ フリーマーケットなどに参加します。
- ◇ 電気製品を廃棄する際、家電リサイクル法に基づく適切な回収ルートを利用します。



にこにこリサイクルフリーマーケット

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 梱包・包装の簡素化を進めます。
- ◇ 材料の無駄をなくし、廃棄物を少なくします。
- ◇ コピー用紙の削減など、オフィスでのごみ減量に努めます。
- ◇ リサイクルイベントを企画します。
- ◇ 事業者間でリサイクルの連携体制を整備します。
- ◇ ごみは適正に処理します。

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ ごみ捨てマナーを守ります。
- ◇ 過剰包装品などのすぐにごみになるものは求めず断ります。

基本目標5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

地球温暖化問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがある、非常に重要な課題の一つであり、温暖化による気候変動はより深刻で様々な影響を及ぼす恐れがあります。

地球温暖化防止対策を進めるには、まず町民一人ひとりの省エネルギー行動が重要であり、家庭や職場などにおいても一人ひとりが実践することでその効果は大きいものとなります。

温室効果ガスである二酸化炭素の多くは電気の消費や自動車利用によって排出されることから、家庭や事業所における省エネルギー行動や再生可能エネルギーの利用を推進する取り組みを進めています。

また、町役場においては、「地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、一事業者として事務事業から排出される温室効果ガス削減のための取り組みを進めています。対象施設の増減や、施設の利用促進を目的としている施設もありますが、平成22年度は電力の排出係数が増加したことによって排出量が前年度より増加し、基準としている平成18年度の公表値(2,065t)より22t-CO₂減の2,043t-CO₂となっています(注)。

また、町施設における再生可能エネルギー利用施設数は、平成22年度末で5箇所となっており、寒川町ふれあいセンターに太陽光発電と風力発電を併用したハイブリッド型照明灯が、総合図書館に太陽光発電照明施設が設置されました。今後も公共施設における自然エネルギー設備の積極的な導入が求められています。

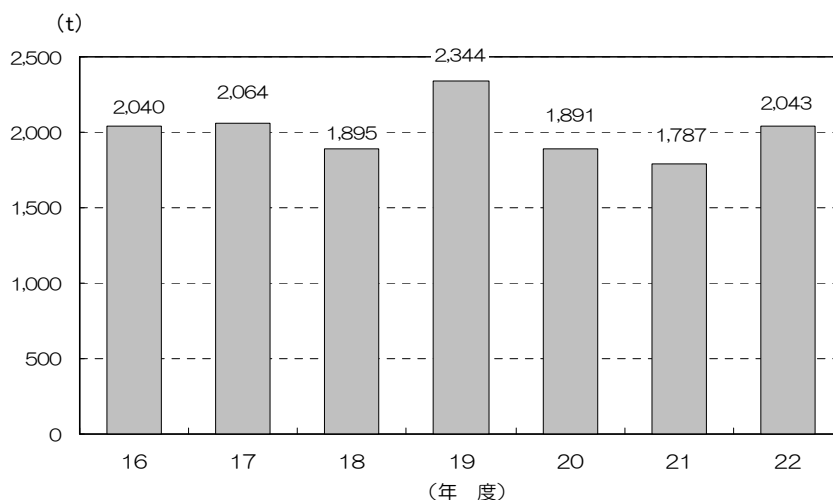
本町では、このような現状から、町民・事業者と協働して地球温暖化対策を進めることが課題であり、まず町民・事業者一人ひとりが日常生活や事業活動の中で、できることから省エネルギー行動に継続して取り組むことが大切です。また、二酸化炭素吸収源であるまちの緑の創出や、再生可能エネルギーの利用促進、公共交通機関の充実・利用促進に向けた普及啓発など、温暖化防止のきっかけとなる支援や取り組みを進めていくことも必要です。

なお、平成23年度は東日本大震災の影響により官民挙げて節電に取り組みましたが、温室効果ガス排出係数が高い火力発電の割合が高くなったため、温室効果ガス削減にどの程度結びついたかは検証が必要です。

注：平成22年度のCO₂排出量は、第二次環境基本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」の最新の排出係数及び東京電力の各年の排出係数を用いて算出しました。なお、今後施行令が改正された場合は、改正年度以降のCO₂排出量についてのみ改正後の排出係数を適用するものとします。

なお、平成22年度は、東京電力の排出係数（調整後）が前年度の0.324から0.374に増加したため、CO₂排出量が増加しています。

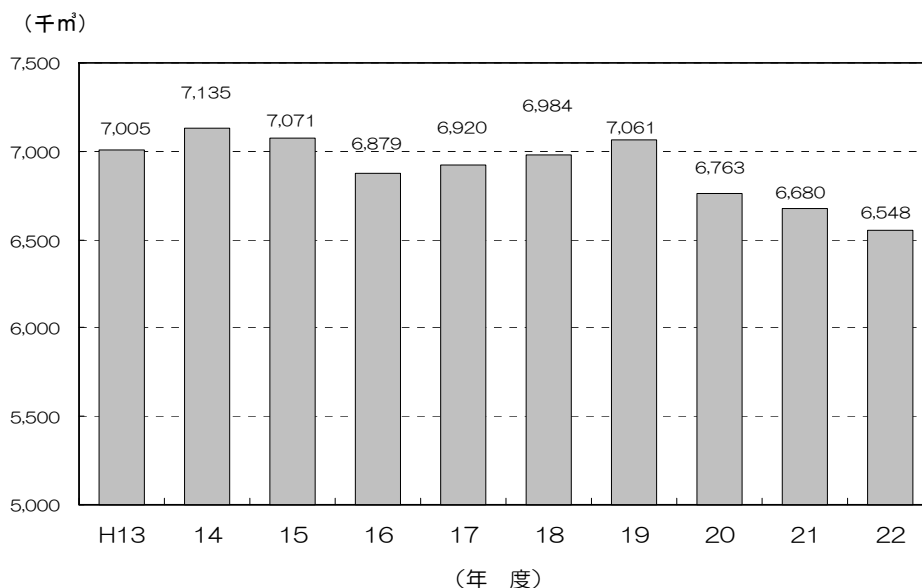
平成16年度～22年度公表値は、計画策定時の排出係数を使用しているため、次ページのグラフでは電気使用量について東京電力の排出係数を使い再計算しています。



町施設及び町組織からの温室効果ガス(二酸化炭素換算)排出量の推移(推計値)

(指定管理者により管理されるものは除く)

また、河川や地下水の水質及び水量の保全や、水辺環境の保全などに関する施策には、水循環の視点から水環境全体を捉えた取り組みが必要となります。限りある水資源を有効利用するためには各主体による節水対策を推進することが必要です。さらに、雨水利用や地中浸透の確保などによる水循環の保全対策も必要です。



上水使用量の推移(資料:統計さむかわ)

(2) 施策の方針

エネルギー消費量を削減し、限りある地球の資源を節約するため、町民に対する省エネルギー意識の普及啓発を図るとともに、効率の良いエネルギー利用、省エネルギーに配慮した製品・技術の活用などを促進します。また、公共施設における太陽光や風力などの環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用を推進するとともに、その利用促進に向けた普及啓発を進めます。

省エネルギー行動及び再生可能エネルギー利用の推進、自動車利用の改善、緑地の保全など、

二酸化炭素の排出量抑制や大気中の二酸化炭素の吸収に係わる取り組みを各主体が連携して進めます。

限りある水資源を有効に活用し、健全な水の流れを保全するために、水の循環利用、節水による水資源の効率的利用を推進するとともに、水源となる樹林地や農地の保全、雨水の利用や地下浸透の促進などの、水資源の確保に資する取り組みを進めます。

◆ 施策体系

基本目標 5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする

- 1. 省エネルギーの推進
- 2. 再生可能エネルギーの利用推進
- 3. 低炭素社会形成に向けた活動
- 4. 水資源の効率的使用

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | | | 進行管理 担当課 |
|--|--------------------------------------|---|-----|-----|--------------|
| 町役場庁舎の電気使用量 | 782MWh/年 | 711.6 MWh/年以下 (毎年1%以上の削減) | | | 防災安全課 環境課 |
| 公共施設の床面積当たり電気使用量 | 46.19 kWh/m ² ・年 | 42.03 kWh/m ² ・年以下 (毎年1%以上の削減) | | | 各課 環境課 |
| 町の公共施設における自然エネルギー利用施設数 | 5箇所 | 現状より増やす | | | 環境課 |
| 太陽光発電システム導入件数 (町補助による累積件数)* | 53件 | 毎年20件以上の累積 | | | 環境課 |
| 町役場(本庁舎、分庁舎、東分庁舎)のCO ₂ 排出量* | 344トン/年 | 313トン/年 (毎年1%以上の削減) | | | 環境課 |
| | (床面積当たり) 49.1kg/m ² ・年 | (床面積当たり) 44.6kg/m ² ・年 (毎年1%以上の削減) | | | |
| 上水使用量 | 6,548千m ³ | 現状以下の維持 | | | 環境課 |
| 公共施設における雨水利用施設割合 | 15.8% (9/57箇所) | 現状より増やす | | | 下水道課 |
| 雨水貯留施設設置助成件数 (平成24年度以降の累計) | 5件/年 | H26 | H29 | H32 | 下水道課 |
| | | 15件 | 30件 | 45件 | |

注：*印は、さむかわ2020プラン(寒川町総合計画)後期基本計画の目標と同一である。

注：町役場のCO₂排出量は、灯油・A重油・都市ガス・LPG・電気使用量及び「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(H22年3月改正)」に基づく温室効果ガス排出係数に基づいて算出している。
なお、電力の排出係数は平成22年度の東京電力の値(調整後)を使用している。

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. 省エネルギーの推進

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|--|---------------------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 省エネルギーに対する意識啓発を進めます 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報や町ホームページによる省エネルギーの意識啓発 ・環境行動指針(町民編、事業者編)を活用した省エネルギーの意識啓発 ・緑のカーテンの設置促進 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 公共施設における省エネルギーを推進します 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境行動指針(行政編)に基づく省エネルギーの徹底 ・職員環境研修の実施 ・緑のカーテンの設置 | 各施設管理 担当課 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 公共施設における省エネ機器の導入を進めます 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の省エネ診断の実施 ・省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 ・LED照明の導入 | 環境課 (各課) | ○ | ○ | ○ |
| 家庭や事業所における省エネ機器の導入を進めます 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断の実施推進 ・省エネ設備、省エネ型電気製品等の導入促進 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 環境家計簿の普及啓発を図ります 【環境基本計画推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿の普及啓発 ・省エネモニター制度の検討 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| ノーカーデー、エコドライブ等呼びかけます 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ノーカーデー」の実施、「アイドリングストップ」、「相乗り」の呼びかけ | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

2. 再生可能エネルギーの利用推進

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|---|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 公共施設における太陽光など再生可能エネルギーの活用を図ります 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における再生可能エネルギー設備の導入検討 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用促進に努めます 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム設置補助の実施 ・その他再生可能エネルギー導入促進に関する検討 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

3. 低炭素社会形成に向けた活動

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|--|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全と創出に努めます 【地球温暖化防止対策の推進事業等】 | ・緑地保全地区指定に関する検討 ・保存樹木等指定制度等による、樹木、屋敷林、社寺林の保全 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 化石燃料の使用節減の意識啓発を進めます 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | ・電気、ガス、灯油、ガソリンなどの使用節減の呼びかけ ・公共交通機関（電車・バス）の利用促進 ・相乗り、駐停車時のアイドリングストップの呼びかけ | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 地球温暖化や気候変動に関する情報提供を進めます | ・広報等による情報提供、環境イベント | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 地球温暖化対策推進実行計画を見直します 【地球温暖化防止対策の推進事業、環境基本計画推進事業】 | ・地球温暖化対策実行計画の見直し（事務・事業編） ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定検討 | 環境課 | □ | ○ | ○ |

4. 水資源の効率的利用

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|--|----------------------------------|------|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 節水型機器及び設備の導入・普及を図ります 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | ・節水型機器及び設備（省エネルギー製品）の普及促進 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 雨水貯留槽の設置や、浄化槽の転用を進め、雨水利用を促進します | ・雨水貯留槽設置助成事業及び浄化槽雨水貯留施設転用助成事業の推進 | 下水道課 | ○ | ○ | ○ |
| 節水に関する意識啓発を図ります 【環境情報の提供事業】 | ・広報紙やホームページ等による節水への意識啓発 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ 使用していない家電製品のコンセントを抜くなど、省エネルギー型生活を心がけます。
- ◇ 自宅の電気・ガス・水道の使用量を環境家計簿などにより把握し、省エネルギーに努めます。
- ◇ 家電製品を購入する際には、省エネルギー型を選択します。
- ◇ 自然エネルギーに関心を持ち、利用するよう心がけます。
- ◇ ノーカーデーに率先して協力します。
- ◇ 自動車の点検整備などを励行し、適正に管理します。
- ◇ 日常生活の中でごみの減量化に取り組みます。
- ◇ 雨水貯留槽などを設置し、雨水を散水などに利用します。
- ◇ 炊事や洗濯を工夫して、水の再利用を実践します。
- ◇ 雨水浸透枳を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます。

- ◇ 日常生活での節水を心がけます。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ 過度の電飾や冷暖房を控えるなど、事業所単位での省エネルギーを促進します。
- ◇ 工場廃熱など未利用エネルギーの有効利用を行います。
- ◇ 再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ◇ 輸送の際は、最短走行ルートを選択や過積載の防止などに配慮します。
- ◇ ノーカーダーの実践に努めます。
- ◇ 保有車の点検整備などを励行し、適正に管理します。
- ◇ 環境マネジメントシステムの構築導入を目指します。
- ◇ 自動車排出ガスの削減に努めます。
- ◇ 雨水貯留設備の導入などにより雨水を有効に活用します。
- ◇ 水の再利用を図ります。
- ◇ 節水型器具を導入するなど節水を心がけます。
- ◇ 雨水の利用や工場冷却水の再利用に努めます。

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ 公共交通機関、徒歩による観光、通勤、通学に努めます。
- ◇ 節水意識に基づいた行動を心がけます。



太陽光発電パネル
(広域リサイクルセンター)



雨水貯留施設

基本目標5-3 オゾン層保護や酸性雨の防止に配慮する

【基本目標管理担当課：環境課】

(1) 現状と課題

オゾン層破壊問題は、大気中に放出されたフロンガスなどがオゾン層を破壊し、有害な紫外線が地表に到達することにより、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす問題です。南極だけでなく、北極におけるオゾンホールが拡大するなどの状況もあり、皮膚がん、白内障の増加や免疫力の低下などの健康障害、農作物の収穫減少、動植物などへの影響が懸念されています。

酸性雨は、工場、自動車等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が上空で移流拡散する間に硫酸や硝酸等の物質に変化し、それらが雨水に取り込まれることにより生じます。他国域での大気汚染の影響も受けると言われています。

現在、世界規模でフロンガスなどのオゾン層破壊物質の生産を規制または廃止する取り組みが進められ、フロンガスが使用されている製品を廃棄する場合には適正な処理が必要となっており、町では町民や事業者に対して啓発を行っています。酸性雨については、大気汚染の防止の取り組みとともに、工場・事業所からの排出ガスに関する指導やアイドリングストップ、エコドライブの取り組みなどの啓発を行っています。

オゾン層の破壊や酸性雨は、広範囲にわたる深刻な影響や被害が懸念されるため、広報紙やラジオ、ホームページ等によるこれらに関する対策や情報の継続的な提供により、町民や事業者の意識啓発を図っていくことが必要です。

(2) 施策の方針

オゾン層保護対策を進めるためには、各主体がそれぞれの役割のもと、連携してフロンなどのオゾン層破壊物質に対する適切な対応を図ることが重要です。

町民へのオゾン層保護に関する意識啓発を進めるとともに、フロンの適正な管理・回収・処理システムを確立します。

また、酸性雨対策を進めるため、工場・事業所からの排出ガスの規制や自動車の利用方法の改善などを実施し、酸性雨原因物質の排出抑制を図るとともに、酸性雨の状況を把握し、農作物などへの影響を未然防止することに努めます。

◆ 施策体系

基本目標 5-3 オゾン層保護や、酸性雨の防止に配慮する

└ 1. オゾン層保護・酸性雨対策

◆ 環境指標

| 環境指標 | 現状 (平成22年度) | 達成目標 | 進行管理 担当課 |
|----------------------------|----------------|---------|-------------|
| オゾン層保護や酸性雨などに関する 情報提供件数 | 2回 | 現状より増やす | 環境課 |

(3) 施策の方向

①町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了を示す。)

(前期:平成24~26年度、中期:平成27~29年度、後期:平成30~32年度)

1. オゾン層保護・酸性雨対策

| 施策の取り組み方針 | 施策の概要 | 担当課 | 施策の実施方針 | | |
|---|--------------------------------|-----|---------|----|----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| オゾン層の保護や酸性雨に関する意識啓発を進めます 【環境情報の提供事業】 | ・オゾン層保護や酸性雨などに関する情報提供 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| フロンガスの適正処理について周知します 【環境情報の提供事業】 | ・フロンガスの適正処理の周知 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |
| 窒素酸化物等の削減につながる取り組みを進めます。 【公害防止対策事業等】 | ・大気汚染に関する取り組みの周知 ・エコドライブの推進 | 環境課 | ○ | ○ | ○ |

②町民が行う取り組み例

- ◇ フロン、有機溶剤などの使用製品を適正に処理します。
- ◇ アイドリングストップなどを行い、自動車からの排出ガスの削減に努めます。
- ◇ 酸性雨調査に参加します。

③事業者が行う取り組み例

- ◇ フロン使用製品の回収、適正処理を徹底します。
- ◇ フロンを使用しない製品の開発、販売に努めます。
- ◇ アイドリングストップなどを行い、自動車からの排出ガスの削減に努めます。
- ◇ 工場、事業所からの排出ガスの適正処理を進めます。

④滞在者が行う取り組み例

- ◇ アイドリングストップなどを行い、自動車からの排出ガスの削減に努めます。

第4章

重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの設定
2. 重点プロジェクト
「きれいな河川の再生」
3. 重点プロジェクト
「ごみ減量とリサイクルの推進」
4. 重点プロジェクト
「省エネルギーと地球温暖化への取り組み」

第4章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの設定

(1) 本計画における重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは、第2章で掲げた「望ましい環境像」を実現していく上で、平成24年度から平成32年度までの計画期間中に、特に優先的かつ着実な展開を図っていく必要のあるテーマを設定し、重点的に推進するものです。

■ 重点プロジェクト設定の考え方

- ・ 計画期間の9年間にわたる中長期的な取り組みが必要なもの
- ・ 住民の関心が高く、優先度が高いと考えられるもの
- ・ 国や県、周辺自治体等と連携した取り組みが必要なもの
- ・ さむかわ2020プランにおいて位置づけがあるもの



(1) 住民意向調査からみた優先すべき取り組み

①優先すべき取り組み（町民意識調査・問11）第1章P.14参照

- ・ 環境美化
- ・ ごみの減量やリサイクル
- ・ 河川の水質改善
- ・ 省エネルギー、地球温暖化防止

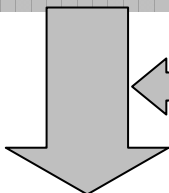
②周辺環境に対する満足度が低いもの（小中学生意識調査・問1）第1章P.17参照

- ・ ごみのポイ捨てが多い
- ・ 川の水が汚い
- ・ 川などの水辺で遊べない

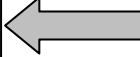
(2) 社会情勢からみた優先課題

①東日本大震災を契機とした省エネ意識の向上、再生可能エネルギーへの関心の高まり

②国や県の施策における「循環型社会」「地球温暖化対策」「生物多様性」等への重点化



さむかわ2020プラン
(寒川町総合計画)



重点プロジェクトの決定

(2) 重点プロジェクトの設定

重点プロジェクト設定の考え方にに基づき、以下の3つのテーマを重点プロジェクトに設定します。

| | |
|-------------------|--------------------|
| 重点プロジェクト (順不同) | きれいな河川の再生 |
| | ごみ減量とリサイクルの推進 |
| | 省エネルギーと地球温暖化への取り組み |

なお、重点プロジェクトのテーマ及び重点的に実施する施策については、前期・中期・後期の点検・評価時（3年毎）において、必要に応じて見直すものとします。（第5章参照）

(3) 旧計画（第1次寒川町環境基本計画）の重点プロジェクトとの関係

旧計画（第1次寒川町環境基本計画）においても重点プロジェクトを設定していましたが、次に示すように、本計画では設定の考え方を変更し、環境目標単位ではなく、重点的に実施する施策を絞り込んで設定します。

旧計画の重点プロジェクトテーマのうち、「環境教育・環境学習を進める」については、本計画では重点プロジェクトに位置づけませんが、3章で述べた個別施策の中で継続実施していきます。

①重点プロジェクト設定の考え方の違い

| 旧計画 (第1次寒川町環境基本計画) | 本計画 (第2次寒川町環境基本計画) |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境目標（第2次環境基本計画では「基本目標」と呼ぶ）単位での設定 ・重点施策の見直しは、計画全体の改定時に行う | <ul style="list-style-type: none"> ・重点的に実施する施策を個別に設定 ・施策の進捗状況により、重点的に実施する施策を3年毎に見直す（第5章参照） |

②旧計画における重点プロジェクトの継続性について



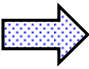

| 旧計画（第1次寒川町環境基本計画）の重点プロジェクトテーマ | 本計画（第2次寒川町環境基本計画）における旧計画の重点プロジェクトテーマの扱い |
|-------------------------------|--|
| 環境教育・環境学習を進める | <ul style="list-style-type: none"> ・3章の各個別施策の中で継続 ・各重点プロジェクトに関連するものはそれぞれの中で取り上げる |
| ごみを減らしリサイクルを進める | <ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクト「ごみ減量とリサイクルの推進」へ移行 ・ただし、重点的に実施する施策は絞り込む |
| エネルギーの有効活用を図り、地球温暖化を防ぐ | <ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクト「省エネルギーと地球温暖化への取り組み」へ移行 ・ただし、重点的に実施する施策は絞り込む |

(4) 重点プロジェクトの進行管理

重点プロジェクトの進行管理は環境課が行い、各施策の担当課と連携して進めていきます。

重点的に実施する施策は、環境報告書を通じて年度毎に進行管理を行います。また、前期・中期・後期の3年毎の点検・評価の際には、進捗状況に応じて重点的に実施する施策の見直しが必要かを検討します。(第5章参照)

(重点プロジェクトの取り組み方針の見方)

| 表 示 | 説 明 |
|---|---|
|  | <p><取組検討> 「望ましい環境像」の達成に向けた取り組みの検討、実施計画の作成及び試行を行うことを示します。</p> |
|  | <p><取組着手> 実施計画や試行結果を踏まえて、新たな施策に着手することを示します。</p> |
|  | <p><取組継続> 施策の継続的な実施及び更なる展開を示します。</p> |
|  | <p>前の3年間における重点施策の評価結果に基づき、必要と判断されたものについては、次の3年間においても重点プロジェクトとして位置づけることを示します。 なお、重点プロジェクトに位置づけられない場合においても、原則として通常の施策の中で継続していきます。</p> |

2. 重点プロジェクト「きれいな河川の再生」

(1) 重点プロジェクトの基本方針

町内の小河川である目久尻川及び小出川では定期的に水質検査を行っており、河川汚濁の指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）について、目久尻川は比較的良好な状態で安定していますが、小出川では徐々に改善の傾向がみられるものの、依然改善が必要な状況となっています。

小出川は流れがおだやかで川底に堆積物がたまりやすく、流域の生活排水等の流入による汚濁が考えられます。上流域の下水道整備の問題などもあり、町単独でなく、流域の自治体と情報交換を進めながら検討対策を進める必要があります。

また、小出川の整備による堆積物の除去や環境に配慮した河川整備により水辺の植生等による水質改善なども期待されますが、短期間の改善は難しく、今後も継続的な取り組みが必要な中で、両河川の環境基準に係る河川類型の平成22年度の見直しでC類型からB類型となり、基準値が厳しくなったため、今後も引き続き河川の水質改善に向けた各取り組みを進める必要があります。

また、不法投棄や雨により流れ込むごみの問題は、両河川に共通する継続課題であり、河川美化の取り組みも必要です。

さらに健全な河川環境として、生物多様性に関する取り組みも求められるところです。

町・町民・事業者等が一体となり、健全な河川環境を復活し、ふるさとの川として親しめるよう取り組みを進めます。

(2) 重点プロジェクトの取り組み方針

| 重点施策 | 担当課 | 実施スケジュール | | | | | | | | |
|-------------------------------|------|-------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|-----|
| | | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | |
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■下水道の整備 | | | | | | | | | | |
| 公共下水道人口普及率の向上 【公共下水道整備事業】 | 下水道課 | 未整備区域の下水道整備の推進 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| 公共下水道水洗化率の向上 【公共下水道接続促進事業】 | 下水道課 | 未接続家庭等への公共下水道への接続の推進 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| ■工場・事業所からの排水対策 | | | | | | | | | | |
| 事業所の排水調査の実施と改善指導 【水質等検査事業】 | 環境課 | 公共用水域排水事業所の排水調査の実施と改善指導 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |

➡ 取組検討 ➡ 取組着手 ➡ 取組継続

| 重点施策 | 担当課 | 実施スケジュール | | | | | | | | | | | |
|--|-------|--|-----|-----|-----|----------------------------|-----|-----|-----|----------------------------|--|--|--|
| | | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | | | | |
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| ■河川水質の改善・監視強化 | | | | | | | | | | | | | |
| 河川水質の改善・監視強化(特に小出川) 【水質等検査事業等】 | 環境課 | 目久尻川・小出川の水質調査(定期検査)の継続実施 | | | | 継続 | | | | 継続 | | | |
| | | 町域内における浄化手法の検討 | | | | 新たな浄化対策の実施 | | | | 継続 | | | |
| ■近隣自治体との連携による小出川の水質改善 | | | | | | | | | | | | | |
| 近隣自治体との連携による小出川の水質改善 | 環境課 | 小出川における流域自治体との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討 | | | | 新たな対策の実施 | | | | 継続 | | | |
| | 環境課 | 近隣自治体と共同した小出川の水質改善に関する計画的な取り組みの検討 | | | | 新たな取り組みの実施 | | | | 継続 | | | |
| ■町民、事業者と一体となった河川環境改善の取り組み | | | | | | | | | | | | | |
| 河川美化キャンペーンの実施、住民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援 【まちぐるみ美化運動等事業、河川美化事業】 | 環境課 | 河川美化キャンペーンの実施 | | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | |
| | 環境課 | 住民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援 | | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | |
| 関係団体との連携 【まちぐるみ美化運動等事業、河川美化事業】 | 環境課 | 「さむかわエコネット」「桂川・相模川流域協議会」「同湘南地域協議会」「高座地区河川をきれいにする会」等の団体との連携 | | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | |
| ごみの不法投棄防止の意識啓発 【公害防止対策事業】 | 環境課 | 不法投棄箇所の看板設置等啓発活動の実施 | | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | |
| ■親しみのある河川へ | | | | | | | | | | | | | |
| 目久尻川ふるさとの川の整備 【目久尻川ふるさとの川整備事業等】 | 都市計画課 | 目久尻川ふるさと緑道等の整備及び野鳥観察の森の整備に向けた取り組み | | | | 継続 | | | | 継続 | | | |
| 小出川の護岸整備の推進 | 都市計画課 | 河川改修工事において県へ必要に応じた環境配慮の要請 | | | | 継続 | | | | 継続 | | | |
| 川とふれあう事業の実施 【環境教育・学習の推進事業】 | 環境課 | 「川の生き物調査隊」「野鳥観察会」等をエコネットと連携し開催 | | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | |
| 生き物の生息状況に関する調査 | 環境課 | 調査の検討 調査の実施 | | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | |

3. 重点プロジェクト「ごみ減量とリサイクルの推進」

(1) 重点プロジェクトの基本方針

資源の有効利用や最終処分場への負荷低減のためには、まずごみの排出を極力抑え、次に排出されたごみをできる限り資源として再利用していくことが必要です。

各主体の連携のもと、ごみ発生量を抑制していくための施策を重点的に推進していくとともに、再利用やリサイクルが拡大するような仕組みづくりを進めます。

(2) 重点プロジェクトの取り組み方針

 取組検討
  取組着手
  取組継続

| 重点施策 | 担当課 | 実施スケジュール | | | | | | | | |
|--|-----|----------------------------|--------------|-----|----------------------------|-----|----------------------------|----------------------------|-----|-----|
| | | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | |
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■1人当たりのごみ排出量の減少(Reduce) | | | | | | | | | | |
| 家庭での生ごみ減量化【ごみ減量化推進事業】 | 環境課 | 水分を減らす取り組み(普及・啓発) | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| ごみの分別方法、収集日等の周知徹底【ごみ減量化推進事業】 | 環境課 | ごみの分別方法、収集日等の周知徹底(特に集合住宅) | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| 分別品目についての適正な周知【ごみ減量化推進事業】 | 環境課 | 保存用分別品目リストの作成及び活用 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| マイバグの利用促進と過剰包装を行わない取り組み【ごみ減量化推進事業】 | 環境課 | マイバグ持参運動の推進 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| | | 商店街、スーパー、コンビニへのレジ袋削減への働きかけ | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| ■再利用・リサイクルの推進(Reuse、Recycle) | | | | | | | | | | |
| 再資源化率を高めるための収集方法の改善【資源物分別処理推進事業】 | 環境課 | 収集方法改善の検討 | 収集方法の改善実施 | 継続 | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | |
| 不要品の再利用の促進【ごみ減量化推進事業】 【資源物分別処理推進事業】 | 環境課 | ニコニコリサイクルフリーマーケットの開催 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| | 町民課 | 不用品登録制度の利用促進案検討 | 不用品登録制度の改善実施 | 継続 | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | |

4. 重点プロジェクト「省エネルギーと地球温暖化への取り組み」

(1) 重点プロジェクトの基本方針

地球温暖化問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあると同時に、気候変動により地球規模で深刻な影響を及ぼすおそれのある非常に重要な課題であり、国・都道府県・市町村がそれぞれの立場から推進していくことが必要です。

本町では、「地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、町の施設における省エネルギーと温室効果ガス削減の取り組みを進めてきました。また、第1次寒川町環境基本計画においても重点プロジェクトに位置づけ、町・町民・事業者それぞれの取り組みを推進してきました。

温室効果ガスの削減は、長い時間をかけた着実な取り組みが必要であり、短期間のプロジェクトで解決するものではありません。したがって、本計画においても引き続き重点プロジェクトに設定し、化石燃料の使用を削減した低炭素社会の実現のため、効率の良いエネルギー利用、省エネルギーに配慮した製品・技術の活用などを促進するとともに、太陽光などの環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用と利用促進に向けた普及啓発も進めていきます。

また、温暖化に起因する気候変動によるさまざまな問題や影響について、広く周知していくことも必要です。

(2) 重点プロジェクトの取り組み方針

| 重点施策 | 担当課 | 実施スケジュール | | | | | | | | |
|--|-------------|--------------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|-----|
| | | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | |
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■省エネルギーの推進 | | | | | | | | | | |
| 省エネルギーの普及啓発 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 | 環境行動指針等を活用した省エネルギーの普及啓発 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| | | | | | | | | | | |
| 公共施設における省エネ機器の導入推進 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 (各課) | 公共施設の省エネ診断の検討 | | | 公共施設の実施判断に基づく省エネ診断の実施 | | | 省エネ診断結果に基づく省エネ対策の実施 | | |
| | | | | | | | | | | |
| 家庭や事業所における省エネ機器の導入推進 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 | 省エネ設備、省エネ型事務機器等の導入 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| | | | | | | | | | | |
| 家庭や事業所における省エネ機器の導入推進 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 | 事業所における省エネ診断の活用促進 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| | | | | | | | | | | |
| 家庭や事業所における省エネ機器の導入推進 【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 | 事業所や家庭における省エネ設備、省エネ型電気製品等の導入促進 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| | | | | | | | | | | |

➡ 取組検討 ➡ 取組着手 ➡ 取組継続

| 重点施策 | 担当課 | 実施スケジュール | | | | | | | | |
|---|-----|---|-----|-----|----------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|-----|
| | | 前期 | | | 中期 | | | 後期 | | |
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■再生可能エネルギーの普及促進 | | | | | | | | | | |
| 家庭における再生可能エネルギーの導入促進【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 | 住宅用太陽光発電システム設置補助、電気自動車導入補助の実施 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| 国などの各種補助事業の利用推進【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 | 各種補助事業の周知啓発 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |
| ■地球温暖化対策推進実行計画の見直し | | | | | | | | | | |
| 地球温暖化対策推進実行計画(事務・事業編)の改訂【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 | 地球温暖化対策推進実行計画(事務・事業編)の改訂・推進 | | | 実行計画に基づく地球温暖化対策の推進 | | | 実行計画に基づく地球温暖化対策の推進 | | |
| 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 | 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定 | | | 実行計画に基づく地球温暖化対策の推進 | | | 実行計画に基づく地球温暖化対策の推進 | | |
| ■広域行政による温暖化防止の取り組み | | | | | | | | | | |
| 湘南エコウェーブプロジェクトの推進【地球温暖化防止対策の推進事業】 | 環境課 | 湘南エコウェーブプロジェクトによる藤沢市・茅ヶ崎市と連携した各種取り組みの推進 | | | (前期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | | (中期の評価結果により重点プロジェクト外として継続) | | |

第5章

計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制
2. 進行管理の仕組みと手順
3. 環境指標の点検方法

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

望ましい環境像の実現に向けて、本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体の自主的・積極的な取り組みと、参加と協働による地域ぐるみのパートナーシップの形成は欠かせません。そこで、各主体の取り組みの実効性を確保していく上で、計画の進行管理が最も重要となります。

環境基本計画を推進し、点検・評価していくための組織体制は次のとおりとし、それらを円滑に運営していきます。

■ 庁内組織

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>寒川町 環境調整委員会</p> | <p>「寒川町環境調整委員会（以下「調整委員会」という。）」は副町長を長とし、環境施策に関連する部局の部長職によって構成します。環境行政全般に関わる全庁的な調整、本計画に関わる進行管理などの総合的な調整を行います。</p> |
| <p>寒川町 環境調整委員会 専門部会</p> | <p>「寒川町環境調整委員会専門部会（以下「専門部会」という。）」は町民環境部長を長とし、第3章で示す「基本目標管理担当課」、「進行管理担当課」、「各施策の担当課」、「重点プロジェクト進行管理課」の長を含む、環境施策に関連する部局の課長職によって構成します。本計画を効果的に推進し進行管理するための組織として、環境施策に関する検討及び総合的な調整を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「基本目標管理担当課」 : 環境目標ごとの総合的な管理 「進行管理担当課」 : 環境指標の達成状況を点検・評価 「各施策の担当課」 : 各施策を実施 「重点プロジェクト進行管理課」 : 重点プロジェクトの進捗状況を点検・評価</p> </div> |
| <p>各担当課</p> | <p>庁内の各担当課は、本計画に基づき、必要に応じて環境関連の個別計画を策定するなどし、各主体の連携・協力のもと、より具体的に環境施策を推進します。</p> |
| <p>事務局 (環境課)</p> | <p>事務局（環境課）は、「各担当課」からの報告、「寒川町環境審議会」からの答申を受け、環境基本条例第10条に基づく「寒川町環境報告書（以下「環境報告書」という。）」の取りまとめ及び公表などを行います。</p> |

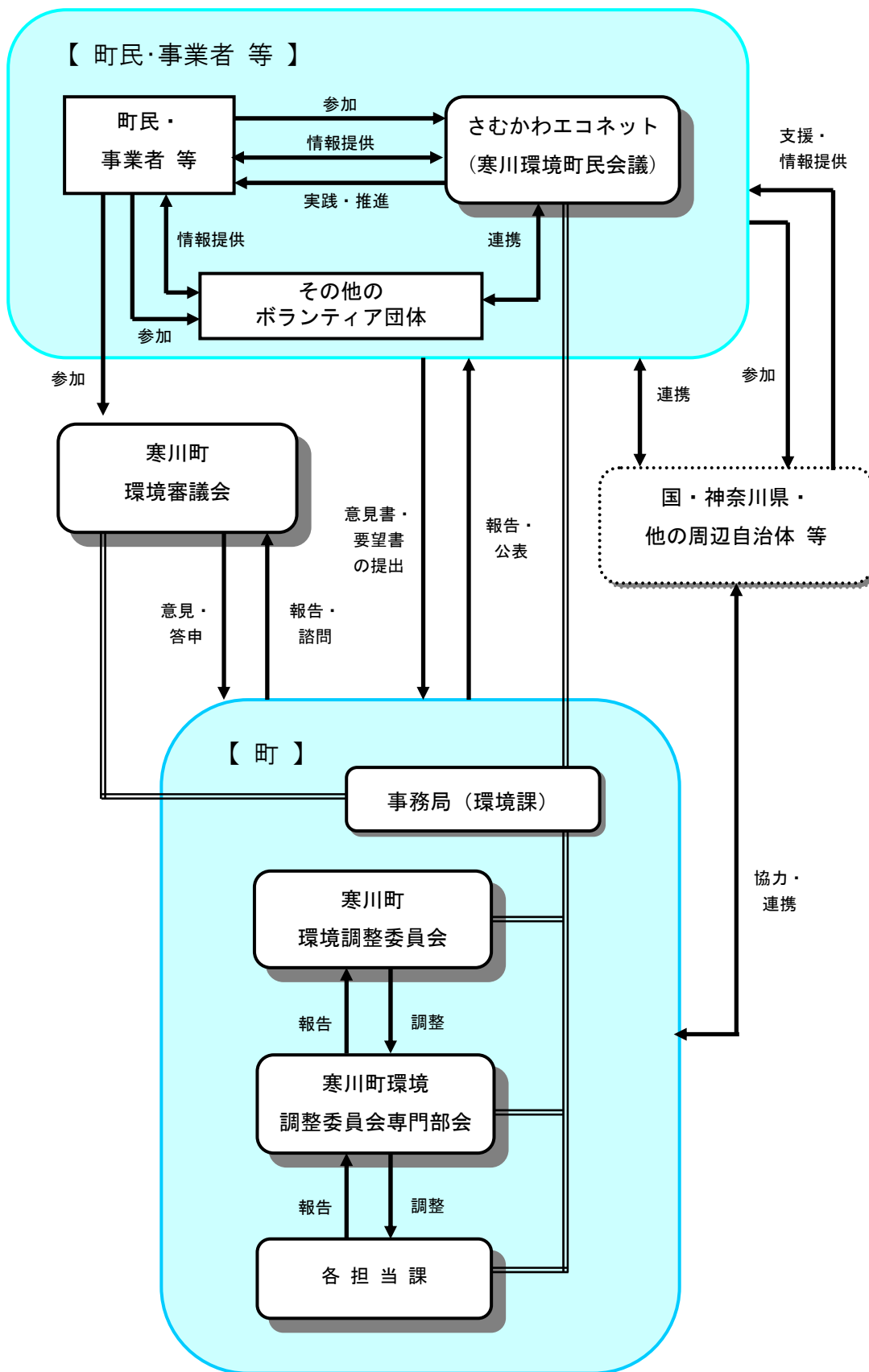
■ 庁外組織

| | |
|-------------------------|--|
| 寒川町環境審議会 | <p>「寒川町環境審議会」は、町民・関係団体の代表者及び学識経験者によって構成される組織です。</p> <p>環境基本条例第20条に基づき、環境の保全と創造に関する基本的事項・重要事項などについて調査審議するとともに、本計画の進捗状況について評価し、見直し方針等を検討します。</p> |
| さむかわエコネット (寒川環境町民会議) | <p>「さむかわエコネット(寒川環境町民会議)」は、各主体が協力・連携して環境の保全と創造に関する施策を推進するため、町民・事業者によって構成される組織です。</p> <p>環境基本条例第11条に基づき、町の環境施策に関する意見聴取及び協議などを行うとともに、本計画に基づく町民・事業者等の取り組みの推進、より実践的な取り組み等の検討などを行います。</p> <p>また、さむかわエコネット部会ごとの自主的な環境活動の実施と報告を行い、環境に関する情報の発信源として市民・事業者における環境活動を促進します。</p> |

■ 連携体制

| | |
|--------------------|---|
| 町、町民、事業者等の連携 | <p>町民間、事業者間、あるいは町・町民・事業者等とのさまざまな連携スタイルに対応することができる柔軟な体制づくりを目指します。</p> |
| 国、神奈川県、周辺自治体などとの連携 | <p>今日の環境問題は、一自治体だけで対応することが困難な広がりを見せています。広域的な視点を要する取り組み、あるいは技術的・財政的な理由などで町が単独で対応することが難しい取り組みについては、国や神奈川県、周辺自治体などとの緊密な連携を図りながら対応していきます。</p> |
| 他の地域との連携 | <p>本町と同様の課題を抱える他の自治体や他地域の住民、市民団体などとの交流促進を図ります。また、地球環境保全を視野に入れた交流づくりにも努めます。</p> |

■ 計画の推進体制



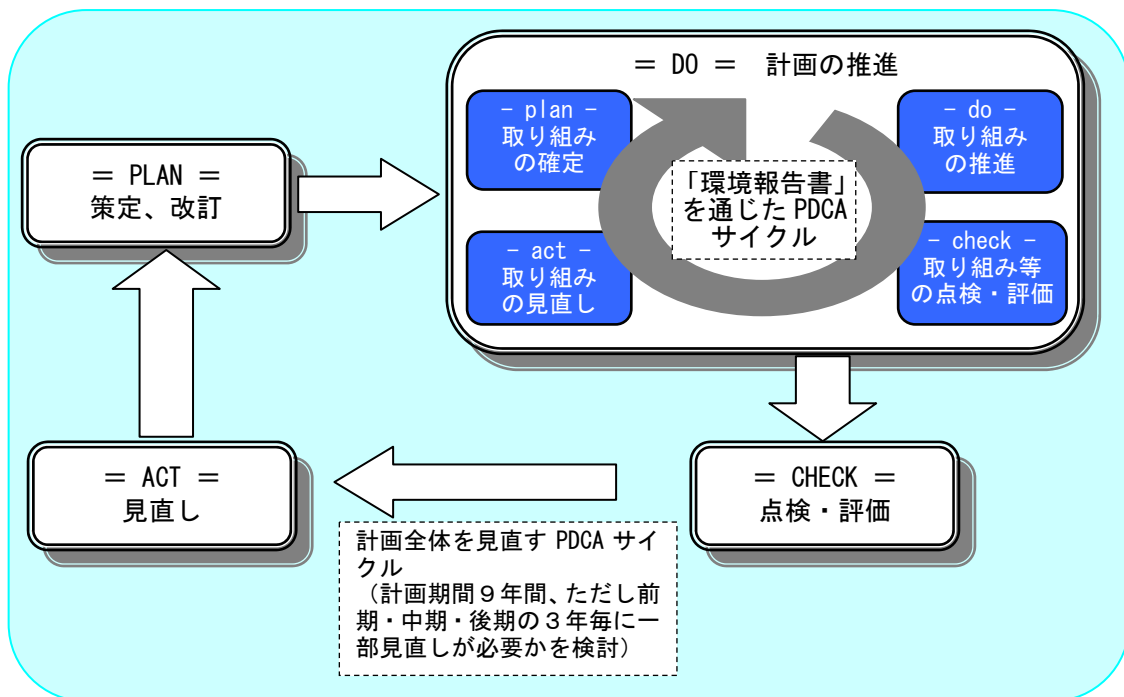
2. 進行管理の仕組みと手順

本計画で定めたさまざまな取り組みを着実に実践し、また、本計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入します。

進行管理の仕組みは、P (Plan : 計画立案) → D (Do : 実践) → C (Check : 点検・評価) → A (Act : 見直し) といった「PDCAサイクル」を基本とします。

「PDCAサイクル」は、「環境報告書」を通じた「毎年度のサイクル(進行管理)」と、「計画全体を見直すサイクル」を続けていきます。

■ 進行管理の仕組み



環境目標の達成状況及び環境施策の取り組み状況などについて取りまとめた「環境報告書」を毎年度作成し、町民・事業者等に公表することにより、各主体の参加のもとで進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

■ 「環境報告書」を通じた毎年度のPDCAサイクル（進行管理）

| | |
|-----------|--|
| p (計画立案) | 予算を確定し、取り組みの変更、追加を行います。 |
| d (実践) | 本計画に基づき、取り組みを推進します。 |
| c (点検・評価) | 環境の現況及び環境指標の点検、環境の保全と創造に関する施策の進捗状況の点検、「環境報告書」の作成などを行います。 |
| a (見直し) | 翌年度の取り組みや予算への反映方針を検討します。 |

本計画は平成32年度（2020年度）までを計画期間としますが、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上、町民の環境に対する価値観の変化などに適切に対応するため、必要に応じて柔軟に見直し、常に環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

特に前期・中期・後期の点検・評価時（3年毎）においては、さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）の実施計画の策定と併せて、本計画の中間見直しが必要かを検討し、必要があると判断された場合は、計画の一部見直しを行います。

■ 計画全体を見直すPDCAサイクル

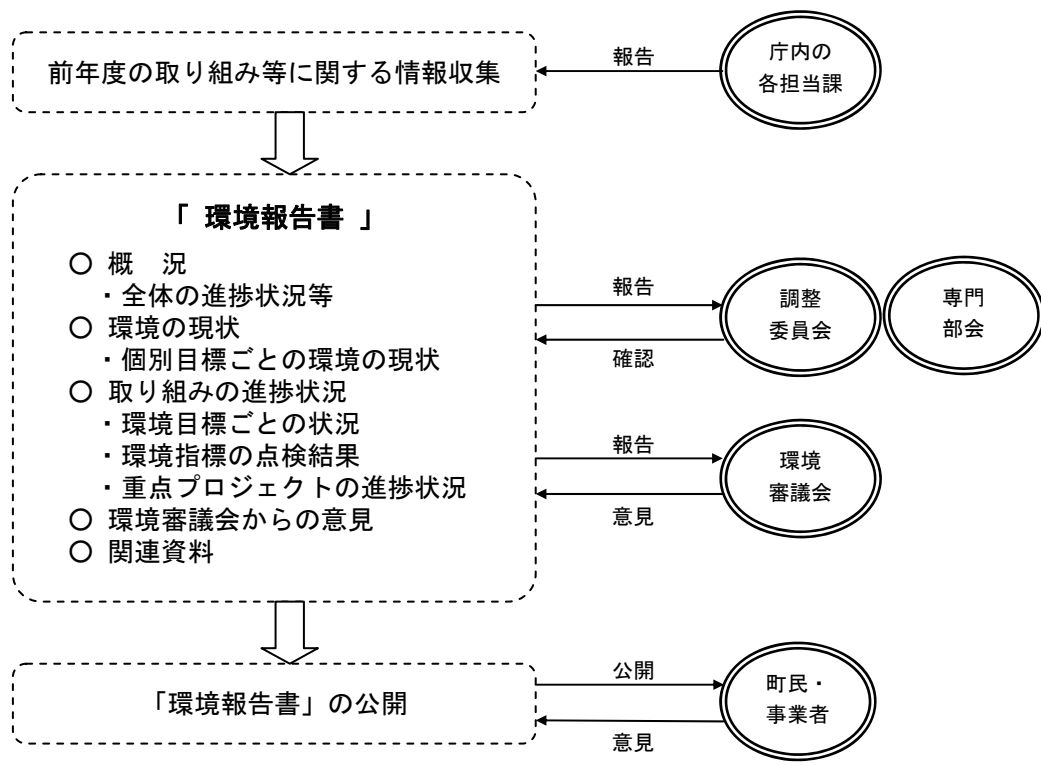
| | |
|----------|--|
| P（計画立案） | 環境基本計画策定時は、望ましい環境像、環境目標、取り組みの展開などを示します。改訂の際は、その見直しを行います。 |
| D（実践） | 環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する取り組みを各主体が進めます。 |
| C（点検・評価） | 「環境報告書」をもとに、計画の点検・評価を行います。 |
| A（見直し） | 環境基本計画の進捗状況の点検結果は、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。 |

■ 前期・中期・後期の点検・評価時（3年毎）において特に検討すべき事項

- 施策の進捗状況や環境指標の達成状況により、施策の取り組み方針の見直しが必要かを検討します。
- 上位計画、関連計画の改訂に伴い、施策の取り組み方針の見直しが必要かを検討します。
- 重点プロジェクトの進捗状況により、重点的に実施する施策の見直しが必要かを検討します。

■ 「環境報告書」の作成の手順

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| ① 「環境指標」、「各種環境データ」、「環境施策の取り組み状況」を報告する | 【 進行管理担当課・関係各課 ⇒ 事務局 】 |
| ② 環境報告書(案)を取りまとめる | 【 基本目標管理担当課・事務局 】 |
| ③ 環境報告書(案)を「環境調整委員会・同専門部会」へ報告する | 【 事務局 ⇒ 環境調整委員会・同専門部会 】 |
| ④ 環境報告書(案)を「環境審議会」へ報告し、意見をもらう | 【 町長 ⇒ 環境審議会 】 |
| ⑤ 環境審議会での意見を含め、環境報告書を取りまとめ、町民へ公表する | 【 事務局 ⇒ 町民・事業者 】 |
| ⑥ 環境報告書の内容を翌年度予算に反映させる | 【 関係各課 】 |



3. 環境指標の点検方法

環境目標の達成に向けて、以下の点検手法を用いて環境指標を定期的に点検し、施策の取り組み方針や環境指標の見直しに反映させます。

(1) 【参加と協働】環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

| 基本目標 | 環境指標 | 進行管理 担当課 | 点検手法 | 参照頁 |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------|---|-----|
| 1-1 環境に関する情報を収集し、発信する | 環境コーナーの設置 (常設箇所の設置及び維持、企画展示等の毎年実施) | 環境課 | 環境コーナーの設置箇所数(常設展示、企画展示等) | 33 |
| | 広報紙での環境関連記事掲載件数 | 環境課 | 町広報紙で環境関連の記事を掲載した件数 | |
| | 環境関連情報ホームページ更新回数 | 環境課 | 環境課管理のホームページ更新回数 | |
| 1-2 環境教育・環境学習を進める | 環境学習講座や自然観察会の参加人数(環境課事業) | 環境課 | 環境学習講座や自然観察会等(環境課事業)の年間延べ参加人数 | 36 |
| 1-3 多彩な環境活動を活発に進める | 町内事業者の環境マネジメントシステム(ISO14001等)の導入社数 | 環境課 | 町内の事業者(従業員20人以上)における環境マネジメントシステム(ISO14001等)導入社数 | 39 |
| | 環境美化活動の参加人数 | 環境課 | 環境美化活動及び美化キャンペーンの参加人数 | |
| | 環境美化活動の実施団体等 | 環境課 | 環境美化活動の実施団体(個人を含む)数 | |
| | さむかわエコネット(寒川環境町民会議)登録人数 | 環境課 | さむかわエコネット(寒川環境町民会議)登録人数(毎年度末現在) | |

(2) 【自然環境】自然を守り、育てるまち

| 基本目標 | 環境指標 | 進行管理 担当課 | 点検手法 | 参照頁 |
|-----------------|----------------|-------------|--------------------|-----|
| 2-1 生き物と生息空間を守る | 町緑地保全地区の指定 | 都市計画課 | 町指定緑地保全地区の指定箇所数 | 42 |
| | 自然環境保全地域面積 | 都市計画課 | 県指定自然環境保全地域の指定面積 | |
| | 保存樹林指定面積 | 都市計画課 | 保存樹林の指定面積 | |
| | 保存樹木指定本数 | 都市計画課 | 保存樹木の指定本数 | |
| 2-2 農地を守り、活用する | 遊休農地面積 | 産業振興課 | 町内の遊休農地面積 | 47 |
| | 新規就農者数（累計） | 産業振興課 | 新規就農者数（現状からの累計） | |
| | 農産物直売施設数 | 産業振興課 | 町内の農産物直売施設数 | |
| | 家庭菜園区画数 | 産業振興課 | 家庭菜園の募集区画数 | |
| | エコファーマー制度認定農家数 | 産業振興課 | エコファーマー制度に認定された農家数 | |
| | 農業基盤整備受益面積 | 産業振興課 | 農業基盤整備の受益農地面積 | |

(3) 【生活環境】健康で安心して暮らせるまち

| 基本目標 | 環境指標 | 進行管理 担当課 | 点検手法 | 参照頁 |
|------------------------------------|--|-------------|---|-----|
| 3-1 空気と水を きれいにす る | 公共下水道人口普及率 | 下水道課 | 下水道処理区域人口÷行政区人口 | 52 |
| | 公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比) | 下水道課 | 水洗化人口÷処理区域人口 | |
| | BOD 環境基準適合率 ・ 目久尻川 ・ 小出川 ・ 一之宮第二排水路 | 環境課 | 町が各河川、水路において1年間を通じてBODを測定し、環境基準に適合した回数の割合 | |
| | NO ₂ の各測定箇所での 環境基準達成率 | 環境課 | 町が実施するNO ₂ 測定において、測定時間内で環境基準を達成した時間の割合 | |
| | SPM の各測定箇所での 環境基準達成率 | 環境課 | 町が実施するSPM測定において、測定時間内で環境基準を達成した時間の割合 | |
| | 工場、事業所からの排 水基準の適合率（公共 水域への排水） | 環境課 | 町が実施する工場・事業所の排水調査において、排水基準に適合した回数の割合 | |
| | 町内における電気自動 車累積導入台数 | 環境課 | 県補助を受けた町内の電気自動車登録台数（累積） | |
| 3-2 近隣公害を 防ぐ | 道路交通騒音の環境基 準達成率 | 環境課 | 町が実施する道路交通騒音調査において、環境基準を達成した割合 | 57 |
| | 道路交通振動の要請限 度達成率 | 環境課 | 町が実施する道路交通振動調査において、振動規制法に基づく要請限度を達成した割合 | |
| | 臭気の規制基準値の達 成状況 | 環境課 | 町が実施する臭気調査において、悪臭防止法に基づく規制基準値に適合した割合 | |
| | 騒音・振動・悪臭の公 害苦情件数 | 環境課 | 1年間に環境課に寄せられる騒音・振動・悪臭の苦情件数 | |
| 3-3 土壌汚染や 地下水汚染、 地盤沈下を 防ぐ | 地下水の環境基準適合 率(4年毎の県メッシュ調 査井戸における適合率) | 環境課 | 4年毎に県が実施する地下水調査において、環境基準に適合した地点数の割合 | 61 |
| | 地盤沈下の状況 | 環境課 | 一級水準点測量調査において年間2cm以上沈下した水準点数の数 | |
| 3-4 有害化学物 質による汚 染を防ぐ | ダイオキシン類の大気 調査における最大値 | 環境課 | 町が測定したダイオキシン類の大気環境濃度の最大値 | 64 |
| | ダイオキシン類の水質 調査における最大値 | 環境課 | 町が測定したダイオキシン類の水質環境濃度の最大値 | |
| | ダイオキシン類の土壌 調査における最大値 | 環境課 | 町が測定したダイオキシン類の土壌環境濃度の最大値 | |
| | ダイオキシン類の底質 調査における最大値 | 環境課 | 町が測定したダイオキシン類の底質環境濃度の最大値 | |

(4) 【都市環境】 緑や文化を大切にする快適で安全なまち

| 基本目標 | 環境指標 | 進行管理 担当課 | 点検手法 | 参照頁 |
|-------------------------------|-----------------------|----------------------|---|-----|
| 4-1 身近な緑を 守り、育てる | 都市計画区域面積に対する緑地の割合 | 都市計画課 | 航空写真判読等による公園、農地、草地等の面積割合 | 68 |
| | 1人当たりの公園面積 | 都市計画課 | 都市公園面積÷行政区人口 | |
| | 緑化活動ボランティア数 | 都市計画課 | 川とのふれあい公園内にある花壇育成者（ボランティア）の数 | |
| 4-2 水辺を守り、 親しむ | 河川を活用した事業実施回数 | 環境課 | 河川を活用した事業の実施回数（他団体との連携を含む） | 72 |
| | 小出川の多自然型河川工法等による整備延長 | 都市計画課 | 小出川における多自然型河川工法等による整備延長 | |
| | 親水護岸の箇所数 | 都市計画課 | 水とふれあえる護岸の箇所数 | |
| 4-3 美しく、環境 に配慮した まちをつくる | 電線共同溝整備道路指定区間延長 | 電線類等 地中化事業 担当課 | 道路沿いの電線類が地中化された延長 | 75 |
| | 不法投棄パトロールによる不法投棄確認箇所数 | 環境課 | 不法投棄パトロールによる不法投棄確認箇所数 | |
| | 自主的な環境美化活動の回数 | 環境課 | 環境美化活動の実施回数 | |
| | 町道維持工事着手率 | 道路課 | 町道 90 路線を対象とした維持工事に着手した路線数の割合 | |
| 4-4 災害に関わ る環境対策 を進める | 環境保全協定締結の対象事業所との締結割合 | 環境課 | 環境保全協定締結の対象となる事業所のうち、町と環境保全協定を締結した事業所数の割合 | 79 |

(5) 【資源・エネルギー、地球環境】

エネルギー・水・ものを大切にした地球環境にやさしいまち

| 基本目標 | 環境指標 | 進行管理 担当課 | 点検手法 | 参照頁 |
|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------|---|-----|
| 5-1 ごみを減らし、リサイクルを進める | 一人1日当たりのごみ排出量 | 環境課 | 一人1日当たりのごみ排出量 | 82 |
| | フリーマーケット出店数 | 環境課 | ニコニコリサイクルフリーマーケットの出店数 | |
| | 「不用品登録制度」の年間利用件数 | 町民課 | 不用品登録制度を利用し、品物のやりとりが成立した件数 | |
| | リサイクル率 | 環境課 | ごみの資源化量÷ごみの総排出量 | |
| | 焼却灰発生量 | 環境課 | 茅ヶ崎市の環境事業センターで発生する焼却灰のうち、寒川町分 | |
| 5-2 省エネルギーを進め、低炭素な暮らしをする | 町役場庁舎の電気使用量 | 防災安全課 環境課 | 町役場（本庁舎、分庁舎、東分庁舎）の年間電気使用量 | 87 |
| | 公共施設の床面積当たり電気使用量 | 各課 環境課 | 町の公共施設全体の床面積1㎡当たりの年間電気使用量 | |
| | 町の公共施設における自然エネルギー利用施設数 | 環境課 | 町の公共施設における自然エネルギー利用施設数 | |
| | 太陽光発電システム導入件数 | 環境課 | 町補助による太陽光発電システムの累積導入件数 | |
| | 町役場（本庁舎、分庁舎、東分庁舎）のCO ₂ 排出量 | 環境課 | 町役場（本庁舎、分庁舎、東分庁舎）における年間総CO ₂ 排出量及び、床面積1㎡当たり年間CO ₂ 排出量 | |
| | 上水使用量 | 環境課 | 町全体の年間上水道給水量（家事用、営業用、公共用の計） | |
| | 公共施設における雨水利用施設割合 | 下水道課 | 町の全公共施設のうち、雨水利用施設がある施設数の割合 | |
| 雨水貯留施設設置助成件数 | 下水道課 | 雨水貯留施設設置助成件数（平成24年度以降の累計） | | |
| 5-3 オゾン層保護や酸性雨の防止に配慮する | オゾン層保護や酸性雨などに関する情報提供件数 | 環境課 | 広報等によるオゾン層保護や酸性雨などに関する情報提供件数 | 91 |

資 料 編

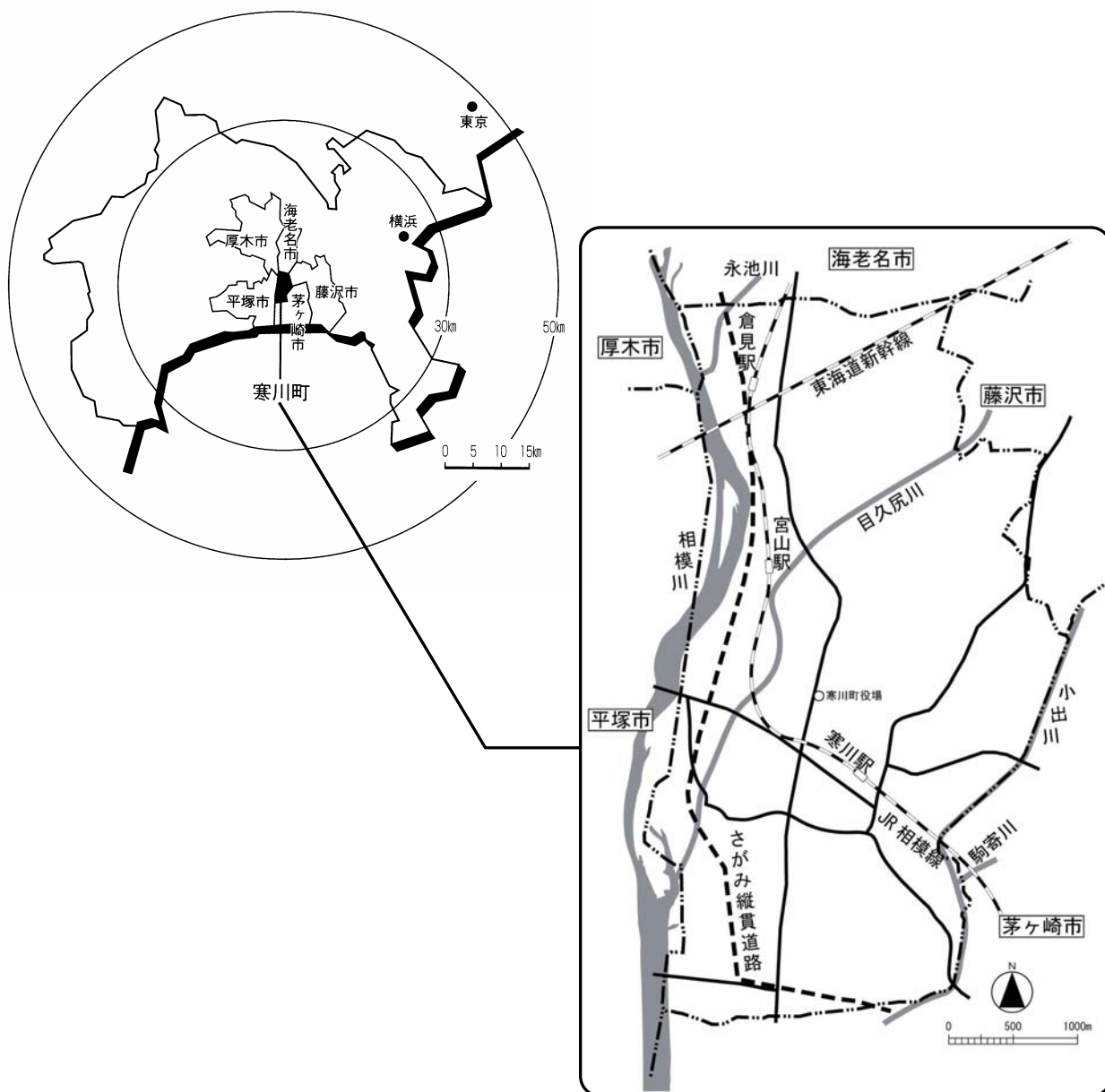
1. 寒川町のすがた
2. 寒川町環境基本条例
3. 環境審議会委員等
4. 寒川町環境基本計画改訂の検討経過
5. 諮問・答申
6. 環境基準等
7. 用語解説集

1. 寒川町のすがた

(1) 位置と地勢

本町は、神奈川県中央を流れる相模川の河口から上流約6kmの左岸に位置し、湘南地域の一角を占めています。町域面積は13.42km²で東西2.9km、南北5.5kmと南北に長く、東京から50km、横浜から30kmの圏内にあります。また、東は藤沢市及び小出川を隔てて茅ヶ崎市に、西は相模川を隔てて平塚市と厚木市に、南は茅ヶ崎市に、北は海老名市にそれぞれ接しています。

標高は約5～27mで、おおむね平坦な地形です。東部は相模野台地の南西部に位置し、そのほかは相模川、目久尻川、小出川によって形成された沖積低地となっています。



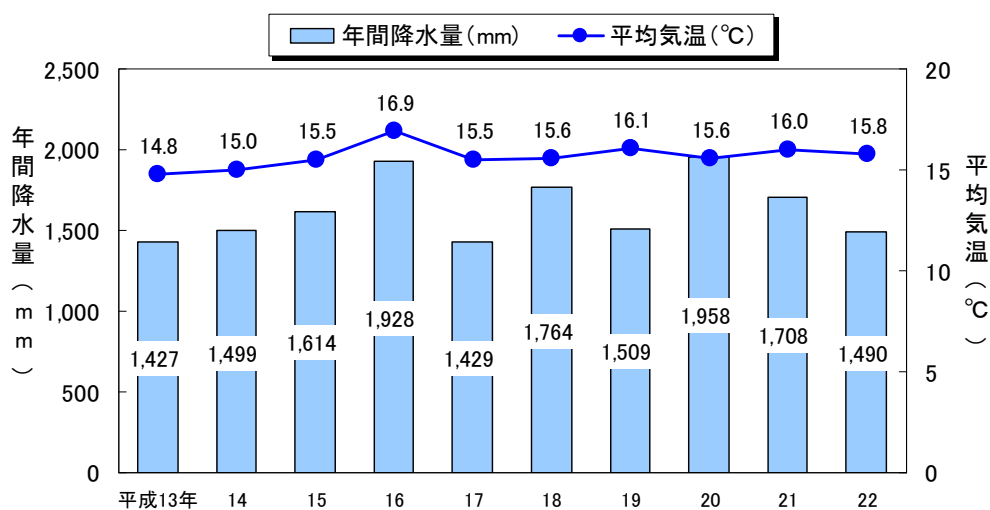
寒川町の位置

(2) 気象

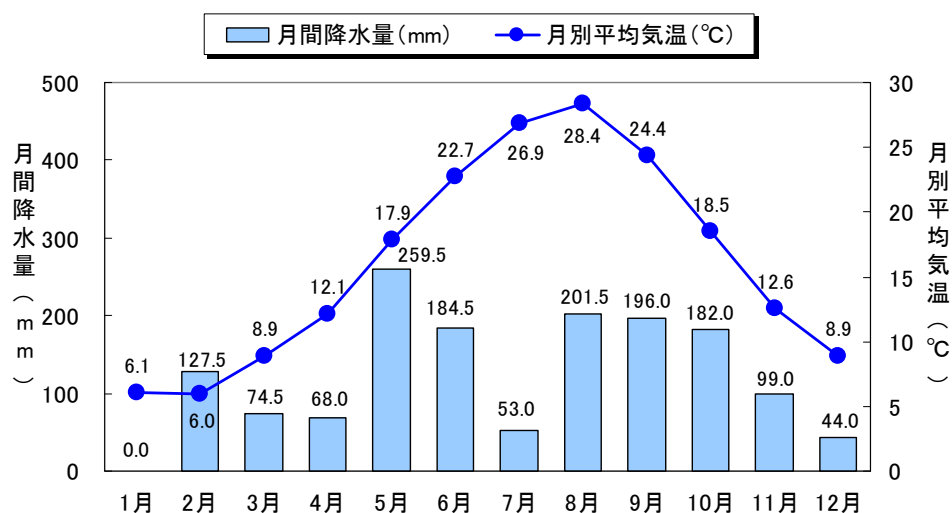
本町の過去10年間（平成13～22年）の年間平均気温は15.7℃、年間降水量は1,632mmであり、比較的温暖な気候です。

気象概要

| 年 | 年間気温(℃) | | | 年降水量 (mm) |
|------|---------|------|------|--------------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | |
| 平成13 | 14.8 | 33.5 | -5.5 | 1,426.5 |
| 平成14 | 15.0 | 35.0 | -4.3 | 1,498.5 |
| 平成15 | 15.5 | 34.3 | -4.7 | 1,614.0 |
| 平成16 | 16.9 | 37.7 | -3.0 | 1,927.5 |
| 平成17 | 15.5 | 36.5 | -5.0 | 1,429.0 |
| 平成18 | 15.6 | 34.5 | -4.8 | 1,763.5 |
| 平成19 | 16.1 | 36.6 | -3.9 | 1,508.5 |
| 平成20 | 15.6 | 35.6 | -4.6 | 1,957.5 |
| 平成21 | 16.0 | 35.5 | -4.4 | 1,708.0 |
| 平成22 | 15.8 | 36.0 | -5.7 | 1,489.5 |
| 平均 | 15.7 | 35.5 | -4.6 | 1,632.3 |



年間降水量及び年平均気温の推移



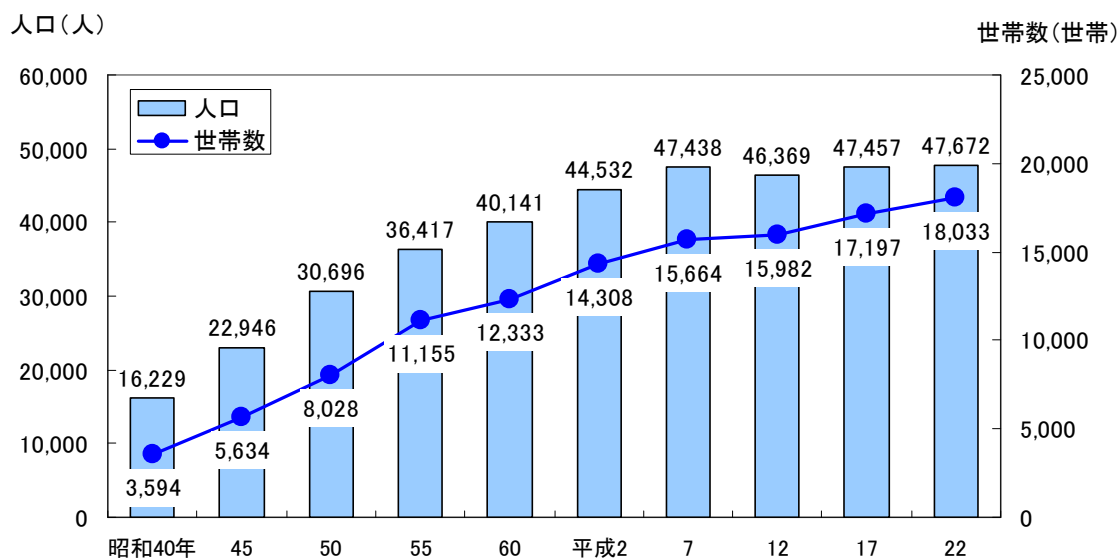
月別平均気温及び降水量（平成22年）

測定地点：寒川町消防本部 資料：統計さむかわ

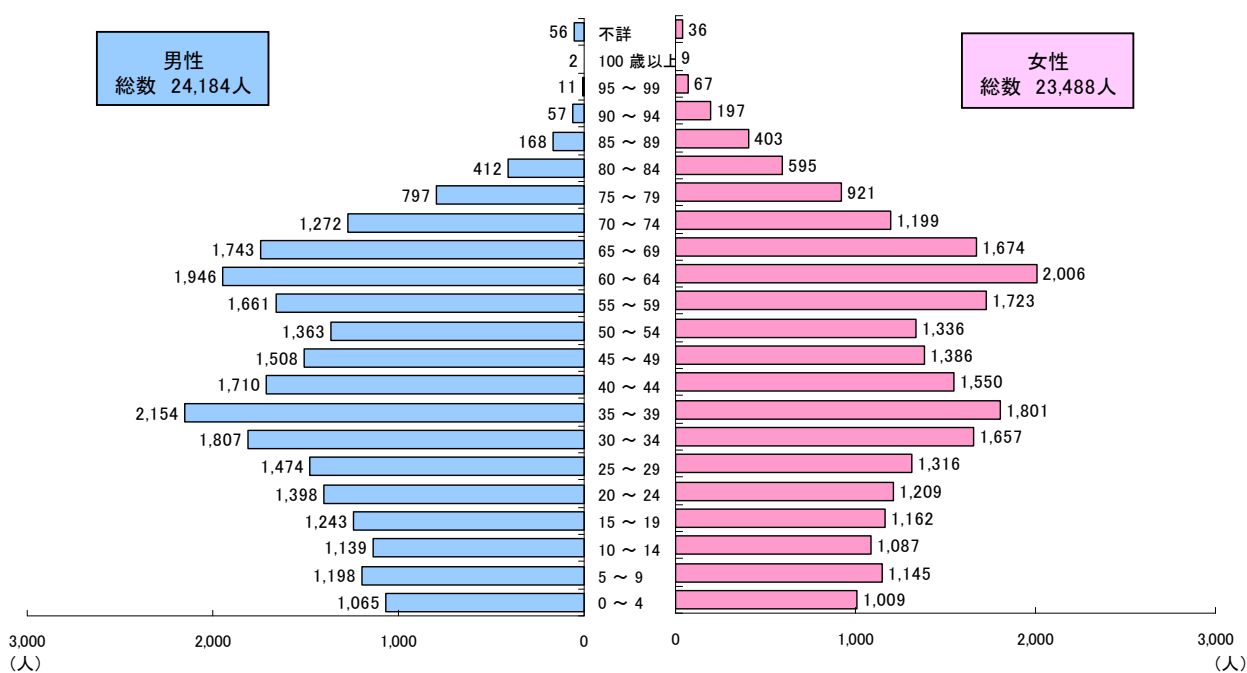
(3) 人口・世帯数の推移

人口は平成7年まで増加傾向にありましたが、その後は横ばいで推移しています。一方、世帯数は増加を続けており、1世帯当たりの人口が減少しています。平成24年1月1日現在の人口は47,509人、世帯数は18,207世帯で、1世帯当たりの人口は2.61人となっています。

年齢別の人口割合（平成22年10月1日現在）は、年少人口（15歳未満）が14.0%、生産年齢人口（15～64歳）が66.0%、老年人口（65歳以上）が20.0%となっており、高齢者の割合が年々高くなっています。



人口・世帯数の推移（各年10月1日現在） 資料：国勢調査

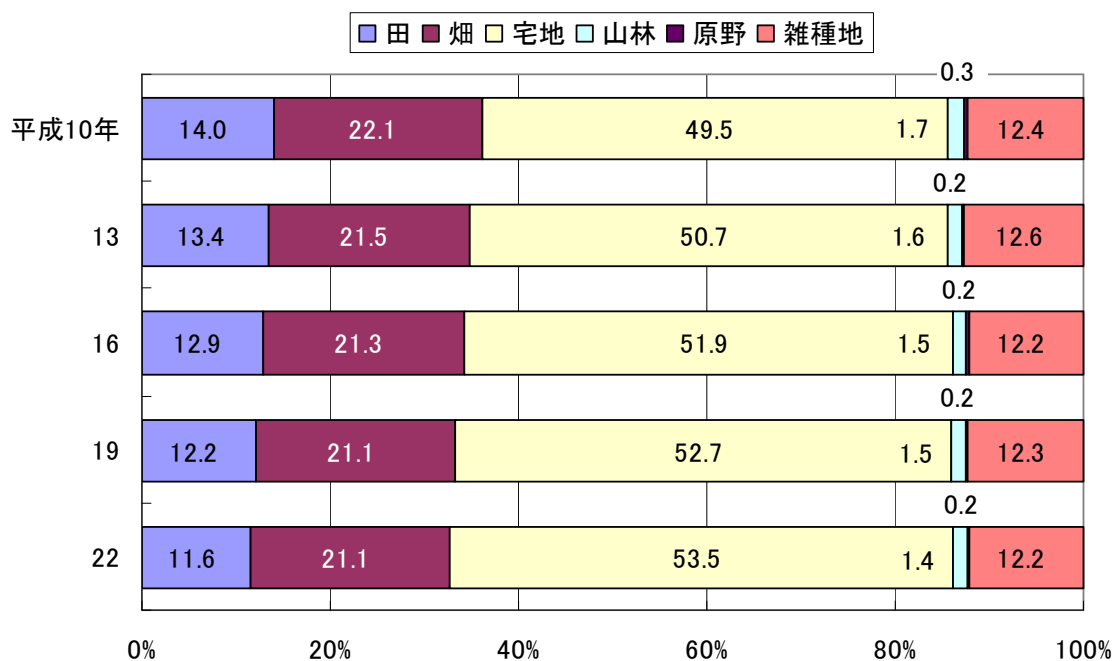


年齢別人口（平成22年10月1日現在） 資料：国勢調査

(4) 土地利用

本町の平成 22 年 1 月現在における土地地目別面積の割合は、宅地が 53.5%、次いで畑が 21.1%、田が 11.6%となっています。都市化の進展に伴い、田、畑等が減少して宅地に変わるなど土地利用が変化しています。

都市計画区域は町全域に指定されており、市街化区域が 698ha（町面積の 52.01%）となっています。市街化調整区域のうち 433ha が農業振興地域であり、うち 135ha が農用地区域に指定されています。



地目別面積割合の推移（課税対象地、各年 1 月 1 日現在） 資料：統計さむかわ

用途地域等指定状況（平成 24 年 1 月 1 日現在）

| 区 分 | 面 積 (ha) | 割 合 (%) |
|--------------|----------|---------|
| 都市計画区域 | 1,342 | 100.00 |
| 市街化区域 | 698 | 52.01 |
| 第1種低層住居専用地域 | 66 | 4.92 |
| 第1種中高層住居専用地域 | 92 | 6.86 |
| 第1種住居地域 | 231 | 17.21 |
| 近隣商業地域 | 19 | 1.39 |
| 商業地域 | 2 | 0.17 |
| 準工業地域 | 110 | 8.20 |
| 工業地域 | 75 | 5.59 |
| 工業専用地域 | 103 | 7.67 |
| 市街化調整区域 | 644 | 47.99 |
| うち農業振興地域 | 433 | 32.27 |
| うち農用地区域 | 135 | 10.06 |

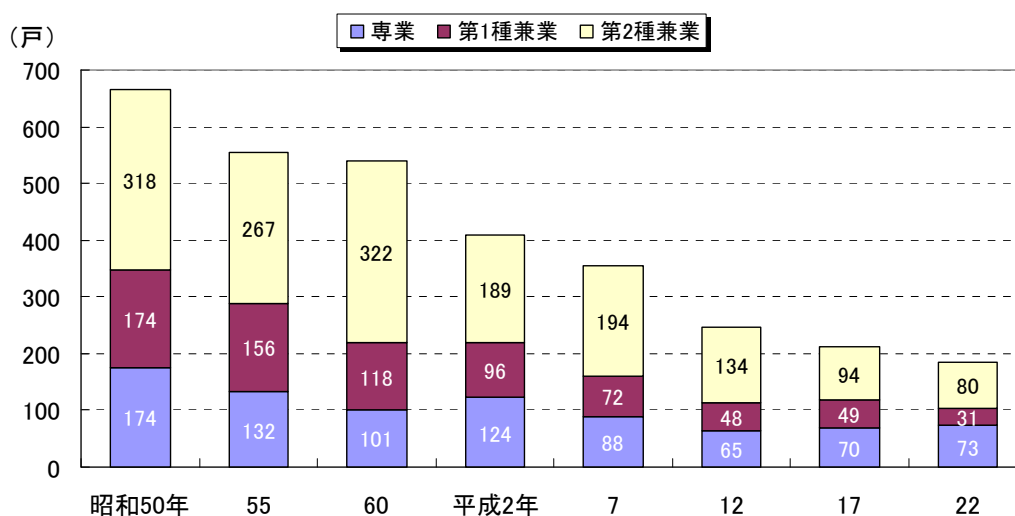
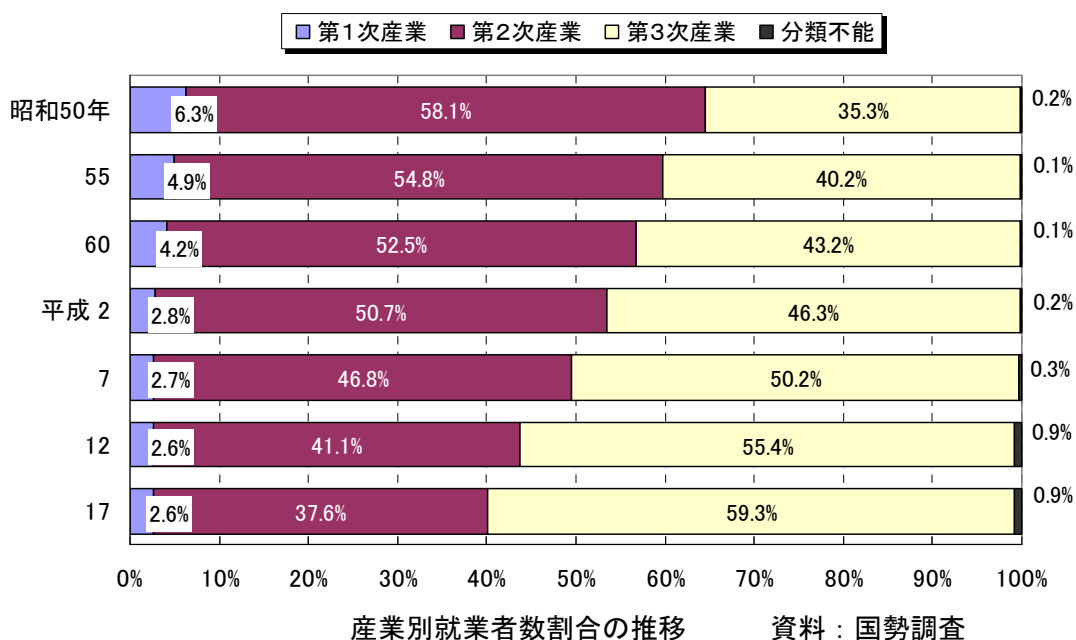
資料：都市計画課、産業振興課

(5) 産業

本町の産業別就業者数の割合（平成17年現在）は、第1次産業（農業・林業・漁業）が2.6%、第2次産業（鉱業・工業・建設業）が37.6%、第3次産業（小売業やサービス業）が59.3%となっています。以前は比率の高かった第2次産業の割合は減少し、逆に第3次産業の割合が増加しています。

なお、平成20年における工業事業所数は182箇所、年間製造品出荷額は約4,199億円です。また、平成19年における商店数は379店、従業者数は3,082人で、平成6年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少しています。

農家数は年々減少し、平成22年現在で184戸（専業農家73戸、第1種兼業農家31戸、第2種兼業農家80戸）となっています。



専業別農家数の推移

注：平成7年度以前は、第1,2種兼業農家数に自給的農家数を含む。平成12年度以降は販売農家のみ。

資料：農林業センサス

(6) 将来都市構造

これからの本町は、厚木広域連携拠点の一翼を担うツインシティの形成や、さがみ縦貫道路（自動車専用道路）の整備が進むことなどから、相模川右岸地域を含めた周辺都市と広域的な連携を図りながら都市整備を進めていくことが必要です。

本町では、役場などの公共施設が集積した地区を含めたJR相模線寒川駅周辺地区を中心市街地として拠点づくりを進めており、商業活動の中心的な地区としての役割が期待されています。

また、平成9年11月に東海道新幹線の新駅誘致地区に決定以降、本町の北部地域に位置する倉見地区では、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会より県央・湘南都市圏における環境共生モデル都市をめざしたツインシティ構想が打ち出されたことから、環境と共生した新たな拠点づくりを進めはじめたところです。このツインシティ倉見地区については、さがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジも近くにできることから広域的な交流と連携の窓口（ゲート）として、また町北部の中心的な地区としての役割が期待されています。

加えて、本町の南部にできるさがみ縦貫道路（仮称）寒川南インターチェンジの周辺地区においては、さがみ縦貫道路のほか、2本の主要な道路が計画、整備されていることから、交通の結節点として、自動車交通の利便性を生かし、周辺の環境と調和していく産業活動の中心的な地区として、役割が期待されています。

今後のまちづくりに当たっては、これらの3つの拠点と周辺都市の主な拠点と地域連携を図るための東西及び南北方向の連携軸を強化するとともに、3つの拠点を結びつける連携軸（交通インフラ、情報インフラ、水や緑などの自然）を強化して、それぞれの役割や機能を相互に生かし合うことで、本町の特性を生かしたにぎわいと活力を創造するまちをめざしていきます。

（3つの拠点）

○生活中心拠点

寒川駅周辺は、既存の機能集積を生かして、町の中心にふさわしい町民のための商業集積を図り、生活中心拠点として考えます。

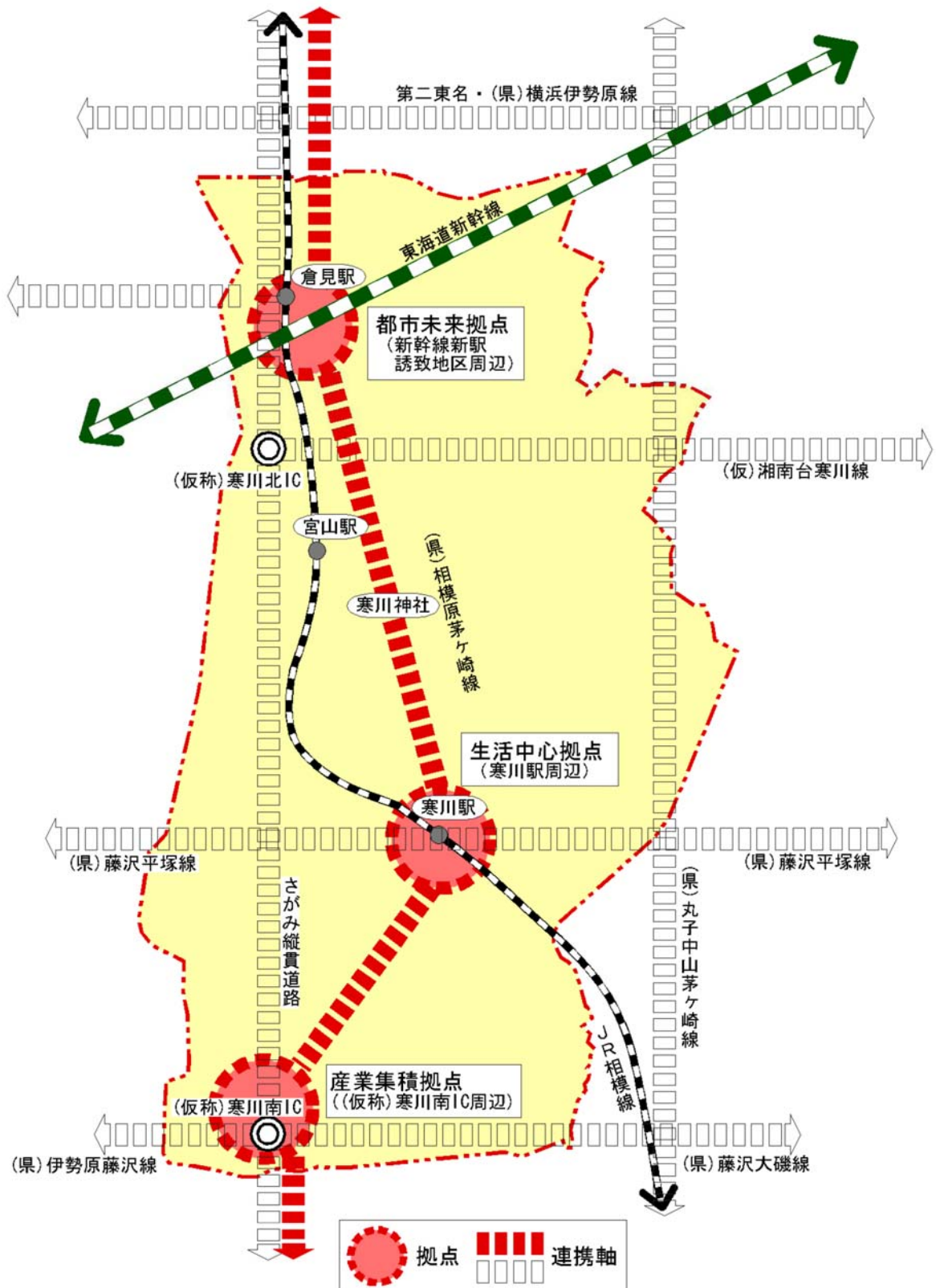
○都市未来拠点

新幹線新駅周辺は、新幹線新駅と（仮称）寒川北インターチェンジのインパクトを適切に受け止めつつ、倉見駅周辺との一体的整備を図ることにより、広域からの集客にも対応した文化・交流、商業・業務などの機能集積を図り、都市未来拠点として考えます。

○産業集積拠点

（仮称）寒川南インターチェンジ周辺は、自動車専用道路のインターチェンジ直近という交通条件の良さを適切に受け止めつつ、周辺環境との調和にも配慮した土地利用を図り、産業集積拠点として考えます。

出典：さむかわ2020プラン（改訂基本構想）



出典：さむかわ 2020 プラン（改訂基本構想）

寒川町の将来都市構造

2. 寒川町環境基本条例(平成13年3月28日条例第12号)

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本的施策(第8条～第10条)

第3章 効果的推進のための施策(第11条～第19条)

第4章 環境審議会(第20条)

附則

私たちのまち寒川は、雄大な富士や丹沢の峰々を望み、相模川の流れと四季を通じての温暖な気候に恵まれ、商業、工業、農業など様々な産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきた。

しかしながら、こうした発展に伴う社会経済活動や人口の増加による環境への影響は、身近な自然の減少、資源の大量消費とそれに伴う廃棄物の増大、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質の汚濁など、生活に密着した環境問題から地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染など、生命の源である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有すると共に、将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

寒川町では、自らが環境に負荷を与えている立場であることを認識し、人と自然との共生のもと調和の取れた豊かな環境づくりを目指した「寒川町環境宣言」を制定し、これらの環境問題に対する様々な取り組みを行っているところである。

この取り組みをさらに推進し、町、町民、事業者及び滞在者が一体となつて環境の保全と創造に努めることにより、美しく住みよい寒川を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で恵み豊かな環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することのできる社会の構築を目指して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、これを実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、自らも事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むよう努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「町民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第20条に規定する寒川町環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たつての指針)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を定め、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 前項の場合において、町は、特に次に掲げる事項が確保されるよう努めなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振

動、地盤の沈下、悪臭その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 生きものの生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに樹林、水辺、農地等における自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保すること。

(3) 潤いと安らぎのある都市環境を創造するため、緑化の推進、河川の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を図ること。

(4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。

(5) 地球環境保全を推進するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の措置を推進すること。

(報告)

第10条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 効果的推進のための施策

(町民等の意見の反映)

第11条 町は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて町民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第12条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、町民等の環境に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(町民等の活動への支援)

第13条 町は、町民等が取り組む環境の保全及び創造に関する活動の支援に努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 町は、町民等に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第15条 町は、環境の保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第18条 町は、環境の保全及び創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するものとする。

(推進体制の整備)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、寒川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 審議会の委員は、町民、関係団体の代表者及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

6 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

2 寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年寒川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、」を加え、「実現を目指した廃棄物対策のため」を「実現を目指し」に、「推進するために必要な」を「推進する」に改める。

(寒川町飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例の一部改正)

3 寒川町飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例(平成11年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、」を加える。

(寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

4 寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成5年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、」を加える。

3. 環境審議会委員等

(1) 寒川町環境審議会委員

(敬称略)

| | 氏名 | 選出区分 | 役職 |
|----|-------|------------------------|----|
| 1 | 高橋 香 | 公募の町民 | |
| 2 | 宮向井 勝 | 公募の町民 | |
| 3 | 村崎 修 | 公募の町民 | |
| 4 | 北村 実 | 町教育関係者(町教育委員会) | |
| 5 | 大野 雅義 | 工業関係者(寒川町工業協会) | |
| 6 | 清田 昭夫 | 商業関係者(寒川町商店連合会) | |
| 7 | 高橋 勉 | 漁業関係者(相模川第二漁業協同組合) | |
| 8 | 鈴木 和憲 | 農業関係者(JA さがみ寒川青壮年部) | |
| 9 | 山下 功 | 勤労者代表(湘南地域連合) | |
| 10 | 人見 勝則 | 自治会関係者(町自治会長連絡協議会) | |
| 11 | 平本 正子 | 女性代表(寒川町婦人会) | |
| 12 | 梅澤 五月 | 廃棄物関係団体(町廃棄物減量化等推進協議会) | |
| 13 | 片谷 教孝 | 学識経験者(桜美林大学リベラルアーツ学群) | ◎ |
| 14 | 渡辺 一法 | 学識経験者(神奈川県環境科学センター) | ○ |
| 15 | 若松 郁夫 | 学識経験者(株山武 環境省県境カウンセラー) | |

◎：会長、○：副会長

※任期：平成23年7月1日～平成25年6月30日

(2) 寒川町環境調整委員会

| 委 員 | |
|-------------|----------|
| ◎副町長 | ○企画政策部長 |
| 総務部長 | 健康福祉部長 |
| 少子高齢化対策担当参事 | 町民環境部長 |
| 都市建設部長 | 拠点整備担当参事 |
| 消防長 | 教育次長 |

◎：会長、○：副会長

(3) 寒川町環境調整委員会専門部会

| 委 員 | | |
|-------------|-----------|----------------|
| ◎町民環境部長 | 企画政策部専任主幹 | |
| 防災安全課長 | 高齢介護課長 | 町民課長 |
| ○環境課長 | 産業振興課長 | 道路課長 |
| 下水道課長 | 都市計画課長 | 田端西地区まちづくり推進課長 |
| 寒川駅周辺整備事務所長 | 新幹線新駅対策課長 | 予防課長 |
| 教育総務課長 | 学校教育課長 | 生涯学習課長 |
| 公民館長 | 農業委員会事務局長 | 総合図書館長 |

◎：部会長、○：職務代理者

4. 寒川町環境基本計画改訂の検討経過

| | | |
|-----------------|---------------------------------|---|
| 6月27日 ～6月29日 | 計画改訂に伴う各課ヒアリング | |
| 7月7日 | 第48回環境審議会 | ・「寒川町環境基本計画」改定方針及び今後の予定について ・環境基本計画(現行計画)について |
| 7月21日 | 環境調整委員会専門部会 | ・環境基本計画に関連する経過について ・環境基本計画改定方針について |
| 7月29日 | 環境調整委員会 | ・計画見直しに係るスケジュール(予定)について ・環境に関する意識調査(町民・事業者)について |
| 8月5日 | 第49回環境審議会 | ・環境に関する意識調査(町民・事業者)について ・(仮称)第2次寒川町環境基本計画骨子(案)について |
| 8月12日 | 環境調整委員会専門部会 | ・平成22年度版寒川町環境報告書の公表までの予定について ・平成22年度版寒川町環境報告書(案)について |
| 8月19日 | 環境調整委員会 | ・(仮称)第2次寒川町環境基本計画の「望ましい環境像」について |
| 8月26日 | 第50回環境審議会 | ・平成22年度版寒川町環境報告書作成・公表等に係る予定について ・平成22年度版寒川町環境報告書(案)について ・(仮称)第2次寒川町環境基本計画の「望ましい環境像」について |
| 9月1日 | 環境調整委員会専門部会 | ・(仮称)第2次寒川町環境基本計画の施策体系の統廃合(案)について |
| 9月7日 | 環境調整委員会 | ・施策の取り組み方針の統廃合等(案)について |
| 9月14日 | 第51回環境審議会 | ・(仮称)第2次寒川町環境基本計画の施策体系の統廃合(案)について ・望ましい環境像について ・施策の取り組み方針の統廃合等(案)について |
| 9月22日 | 第52回環境審議会 | ・施策の体系(改定計画案)について ・施策の取り組み方針の統廃合等(案)について ・重点プロジェクトの検討(案)について |
| 10月20日 | 環境調整委員会専門部会 | ・(仮)第2次寒川町環境基本計画(素案)について |
| 10月25日 | 環境調整委員会 | |
| 10月31日 | 第53回環境審議会 | ・(仮)第2次寒川町環境基本計画(素案)について |
| 11月11日 | 第54回環境審議会 | ・(仮)第2次寒川町環境基本計画(素案)について ・素案に対する環境審議会からの答申事項について |
| 11月22日 | 部長会議 | ・(仮)第2次寒川町環境基本計画(案)パブリックコメントの実施について |
| 12月8日 ～1月8日 | (仮)第2次寒川町環境基本計画(案)に関するパブリックコメント | |
| 12月9日 | 建設経済常任委員会協議会 | ・(仮)第2次寒川町環境基本計画(案)パブリックコメントの実施について |
| 12月20日 | (仮)第2次寒川町環境基本計画(案)に関する説明会 | |
| 1月16日 | 第55回環境審議会 | ・(仮)第2次寒川町環境基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について ・(仮)第2次寒川町環境基本計画(案)概要版について |
| 1月24日 | 部長会議 | ・(仮)第2次寒川町環境基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について |
| 1月30日 | 建設経済常任委員会協議会 | ・(仮)第2次寒川町環境基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について |
| 2月21日 | 政策会議 | ・第2次寒川町環境基本計画の決定 |

5. 諮問・答申

(1) 諮問

寒 環 第 44 号
平成 23 年 7 月 7 日

寒川町環境審議会会長 様

寒 川 町 長 山 上 貞 夫

寒川町環境基本計画改定について(諮問)

寒川町における環境施策につきましては、寒川町環境基本計画に基づき平成 15 年度から平成 23 年度を計画期間として、総合的かつ計画的に推進してまいりました。

今年度で計画期間が終了することを踏まえ、平成 24 年度以降の計画を改めて定める必要がありますが、次期環境基本計画についていかにあるべきか、寒川町環境基本条例第 8 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

平成 23 年 11 月 17 日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町環境審議会
会長 片谷 教孝

寒川町環境基本計画改定について(答申)

平成 23 年 7 月 7 日付け寒環第 44 号で諮問のありました、寒川町環境基本計画改定について本審議会の意見を次のとおり答申します。

寒川町では、平成 15 年 3 月に環境基本計画を策定し、平成 20 年 3 月には計画を一部改訂し、環境に関わる取り組みを推進してきました。

当初計画の策定後 8 年が経過する中で、着実に取り組みが進んでいるものもありますが、環境に関わる状況の様々な変化や、取り組みを進める中での課題、計画改定時に検討すべき課題等が明らかになっておりました。

これらの状況を踏まえ、本審議会においては今回の計画改定の素案の審議にあたって以下の内容に留意しました。

- (1) 現行計画を基礎資料としながら、計画全体を改定の対象とする。
- (2) 寒川町総合計画との整合性に留意する。
- (3) 社会情勢の変化や住民意識の変化に対して的確に対応する。
- (4) 分かりやすい計画とするため、計画の全体構成を見直し類似の施策を統廃合する等計画の簡素化を図る。
- (5) これまでの取り組み状況を踏まえ、適正な指標や数値目標の設定等及び進行管理体制の構築による実効性の高い計画とする。
- (6) 特に力を入れる内容を重点化し実施（達成）スケジュールを設定するなど、実効性の高い計画とする。

これらを踏まえ、環境基本計画における町が目指す望ましい環境像については、素案において新たに見直し、「みんなでつくる みどり豊かで 空気と水がきれいなまち」としております。

計画体系については現行計画の6つの環境側面を5つとし、21ある環境目標を16に統合整理したことによる簡素化を図り、施策の取り組み方針の整理統合等についても整理がされたと考えております。

また、多くの環境指標において3年ごとの数値目標を設定したことは、今後の適切な進行管理を期待するものでありますが、必要であれば計画期間中も見直しを行うべきと考えます。

さらに、新たな課題として東日本大震災に起因する放射線に関する取り組みの方向性を加えましたので、課題発生時には適切な対応をされたいと考えます。

環境基本計画で取り扱う環境の範囲は広く、計画は総花的で主たる課題が見えにくくなりがちであり、何を計画の目玉とするか絞り込んだ目標設定も必要である中で、今回の重点プロジェクトとして「きれいな河川の再生」、「ごみ減量とリサイクルの推進」、「省エネルギーと地球温暖化への取り組み」の3つとし、重点的に取り組む施策を抽出し、取り組みのスケジュールが具体化されております。

今後はパブリックコメント等の実施を踏まえ、速やかに計画を策定し、町民への周知に努められたいと考えます。

また、計画の推進及び進行管理については、計画に基づき着実に進めることはもちろんのこと、各主体との連携・協働による取り組みも推進されるよう要望すると共に、重点プロジェクトについては、推進に向けた予算措置等にも十分配慮を頂くよう重ねて要望いたします。

6. 環境基準等

環境基準は、環境基本法により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

(1) 大気関係

①大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|--------------------------------|---|
| 二酸化いおう (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 光化学オキシダント (O _x) | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |

- 備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件（設定年月日等） |
|------------|---------------------------------------|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |

- 備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

③微小粒子状物質に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件（設定年月日等） |
|---------|--|
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(H21.9.9告示) |

- 備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 河川水質関係

①人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

- 備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

②生活環境の保全に関する環境基準<河川（湖沼を除く）>

| 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | | 該当 水域 |
|----|-------------------------------------|---------------------|-------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|-------------------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | |
| AA | 水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL以下 | 水域類 型ごと に指定 する水 域 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL以下 | |
| B | 水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 5,000MPN/ 100mL以下 | |
| C | 水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — | |
| D | 工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — | |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと。 | 2mg/L 以上 | — | |

備考:1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする。

注: 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

寒川町内では、相模川(寒川取水堰より上流)がA類型、相模川(寒川取水堰より下流)及び目久尻川、小出川がB類型である(平成22年9月24日見直し)。

③水生生物の保全に係る水質環境基準

| 類 型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | 該当水域 |
|------|---|-------------|---------------|
| | | 全亜鉛 | |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | |

備考：基準値は、年間平均値とする。

寒川町内では、相模川が生物B類型である（平成21年11月30日指定）。

(3) 地下水関係

①地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項 目 | 基準値 | 項 目 | 基準値 |
|--------------|---------------|----------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | トリクロロエチレン | 0.03mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| PCB | 検出されないこと。 | チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(4) 土壌関係

①土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 | 項目 | 環境上の条件 |
|---------------|--|------------------|----------------------------|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。 | シスー1, 2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 有機燐(りん) | 検液中に検出されないこと。 | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 | トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 | テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 砒(ひ)素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 | 1, 3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。 | チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 | チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。 | ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 | セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 | ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。 | ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 | — | — |

備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(5) ダイオキシン類関係の環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|--------------|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質(水底の底質を除く) | 1pg-TEQ/l 以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |

備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。

3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(6) 騒音関係

①騒音に係る環境基準

| 地域の 類型 | 基準値 | | 類型指定地域 |
|-----------|------------------------|------------------------|---|
| | 昼間 (午前6時～ 午後10時) | 夜間 (午後10時～ 午前6時) | |
| AA | 50デシベル 以下 | 40デシベル 以下 | 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など 特に静穏を要する地域（寒川町内には指定なし） |
| A及びB | 55デシベル 以下 | 45デシベル 以下 | A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めがない地域 |
| C | 60デシベル 以下 | 50デシベル 以下 | C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 基準値（道路に面する地域） | |
|---|--------------------|--------------------|
| | 昼間 (午前6時～午後10時) | 夜間 (午後10時～午前6時) |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、C地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。（幹線道路を担う道路：高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び都道府県道並びに4車線以上の市町村道）

| 基準値（特例） | |
|--------------------|--------------------|
| 昼間 (午前6時～午後10時) | 夜間 (午後10時～午前6時) |
| 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

【騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について】（環境省）

公布日：平成13年01月05日 環大企3号

3 「騒音に係る環境基準について」の第1の1中「道路に面する地域」とあるのは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことをいう。

なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない。

5 「騒音に係る環境基準について」の第1の1中「幹線交通を担う道路に近接する空間」とあるのは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

②騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

| 区域の区分 | 基準値 | |
|---|--------------------|--------------------|
| | 昼間 (午前6時～午後10時) | 夜間 (午後10時～午前6時) |
| a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル | 55デシベル |
| a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 70デシベル | 65デシベル |
| b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び、c区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75デシベル | 70デシベル |

備考：本表のa, b, c区域の区分は、環境基準のA, B, C地域の区分と同じ。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう）に係る限度は、上表に関わらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

| 基準値（特例） | |
|--------------------|--------------------|
| 昼間 (午前6時～午後10時) | 夜間 (午後10時～午前6時) |
| 75デシベル以下 | 70デシベル以下 |

③新幹線鉄道騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | 類型指定地域 |
|-------|----------|--|
| I | 70デシベル以下 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めがない地域 |
| II | 75デシベル以下 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |

④航空機騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | 類型指定地域 |
|-------|----------|--|
| I | 70WECPNL | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めがない地域 |
| II | 75WECPNL | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |

(7) 振動関係

①振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度

| 地域の 区分 | 基準値 | | 類型指定地域 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|--|
| | 昼間 (午前8時～ 午後7時) | 夜間 (午後7時～ 午前8時) | |
| 第1種区域 | 65デシベル | 60デシベル | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めがない地域 |
| 第2種区域 | 70デシベル | 65デシベル | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |

(8) 悪臭関係

①神奈川県が定める臭気指数規制内容

| | |
|---------------------------------------|--|
| (1) 規制対象地域 | 神奈川県内の区域（※横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市及び大和市の区域を除く。）のうち、都市計画区域（農業振興地域を除く。） |
| (2) 規制対象 | 規制対象地域内にあるすべての工場・その他の事業場 |
| (3) 規制基準 (悪臭防止法第4条第2項 各号に基づく基準) | ア 敷地境界線上における規制基準（1号基準） 1種地域 臭気指数〔10〕 2種地域 臭気指数〔15〕 |
| | イ 気体排出口の規制基準（2号基準） 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度 |
| | ウ 排出水における規制基準（3号基準） 1種地域 臭気指数〔26〕 2種地域 臭気指数〔31〕 |

備考：1種地域 住居系地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）

2種地域：商業系地域（近隣商業地域、商業地域）、工業系地域（工業地域、準工業地域及び工業専用地域）及びその他の地域

7. 用語解説集

| 五十音 | 用語 | 内容 |
|--------|--|--|
| あ 行 | アイドリングストップ | 大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から開始した運動のこと。必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み降ろしの間など、不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止めるなどが挙げられる。 |
| | アスベスト（石綿） | 天然の繊維状の鉱物で、石綿（いしわた、せきめん）ともいう。 断熱性などに優れた材料として建築物等に使用されてきたが、飛散し、人が吸入することにより健康被害が生じるおそれがある。現在は原則として製造等が禁止されている。 |
| | 一酸化炭素（CO） | 燃料の不完全燃焼により発生する気体のこと。身体に入ると酸素の供給を阻害する。主な発生源は自動車である。 |
| | 移入種 （外来生物・外来種） | 人為的に限らず、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に入り込んだ個体の種を指すが、一般的には人為的に自然分布域の外から持ち込まれた種をいう。自然に分布するものと同種であっても、他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれる。「外来種」とほぼ同義語だが、「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多い。 移入種は、在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼし、在来種の絶滅を招くような重大な影響を与えるものもある。 |
| | 雨水浸透設備 | 地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。 例として、浸透枳や透水管、透水性舗装などがある。 市街地では、降った雨は地下に浸透せず、一気に川に流れ込むため、年々一気に川に集まる水量は多くなり、川の氾濫や床上・床下浸水、道路冠水などの被害が発生し、逆に地下水や湧水量は減少している。 |
| | エコドライブ | おだやかにアクセルを操作するなど環境にやさしい運転方法のこと。 エコドライブを実践することで、自動車の排出ガスを削減できるだけでなく、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出も抑制することができる。 |
| | エコファーマー制度 | 平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を提出した農業者に対して、都道府県知事が環境にやさしい農業に取り組む農業者（認定農業者）として、認定する制度のことです。平成23年3月末現在の認定件数（全国）は212,053件（実数）である。 |
| NPO | 非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳される。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。1998年に特定非営利活動促進法（通称NPO法）が制定された。 | |

| 五音 | 用語 | 内容 |
|--------|--|---|
| あ 行 | オゾン層、 オゾンホール | <p>地表 20～25 kmの成層圏には、オゾンが高濃度で分布するオゾン層が存在している。このオゾン層は、生物にとって有害な紫外線を吸収する作用をもっているが、近年、冷媒などに用いられるフロン等の物質により破壊され、特に、極地におけるオゾン量が減少している。</p> <p>南極上空では、その特殊な気象条件などから春期（9～10月頃）にオゾン全体量が著しく低下する現象（オゾンホール）が70年代の終わり頃から観測されている。</p> |
| | 温室効果ガス | <p>太陽光線によって暖められた地表面から放射される紫外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。温室効果ガスには、CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（亜酸化窒素）、フロンガス〔HFCs（ハイドロフルオロカーボン）、PFCs（パーフルオロカーボン）〕、SF₆（六フッ化硫黄）などがある。</p> |
| か 行 | 外来生物・外来種 （移入種） | 移入種を参照 |
| | 家庭菜園 | <p>農業者以外の市民を対象に野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。広報紙などで利用者を募集している。</p> |
| | 家電リサイクル法 | <p>エアコン、テレビ（ブラウン管、プラズマ、液晶）、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫、衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。</p> |
| | 環境家計簿 | <p>地球温暖化を防ぐため、消費者が楽しみながら、また、家計費の節約を励みとしながら、環境保全に配慮したライフスタイルを自然に実践していくことができるよう工夫した家計簿のこと。家計簿は、各家庭でどのくらいの二酸化炭素を排出しているのか、どのような行動をすれば排出量を減らせるか把握できるようになっている。</p> |
| | 環境基準 | <p>環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。</p> |
| | 環境教育・環境学習 | <p>幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てること。</p> |
| | 環境行動指針 | <p>寒川町の町民、事業者、行政が、普段の生活や事業活動で環境に与える負荷を減らすために、一人ひとりが、具体的にどのような環境行動を心がければよいかを示した手引書。町民編・事業者編・行政編がある。環境行動指針をもとに日常の生活や、事業活動で、まずできることから着実に取り組み、それを長続きさせることが、環境に与える負荷を減らす第1歩になる。</p> |
| 環境報告書 | <p>寒川町では、環境基本計画に基づいて実施した施策の状況等について、環境基本条例の規定により、報告書を作成し、これを公表している。</p> | |

| 五十音 | 用語 | 内容 |
|--------|----------------|--|
| か 行 | 環境保全型農業 | <p>農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。</p> <p>具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。</p> |
| | 環境マネジメントシステム | <p>組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System) という。</p> <p>環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001があります。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがある。</p> |
| | 揮発性有機化合物 (VOC) | <p>常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたもの。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントやSPM(浮遊粒子状物質)の発生に関与していると考えられている。</p> |
| | 京都議定書 | <p>1997年12月、「地球温暖化防止京都会議」において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。2005年2月に京都議定書として発効され、わが国においては、2008年～2012年の第一約束期間における温室効果ガスの排出量を1990年と比較し、6%削減することが義務付けられている。</p> <p>京都議定書の定める2012年以降の枠組みについては、「ポスト京都議定書」として国際的な話し合いが進められている。</p> |
| | 近隣騒音 | <p>商店・飲食店などの営業騒音、拡声機騒音や家庭のピアノ、エアコン、ステレオ等の音やペットの鳴き声等の生活騒音のこと。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっている。</p> |
| | 光化学オキシダント | <p>太陽光線(紫外線)によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体のこと。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。</p> |
| | こどもエコクラブ | <p>環境庁(現環境省)が平成7年度から開始した、子どもたちが地域の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取り組みや活動ができるよう、小中学生を対象にしたクラブを各地に設立し、その活動を支援するもの。</p> |
| | ゴミ資源化率 | <p>(資源リサイクル回収量(可燃系・不燃系) + 資源プラスチック類回収量) ÷ 一般廃棄物排出量 × 100</p> |

| 五音 | 用語 | 内容 |
|--------|-------------------------|--|
| さ 行 | 再生可能エネルギー | 有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。 |
| | さむかわエコネット （寒川環境町民会議） | 町民、事業者、各種団体及び行政が協力して環境活動を進めるために、平成 17 年 8 月に設立された。 現在、自然環境部会、4 R 省エネ部会がそれぞれ活動を進めているほか、町関係イベント（みどりのフェスティバル、産業まつり）に出店し、活動紹介、各種環境活動に関する啓発、イベントにおけるゴミの減量等に取り組んでいる。 |
| | 酸性雨 | 工場・事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され、硫酸イオン、硝酸イオン等となって雨水に取り込まれて生じた酸性度の強い雨をいう。一般に清浄な雨水は大気中の炭酸ガスによって飽和されて pH5.6 程度となっているため、これより低い pH 値を示す雨水を酸性雨と呼んでいる。 |
| | 自然エネルギー | 太陽光、水力、風力、地熱など自然の活動により生み出されるエネルギーのこと。 |
| | 自然環境保全地域 | 自然環境の保全及び回復育成に関する条例に基づき、良好な自然環境を保全するため緑地保全の指定を告示した地域のこと。保全地域では、恒久的な保全を図るため、地区内の行為が制限されている。 |
| | 自然共生社会 | 人間と地球に生きるすべての生物が共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会をいう。 |
| | 社寺林 | 寺院や神社の林のことで、神聖な場所として大切に守られてきた。多くの場合常緑広葉樹林（照葉樹林）であり、その植生はしばしば原生林の面影を残している。 |
| | 循環型社会 | これまでの「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。 |
| | 湘南エコウェーブ | 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の 2 市 1 町が協力して進めている地球温暖化防止に向けた取り組み。 EV（電気自動車）ネットワークプロジェクト、緑の保全と普及プロジェクト、環境イベントプロジェクト、広報プロジェクト等を行っている。 |
| | 浸透枿 | 河川の雨水流出量の抑制、地下水の涵養や街路樹の保護育成を図るため、屋根に降った雨水を地下に浸透させるための設備のこと。 |

| 五十音 | 用語 | 内容 |
|--------|---------|--|
| さ 行 | 生態系 | 植物、動物などとそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを総合した系（システム）のこと。 |
| | 生物多様性 | ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられる。 |
| た 行 | ダイオキシン類 | 工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう塩素を含む有機化学物質のこと。 通常は無色透明の固体で水に溶けにくく、脂肪に溶けやすい性質を持ち、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に反応しない安定した状態を保つことが多い。しかし、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性などが確認されている他、生殖障害や免疫機能の低下を招くおそれがあるとされている。 |
| | 多自然型護岸 | 川の流れによって堤防や河岸が削られるのを防ぎ、治水対策として進められる護岸工事において、従来のコンクリートで固める方法に代えて、治水上の安全性を確保しつつ、自然生態系や景観に配慮した工法を用いたものを多自然型護岸という。寒川町内の目久尻川や小出川でも実施されている。 |
| | 地球温暖化 | 現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の予測によれば、このまま対策を講じなかった場合、2100年には地球全体の平均気温が最大で6.4℃上昇し、海面水位が最大で59cm上昇すると予測されており、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。 |
| | 地産地消 | 地域生産地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。 消費者と生産者の距離が近いこと鮮度が良く野菜の栄養価が高い、地域経済の活性化につながる等のメリットのほか、環境面からは、農水産物の輸送にかかるエネルギーを削減できるというメリットがある。 |
| | 町民大学 | 町民に環境意識の向上と環境活動に参加する機会を提供することを目的とする。野鳥観察会、発電所の見学、洋服のリフォームなど、さまざまな講座が実施されている。 |
| | ツインシティ | 東海道新幹線新駅誘致地区である寒川町倉見地区と、相模川対岸で新たな都市づくりを行う平塚側地区において、二つの異なる条件を持った地区でそれぞれ個性豊かな都市づくりを進めようとするもの。 |

| 五十音 | 用語 | 内容 |
|--------|-------------------------|--|
| た 行 | 低公害車 | <p>電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。</p> <p>典型的な例としては、いわゆる4低公害車と呼ばれる電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車があるが、このほか、ガソリン・ディーゼル自動車であっても首都圏の八都府市が独自の基準に基づき指定した、窒素酸化物などの排出量が少ない八都府市指定低公害車がある。</p> |
| | 低炭素社会 | <p>炭素（二酸化炭素）の排出が少ない社会のこと。地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量が小さい社会で、排出量と吸収量が同じ（カーボンニュートラル）であること、またはそれに近い状態を目指すもの。</p> |
| | 電動式生ゴミ処理機 | <p>家庭で、生ゴミを乾燥・分解して減容化する処理機で、家電メーカーなどから発売されている。</p> |
| | 都市公園 | <p>都市公園法第2条及び都市計画法第11条第1項～第2項に該当する土地で、同法では「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、陳列館、売店、駐車場など」を備えた敷地としている。都市公園法に規定される都市公園には次のものがある。</p> <p>「国営公園」広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業として設置するもの。</p> <p>「地方公共団体が設置する都市公園」街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等</p> |
| | 特定外来生物 | <p>外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（2004）によって規定された生物。2011年7月現在、105種が指定されている。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。</p> <p>なお同法では、特定外来生物の他、影響の実態がよくわかっていない「未判定外来生物」、特定外来生物などと見た目上の判別が難しい「種類名証明書の添付が必要な生物」について定め、規制や証明書の添付を必要としている。</p> |
| な 行 | 生ゴミ処理機・容器 | <p>一般家庭から排出される生ゴミを減量させる機器のこと。減量された生成物は、堆肥としても利用できる。</p> |
| | 二酸化硫黄（SO ₂ ） | <p>硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質である。「大気汚染防止法」（昭43法97）では二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物について排出基準を定め、更に総量規制も実施している。現在の環境基準の達成率は、ほぼ100%に近い状況である。</p> |
| | 二酸化炭素（CO ₂ ） | <p>炭酸ガスともいう。無色、無臭で気体、低温で圧力を加えると液化する気体のこと。自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加する傾向がみられる。また、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、その増加は地球の温暖化促進につながるものと懸念されている。</p> |

| 五十音 | 用語 | 内容 |
|--------|-------------------------------|--|
| な 行 | 二酸化窒素 (NO ₂) | 主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物 (NO _x) の一種。発生源は自動車や工場、事業場など。 |
| は 行 | BOD (ビーオーディー) (生物化学的酸素要求量) | 生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚染物質 (有機物) が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと。河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。 |
| | PRTR (環境汚染物質排出・移動登録システム) 制度 | PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい排出されたか、あるいは廃棄物中に含まれて事業所の外に運び出されたかなどを事業者が自ら把握し、毎年、都道府県などを經由して国に届け出るとともに、国がその届出データや推計に基づき、排出量・移動量を公表する仕組みのこと。 |
| | PCB (ポリ塩化ビフェニル) | 無色液体 (塩素化の程度に結晶状)、不燃性で科学的に安定度が非常に高く、極めて分解されにくい物質。耐熱性、電気絶縁性にすぐれた化学物質としてトランス油、ノーカーボン複写紙などに用いられた。一度体内に入ると極めて分解、排出されにくく、蓄積性が高いため、人体にとって危険度が高い。環境基準は「検出されないこと」となっており、1972年から生産・使用が禁止となっている。 |
| | PDCA サイクル | Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検)、Action (是正) を意味し、品質向上のための体系的考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念である。管理計画を作成 (Plan) し、その計画を組織的に実行 (Do) し、その結果を内部で点検 (Check) し、不都合な点を是正 (Action) したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。 |
| | ヒートアイランド | 都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド (熱の島) といわれる。 |
| | フェロモントラップ | 害虫の雌が遠距離から雄を呼び集めるために放出する匂い物質を化学的に合成したもの (誘引剤) を使って害虫を捕まえる装置。人体に影響のない誘引剤を使用することで、害虫駆除のための農薬の使用量を減らすことができる。 |
| | 浮遊粒子状物質 (SPM) | 大気中に浮遊する粒径が 10 μm (ミクロン: 1 μm は、1mm の 1,000 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。 |

| 五音 | 用語 | 内容 |
|--------|--------------------|---|
| は 行 | フロン | フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称であり、世界的にはフルオロカーボンと呼ばれている。無色・無臭の気体または液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることにより、オゾン層の破壊を引き起こすとして、昭和 62 年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。我が国では、CFC が平成 7 年末に生産が全廃され、HCFC も段階的に生産が削減され、平成 32 年には生産の全廃が決定している。さらに、HFC については、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化の温室効果が高いことから、この面での抑制も新たに行われることになった。 |
| | 放射線モニタリングポスト | 放射線を定期的に、または連続的に監視測定することをモニタリングといい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。寒川町の近傍では、神奈川県衛生研究所（茅ヶ崎市）に設置されている。 |
| | 保存樹木、保存樹林 (町指定) | 町民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するため、「寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第 4 条に基づき、以下の基準に該当する樹木等を保存樹木、保存樹林として指定している。 (1) 樹木の密集している土地の面積が 300 平方メートル以上 (2) 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5 メートル以上 (3) 高さが 10 メートル以上で、かつ、幹の周囲が 1.2 メートル以上 (4) 株立ちした樹木で、高さが 3 メートル以上 所有者等は、保存樹木等について枯損の防止その他その保全に努めること、町民及び事業者は、樹木等が大切に保全されるよう協力しなければならないと規定されている。 |
| | ホットスポット | 汚染物質が大気や海洋などに流出したときに、気象や海流の状態によって生じるとりわけ汚染物質の残留が多くなる地帯のこと。 |
| ま 行 | 緑のカーテン | 植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法のこと。 |
| | 緑の基本計画 | 市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。(都市緑地法第 4 条) |
| や 行 | 屋敷林 | 季節風による家屋や田畑の被害を軽減するために造成、維持される森林のことで、家屋の敷地内に造られるもの。 |
| | 有害鳥獣 | 法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には、経済活動や生活環境等に害性を及ぼすものを有害鳥獣とっており、排泄物等により被害を与えるものや、農林水産物等を食害するものが大部分である。 |
| | 遊休農地 | 農地として管理されていないため、草木が生え荒れている土地。 |

| 五音 | 用語 | 内容 |
|--------|-------------|---|
| や 行 | 要請限度 | <p>自動車騒音の要請限度</p> <p>騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。</p> <p>振動の要請限度</p> <p>振動規制法においては、市町村長は指定地域内における道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。</p> |
| ら 行 | 緑化基金 | <p>平成2年に制定された「寒川町緑化基金条例」にもとづいて、緑化の推進を図る事業の財源とするために設置された基金のこと。</p> |
| | 緑地保全地区（町指定） | <p>里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。</p> <p>都市緑地法に基づくものは、「緑地保全地域」と呼ばれる。</p> |

第2次寒川町環境基本計画

みんなでつくる みどり豊かで 空気と水がきれいなまち

平成24年3月

発行：寒川町

編集：町民環境部 環境課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165

TEL：0467-74-1111（代表）

FAX：0467-74-1385

URL：<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>